

会津美里町こども計画

【計画案】

令和7年3月

会津美里町

■■■ 目 次 ■■■

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 国・県の動向	2
3 計画の位置づけと期間	4
4 計画の策定体制	5
第2章 こども・子育てを取り巻く現況	6
1 人口・世帯の状況	6
2 子育て家庭の状況	9
3 こども・若者の状況	11
4 こども・子育てに関する実態と意向	16
5 関係団体ヒアリング調査	53
6 現行計画の評価	57
7 こども・子育てを取り巻く課題	64
第3章 計画の基本的な考え方	66
1 基本理念	66
2 計画の基本的な視点	67
3 施策の体系	68
第4章 施策の展開	69
1 ライフステージ共通の取り組み	69
2 こどもの誕生前から乳幼児期の取り組み	77
3 学童期の取り組み	83
4 青年期の取り組み	85
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	87
1 教育・保育提供区域の設定	87
2 教育・保育事業の量の見込み・確保方策	87
3 地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保方策	89

第6章 計画の推進に向けて	97
1 推進の体制	97
2 計画の進捗状況の管理・評価	98
資料編	99
1 会津美里町子ども・子育て会議条例	99
2 会津美里町子ども・子育て会議 委員名簿	101
3 策定経過	102

※「こども」の表記については、法律名や事業名、アンケート調査、ヒアリング調査を除き、ひらがな表記に統一しています。

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成 24 年に制定された「子ども・子育て関連 3 法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取り組みなどが展開されてきました。

さらに、この 3 法に基づいて平成 27 年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域のこども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、会津美里町（以下「本町」という。）においても、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「会津美里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後 2 期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和 5 年 4 月 1 日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。

同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「会津美里町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力に推進するために、そして令和 6 年度に計画期間が満了となる「第 2 期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 2 期計画」という。）の後継である「第 3 期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」を含んだ計画として策定するものです。また、国から示されているように「市町村におけるこどもの貧困対策計画」及び「市町村子ども・若者計画」の内容も踏まえつつ、策定します。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

①幼児教育・保育、こども・子育て支援

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が成立しました。これを基に、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

令和 5 年 12 月には、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの 100 か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることを目的とした、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されました。

さらに、令和 6 年 10 月には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する旨が盛り込まれた「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されました。

②若者支援・少子化対策

こども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行、同年 7 月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。平成 28 年 2 月には「子ども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

その後もこども・若者を取り巻く状況は大きく変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中で、令和 3 年 4 月に第 3 次となる大綱が策定されました。令和 5 年 12 月には、「子供・若者育成支援推進大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

③こどもの貧困対策

こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年 1 月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、こどもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針等が示されました。

さらなる取り組みの充実を図るべく、令和元年 6 月の「こどもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村においても計画策定が努力義務となりました。

令和元年 11 月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていないまたは届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

その後、令和 5 年 12 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

なお、令和 6 年 6 月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」と改められました。

④学校教育・学童期

令和 5 年 6 月に、2040 年以降の社会を見据え、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という基本方針に掲げた「第 4 期教育振興基本計画」が策定されました。こどもの健やかな成長に向けては、「学び」に係る政策と「育ち」に係る政策の両者が、それぞれの目的を追求する中で、専門性を高めつつ緊密に連携することが重要であり、教育振興基本計画の推進にあたっては、こども大綱に基づくこども施策と相互に連携を図りながら取り組む必要があることが明記されています。

平成 30 年 9 月に、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。このプランは、令和 6 年度末で計画期間が終了となりますが、その理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和 5・6 年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」がとりまとめられました。

⑤こどもの権利

平成元年に、こども（18 歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にした「子どもの権利条約」が国連総会によって採択されました。日本は、平成 6 年に批准しています。

令和 4 年 6 月に、日本国憲法及び子どもの権利条約に則り、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。

全てのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。

これらの基本理念に則り、こども・若者施策を総合的に推進するため、令和 5 年 12 月に、「こども大綱」が定められました。

（２）県の動向

福島県では、これまで子ども・子育て支援法第 62 条の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制その他業務の円滑な実施に取り組むため、「ふくしま新生こども夢プラン（福島県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定し、各施策を推進していました。

このたび、計画期間が満了となることから内容の見直しと併せ、新たに定められた「こども基本法」や「こども大綱」で示された、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか」の理念をプラスすることで、こども計画との一体化による「福島県こどもまんなかプラン（仮称）」を策定することが示されています。

3 計画の位置づけと期間

(1) 法的位置づけ

こども計画とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会(ウェルビーイング)を実現していくための計画であり、「第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」に位置付けた「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」に加え、新たに「市町村子ども・若者計画」「市町村におけるこどもの貧困対策計画」を包含した計画です。

なお、計画の策定にあたっては、国から示される「こども大綱」及び「こども計画策定ガイドライン」を勘案します。

■包含する計画と根拠法

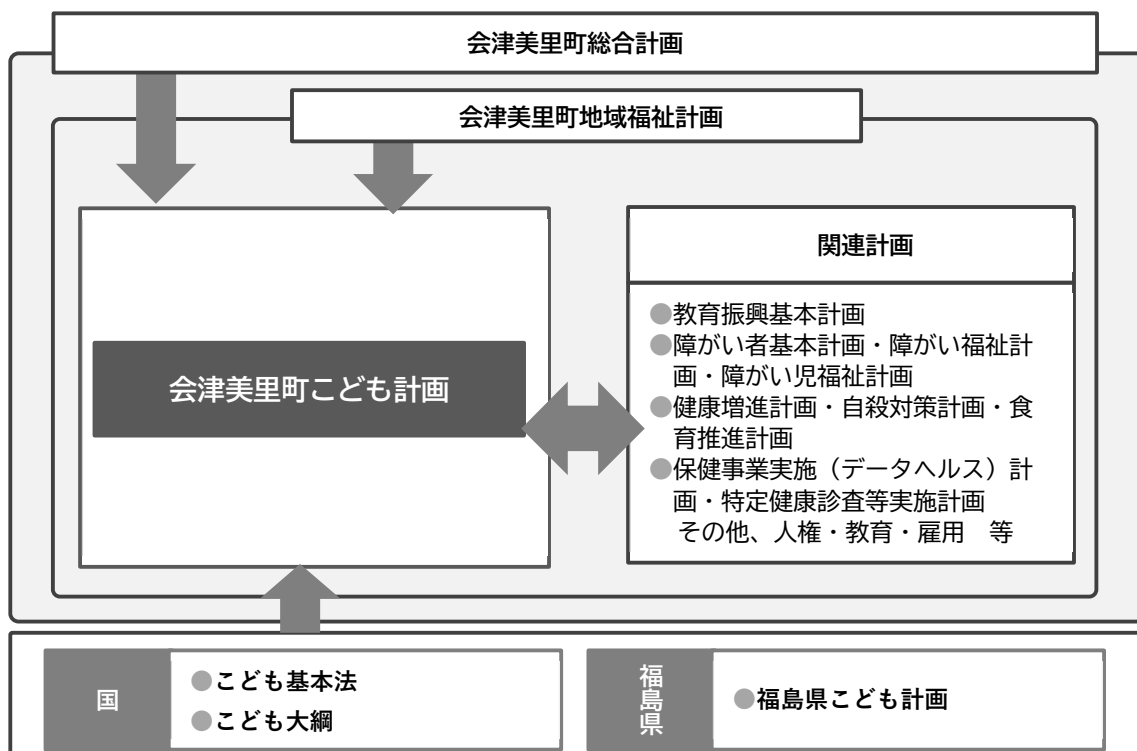
- ① 市町村こども計画（こども基本法第10条第2項に規定）
- ② 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法第8条に規定)
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第61条に規定)
- ④ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定)
- ⑤ 市町村におけるこどもの貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定)

(2) 庁内の計画における位置づけと計画期間

「こども計画」は、町の「総合計画」に基づく児童福祉・教育分野の個別計画であり、こども・若者に係る総合的な計画でもあります。また、福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」や教育振興の基本となる「教育振興基本計画」等との整合を図りながら策定します。

なお、本計画は令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、令和8年度末に町民へのアンケート調査を実施するとともに、必要に応じて令和9年度に本計画の中間評価を行います。

■計画の位置づけ



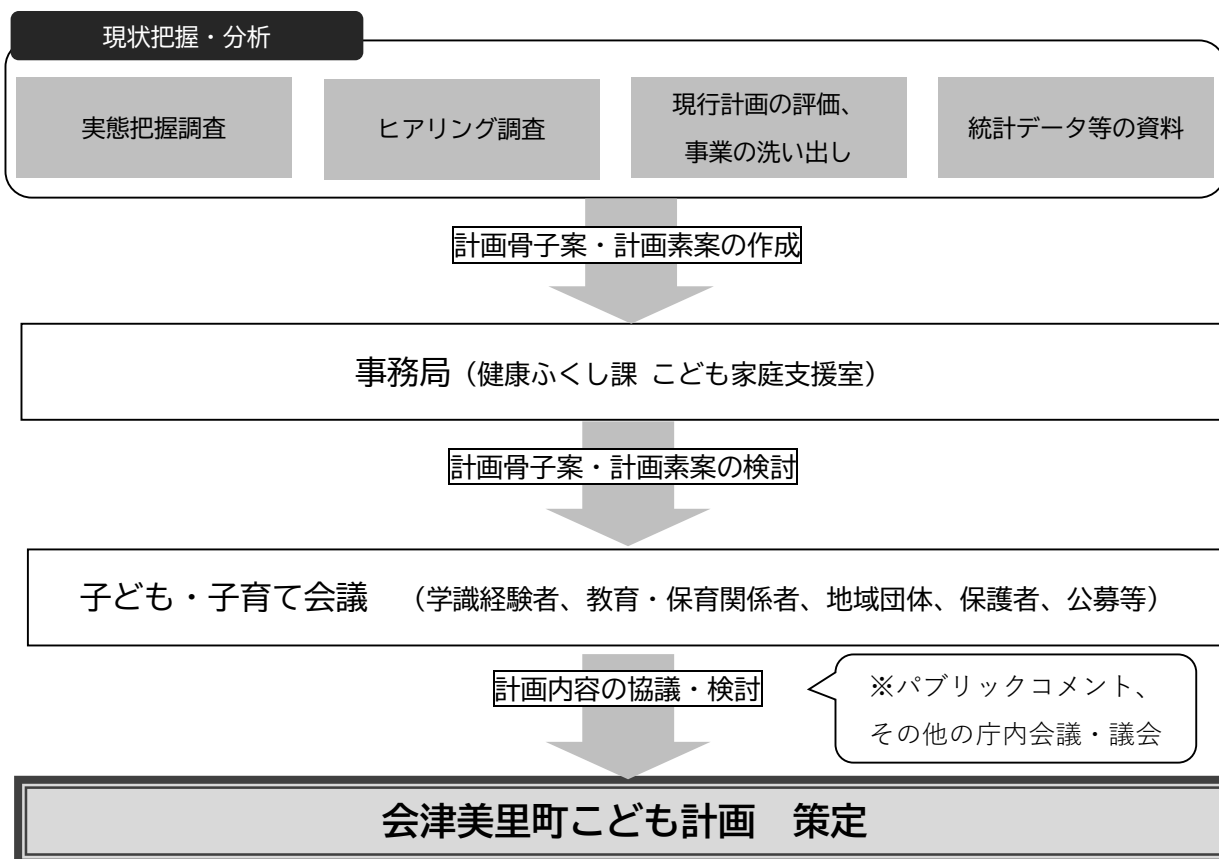
■各行政計画等の計画期間

< > は今後策定予定

計画の名称		年度	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
総合計画	基本構想	第3次	<第4次>				
	基本計画	後期	<前期>				
地域福祉計画		第4期					<第5期>
こども計画		本計画					
教育振興基本計画		第3期	<第4期>				
障がい者基本計画		第4期					
障がい福祉計画・障がい児福祉計画		第7期・第3期	<第8期・第4期>				
健康増進計画・自殺対策計画・食育推進計画		<第4次>					
保健事業実施（データヘルス）計画・特定健康 診査等実施計画		第3期・第4期					

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の体制により、現状把握及び課題の抽出と計画内容の協議を進めます。



第2章 こども・子育てを取り巻く現況

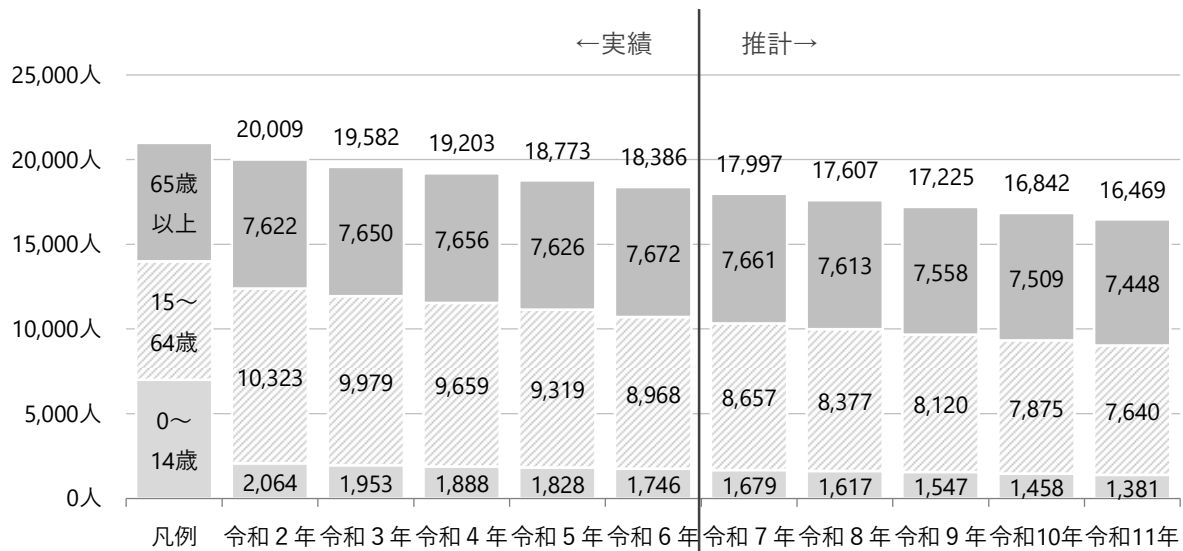
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移・推計

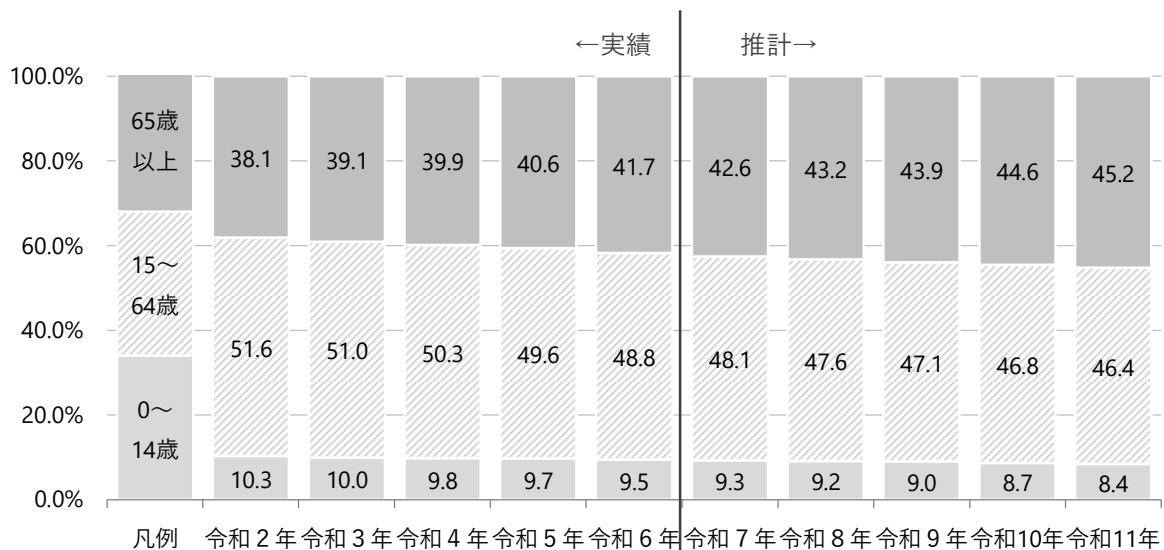
本町の総人口については年々減少しており、令和3年には2万人を割り、令和11年には16,000人台になる見込みとなっています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)は令和4年には総人口の1割以下となり、生産年齢人口(15～64歳)は令和5年には総人口の半分以下となっています。一方で、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、令和11年には生産年齢人口とほぼ同割合となるが見込まれています。

■年齢3区分別人口の推移・推計



■年齢3区分別人口割合の推移・推計

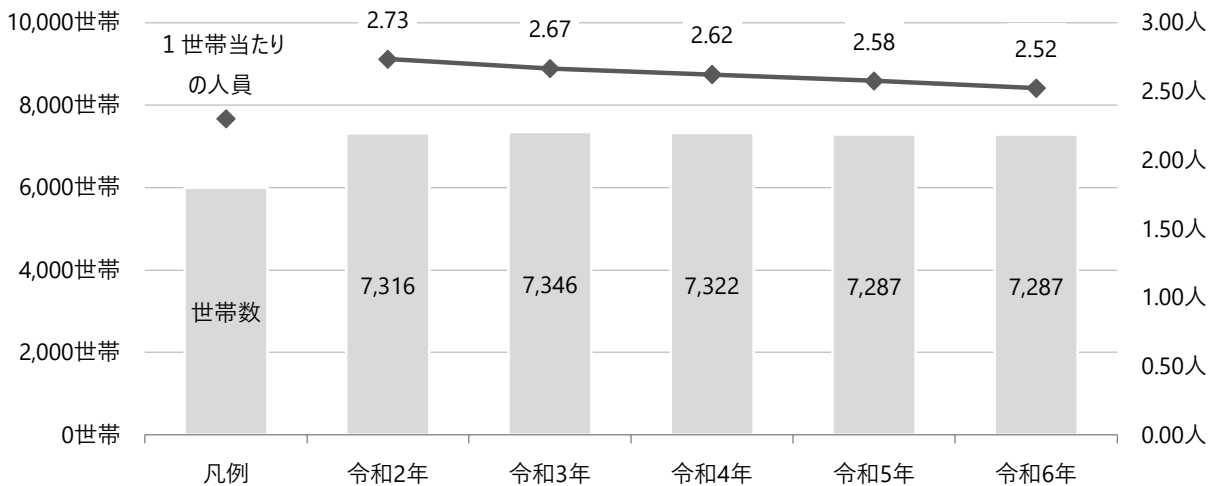


資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計は実績をもとにコーホート変化率法で算出

(2) 世帯の推移

世帯数についてはほぼ横ばいで推移している一方で、1世帯当たりの人員は緩やかに減少しており、令和6年4月1日現在で7,287世帯、2.52人となっています。

■世帯及び1世帯当たりの人員の推移



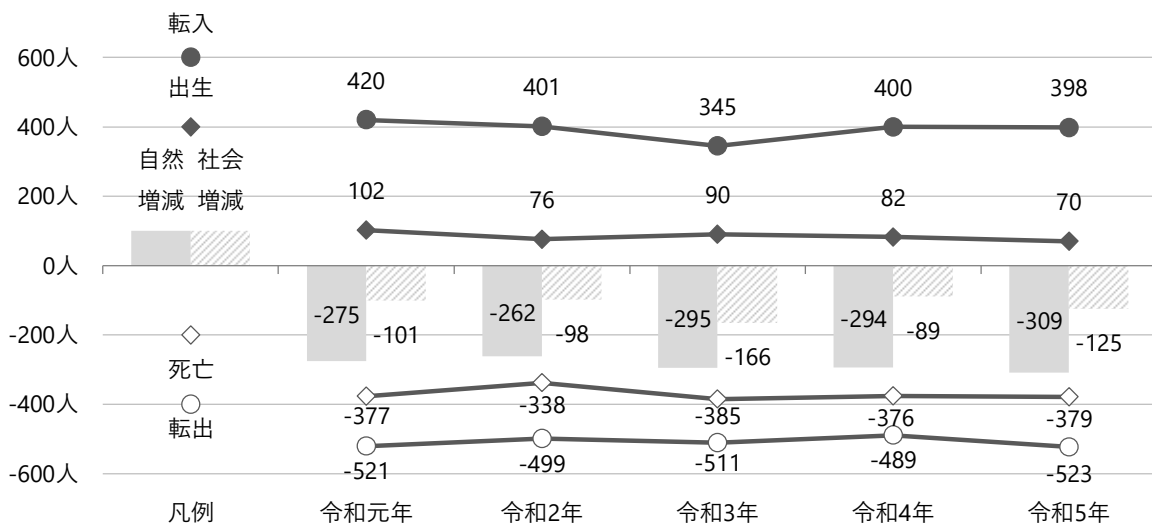
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 人口動態の推移

人口動態について、自然動態では出生数は減少傾向、死亡数はほぼ横ばいとなっており、年々自然減が拡大傾向にあります。

一方で、社会動態をみると、転入数・転出数ともにほぼ横ばいとなっており、社会減の傾向が続いています。

■自然動態及び社会動態の推移

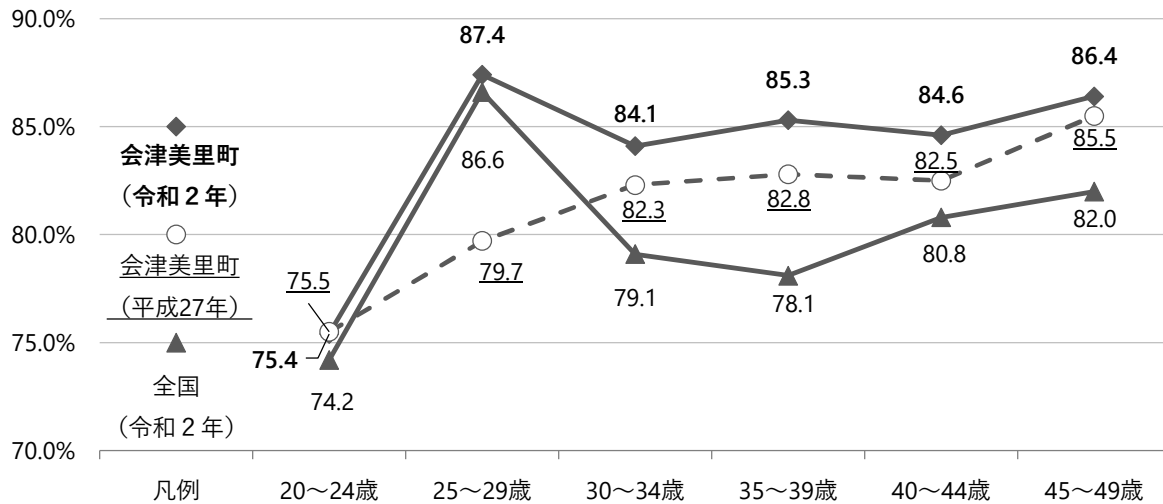


資料：出生・死亡は人口動態統計、転入・転出は住民基本台帳

(4) 就業率の推移

女性の年齢別就業率については、平成27年から令和2年までの5年間で全体的に上昇しており、特に25～29歳で7.7%上昇しています。また、いずれの年齢も全国より高く、出産・子育てにより一時的に就業率が低くなる30歳代の就業率も5年前や全国より高くなっています。

■女性20～49歳の就業率の推移

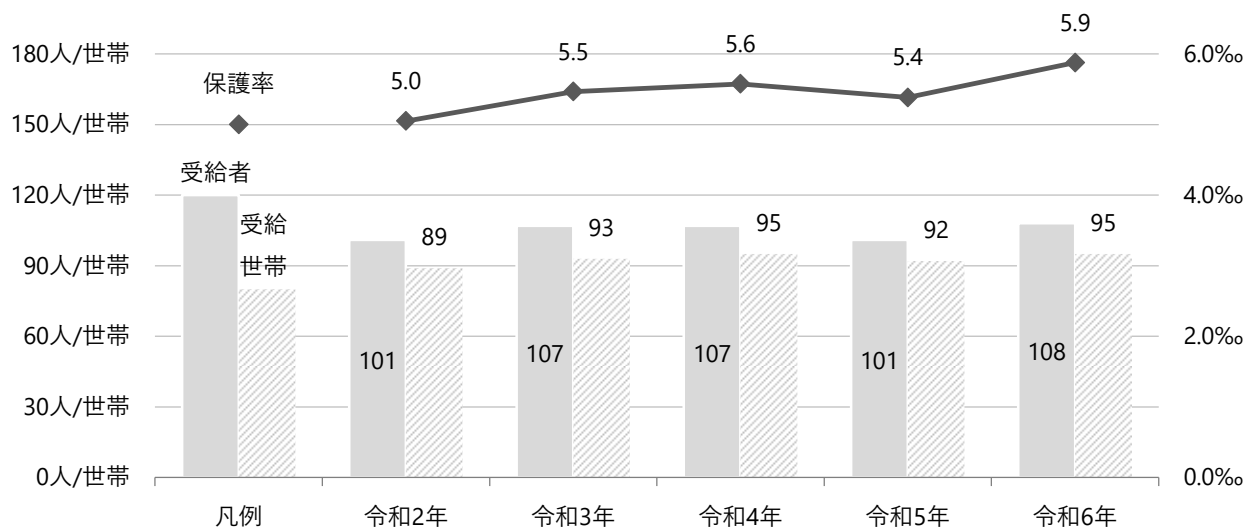


資料：国勢調査

(5) 生活保護受給者・世帯の推移

生活保護受給者及び受給世帯については、どちらも緩やかに増加傾向にあり、令和6年4月1日現在で108人、95世帯となっています。また、保護率についても上昇傾向にあります。

■生活保護受給者・世帯・保護率の推移



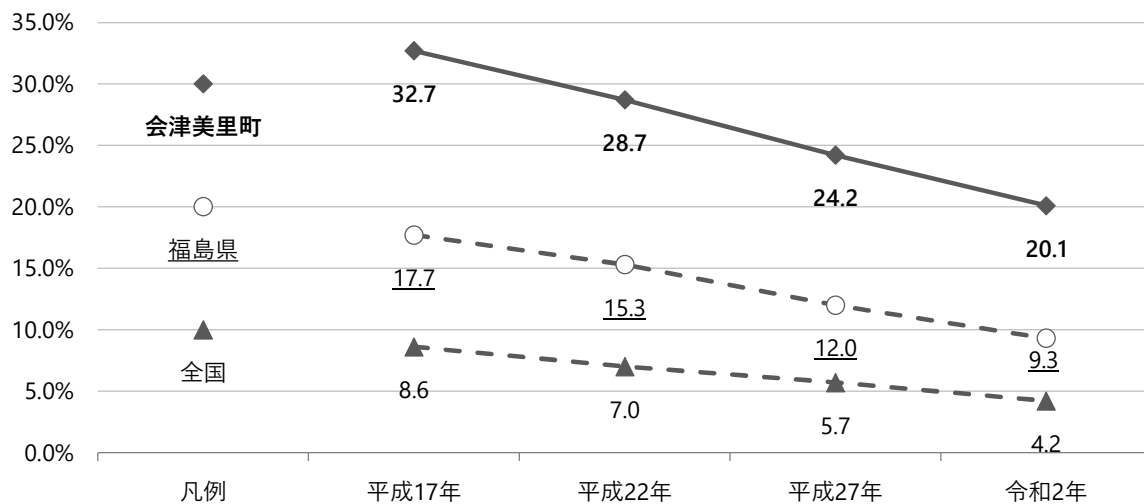
資料：生活保護台帳（各年4月1日現在）

2 子育て家庭の状況

(1) 3世代同居世帯割合の推移

本町の3世代同居世帯の割合については年々低下しているものの、福島県・全国より高く、令和2年には20.1%となっています。

■ 3世代同居世帯割合の推移

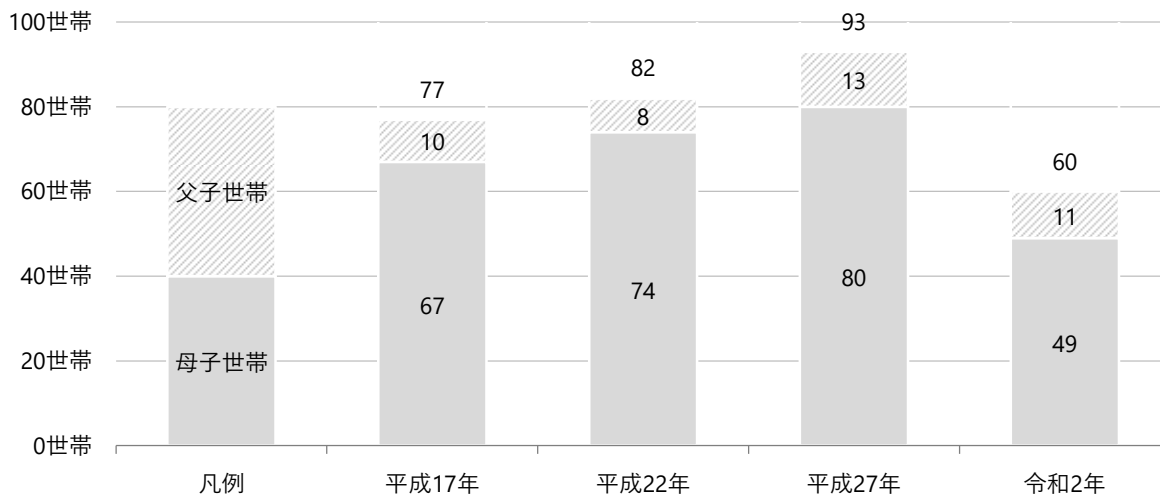


資料：国勢調査

(2) ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯については、平成 27 年まで増加していたものの、令和2年に大きく減少し、60 世帯となっています。内訳をみると、父子世帯は 10 世帯前後で推移しているものの、母子世帯は変動が大きくなっています。

■ ひとり親世帯の推移



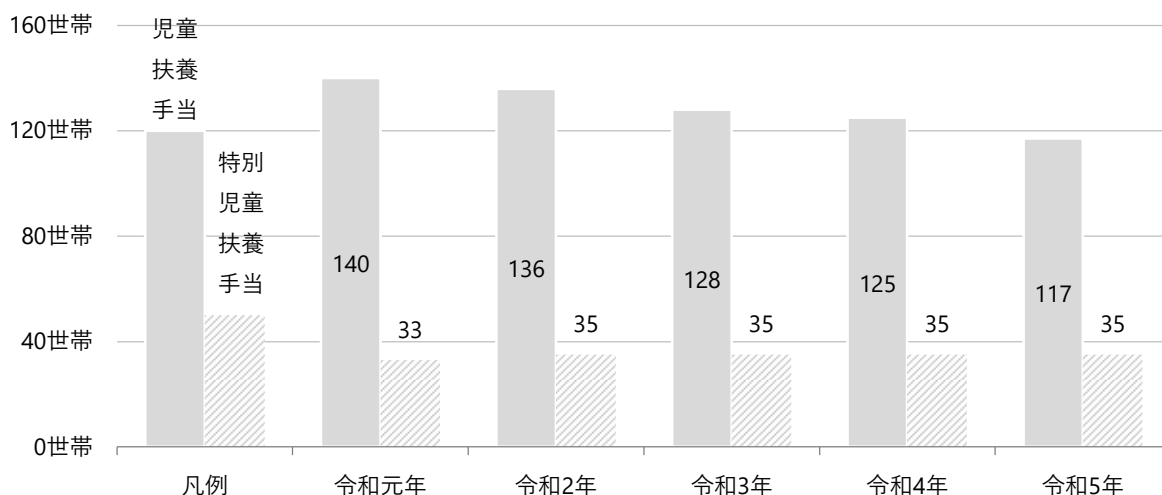
資料：国勢調査

(3) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給世帯の推移

児童扶養手当の受給世帯については年々減少しており、令和5年8月1日現在で 117 世帯となっています。

一方、特別児童扶養手当の受給世帯はほぼ横ばいで推移しており、令和5年4月 30 日現在で 35 世帯となっています。

■児童扶養手当及び特別児童扶養手当受給世帯の推移



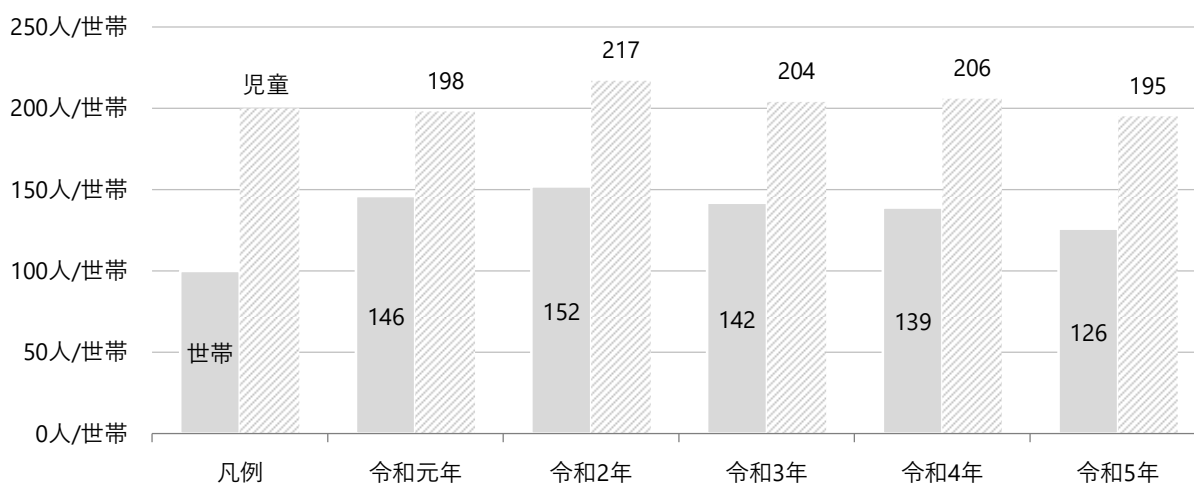
資料：児童扶養手当は町児童扶養手当台帳の現況届（各年 8 月 1 日現在）、

特別児童扶養手当は特別児童扶養手当事務取扱交付金交付申請に係る県データ（各年 4 月 30 日現在）

(4) 母子・父子家庭医療費助成世帯・児童の推移

母子・父子家庭医療費助成世帯・児童についてはどちらも令和2年まで増加していたものの、令和3年以降は緩やかに減少しており、令和5年8月1日現在で 126 世帯、195 人となっています。

■母子・父子家庭医療費助成世帯・児童の推移



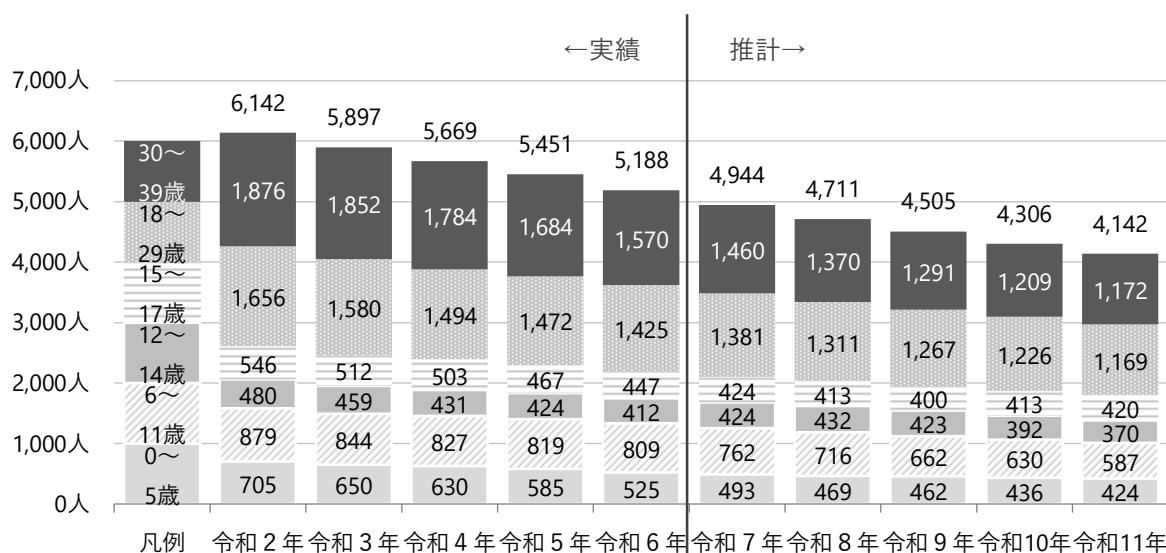
資料：県単医療システム（各年 8 月 1 日現在）

3 こども・若者の状況

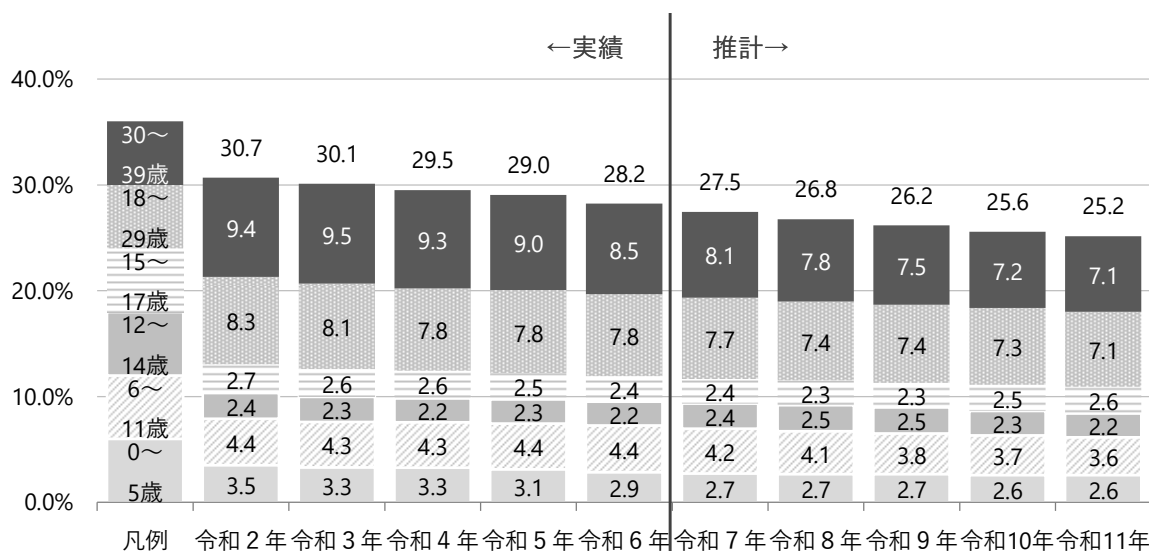
(1) こども・若者人口の推移・推計

こども・若者人口については総人口と同様に年々減少しており、令和7年には5千人を割り、令和11年には総人口の約4分の1となるが見込まれています。

■こども・若者人口の推移・推計



■総人口に占めるこども・若者人口割合の推移・推計



資料：実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）、推計は実績をもとにコーホート変化率法で算出

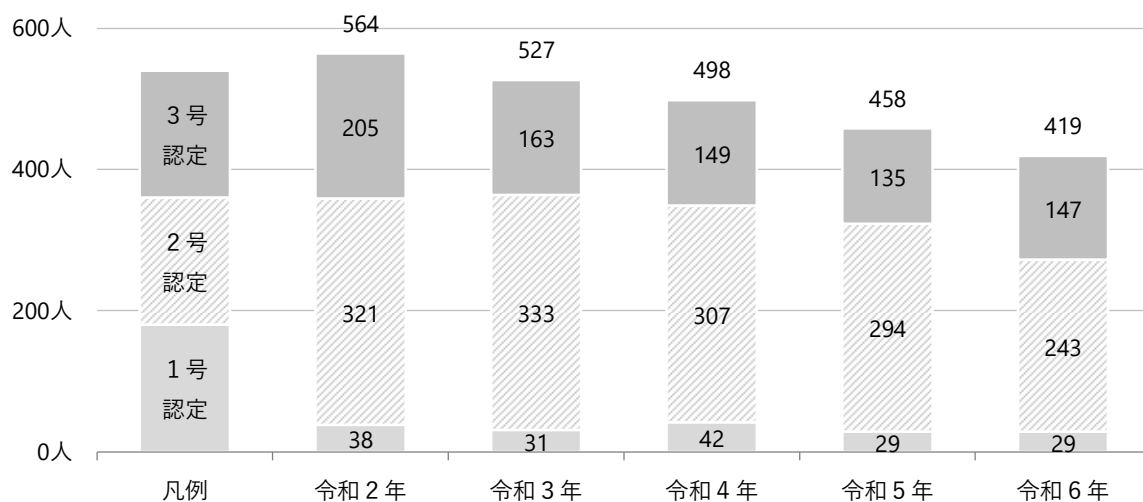
※こども・若者人口：40歳未満の人口

(2) 就学前児童の状況

認定区分ごとのこどもの数については、1号認定は令和4年に大きく増加したものの、令和5年以降は令和3年の水準に戻っています。一方、2号認定と3号認定は年々減少しています。

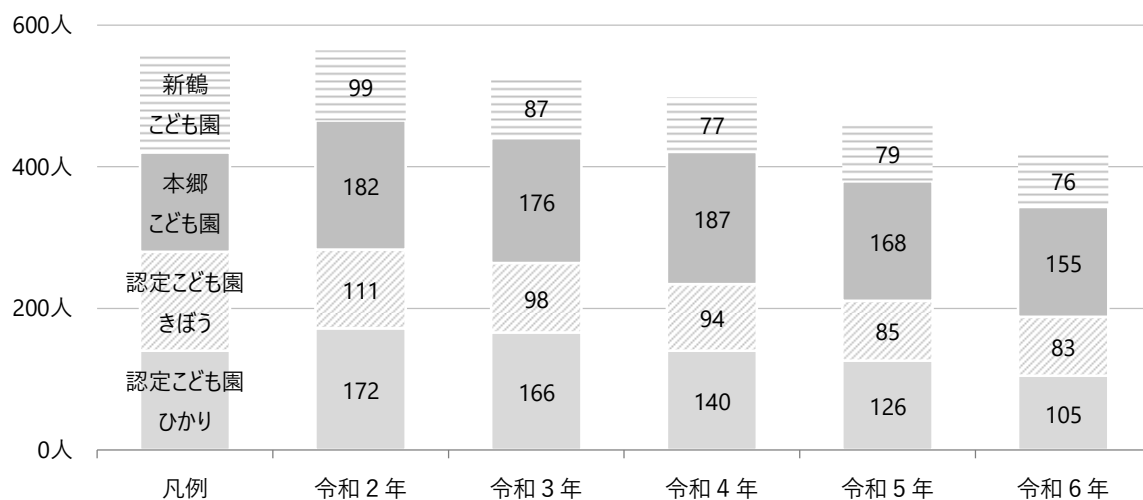
また、町内の認定こども園の入園児数は、いずれの園においても年々減少しています。

■認定区分ごとのこども数の推移



資料：福祉行政報告例（各年4月1日現在）

■町内のこども園ごとの入園児数の推移



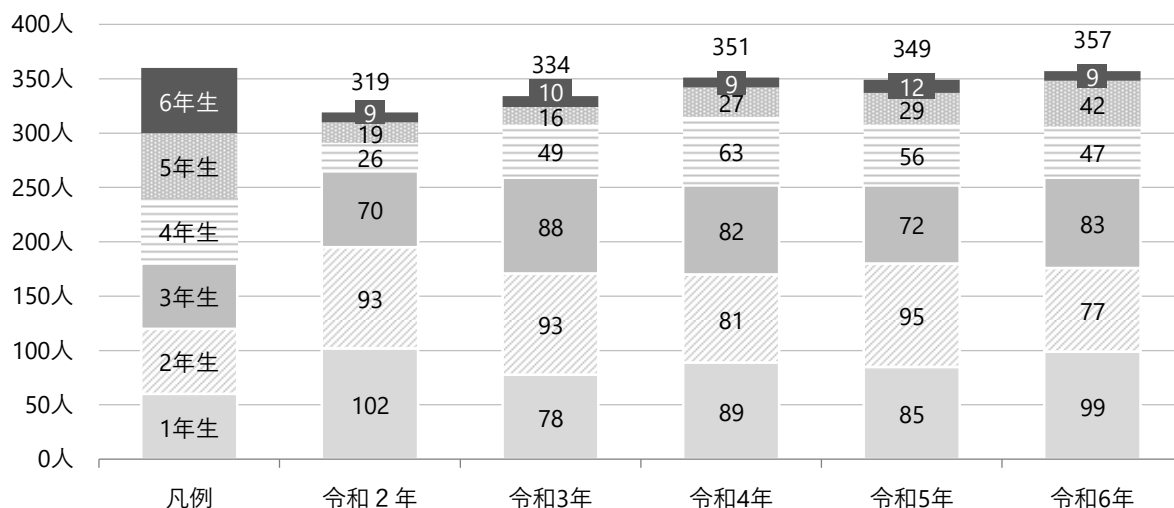
資料：こども教育課（各年4月1日現在）

※認定区分：1号認定（3～5歳、教育のみ）2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）、3号認定（0～2歳、保育の必要性あり）

(3) 放課後児童クラブの推移

放課後児童クラブの登録人数については年々増加しており、令和6年5月1日現在で 357 人となっています。内訳をみると、1～4年生と6年生では変動はあるもののほぼ横ばいで推移しており、5年生では令和3年以降年々緩やかに増加しており、令和6年には 42 人となっています。

■放課後児童クラブの登録人数の推移

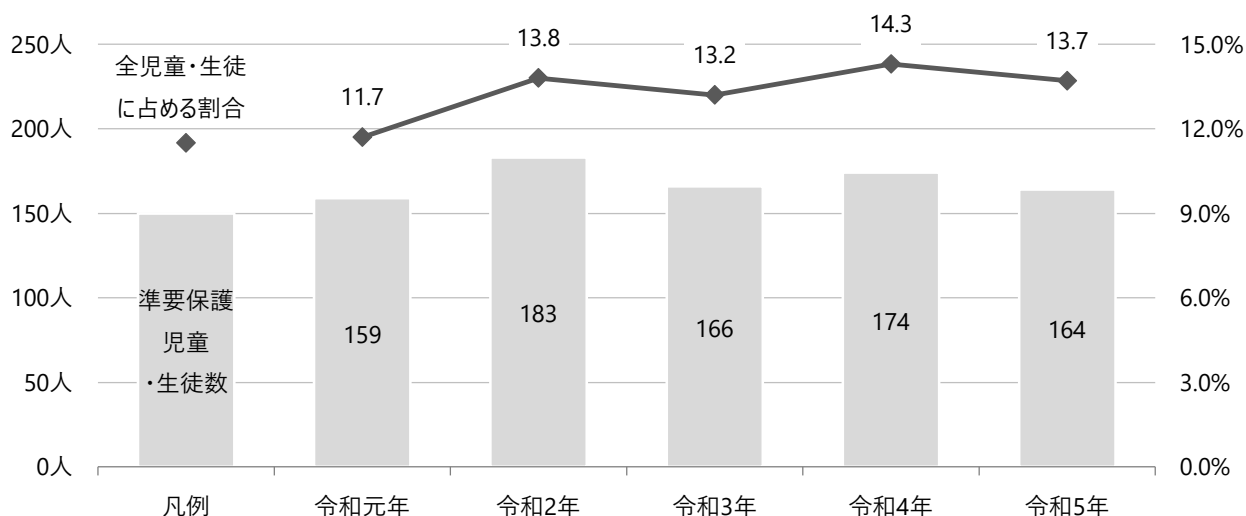


資料：放課後児童クラブ登録児童数等把握調査（毎年5月1日現在）

(4) 準要保護児童・生徒の推移

準要保護児童・生徒数については、令和2年以降ほぼ横ばいで推移しており、全児童・生徒に占める割合も同様の傾向となっています。

■準要保護児童・生徒数の推移



資料：こども教育課（各年3月末日時点）

※準要保護児童・生徒：生活保護世帯に準ずる経済的に厳しい世帯の児童・生徒

(5) 児童虐待の推移

児童虐待の件数については年々減少傾向となっており、令和5年には7件となっています。

内訳をみると、種類別では「ネグレクト(育児放棄)」、年齢別では「小学生」が最も多くなっています。

■児童虐待の種類の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体的	8	0	0	4	2
性的	0	0	0	0	0
心理的	1	2	0	1	4
ネグレクト(育児放棄)	4	8	4	2	1
合計	13	10	4	7	7

資料：福祉行政報告

■児童虐待の年齢別の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～3歳	2	4	0	1	3
4歳～就学前児童	5	2	0	1	0
小学生	5	4	3	4	4
中学生	1	0	1	1	0
高校生・その他	0	0	0	0	0
合計	13	10	4	7	7

資料：福祉行政報告

(6) スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの推移

令和6年4月1日現在、スクールソーシャルワーカーは1名、スクールカウンセラーは5名配置しています。

■スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの推移

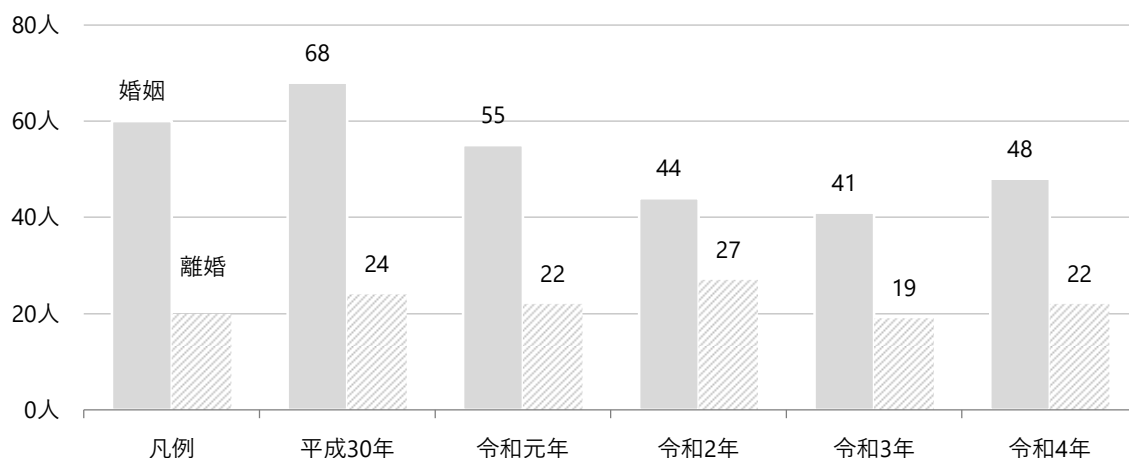
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
スクールソーシャルワーカー	1	1	1	1	1	1
スクールカウンセラー	6	6	6	6	6	5

資料：こども教育課（各年4月1日現在）

(7) 婚姻・離婚の推移

婚姻件数は平成30年から令和3年にかけて減少したものの、令和4年には微増となっています。一方、離婚件数は20件前後でほぼ横ばいとなっています。

■婚姻・離婚の推移



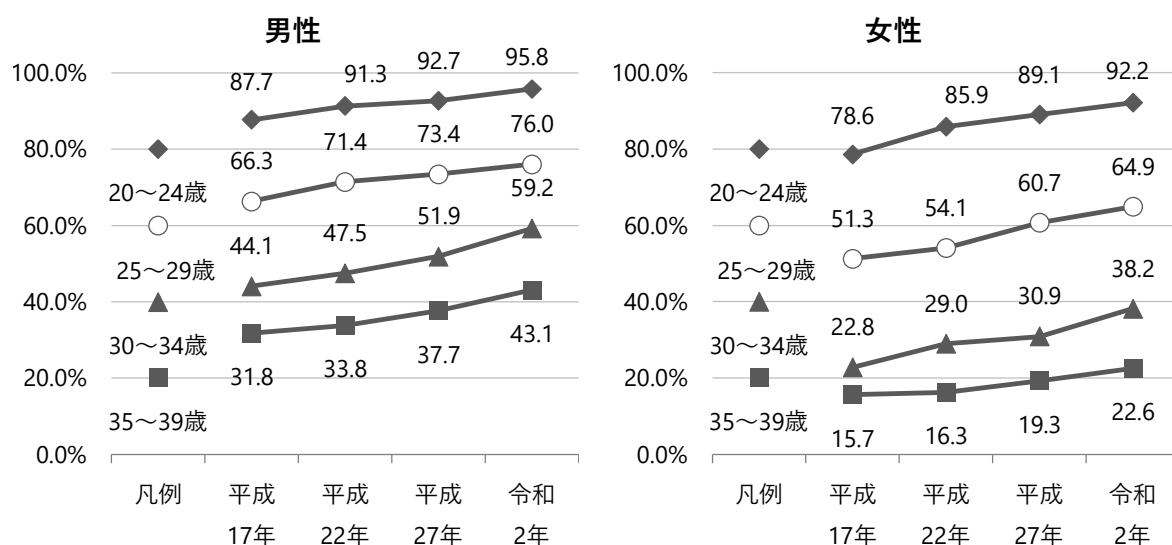
資料：人口動態統計

(8) 未婚率の推移

未婚率は、男性・女性ともに上昇しています。

30～34歳では、男性は平成17年の44.1%から令和2年には59.2%、女性では平成17年の22.8%から令和2年には38.2%と、いずれも約15%上昇しています。

■若年層の未婚率の推移



資料：国勢調査

4 こども・子育てに関する実態と意向

(1) 実施目的

本調査は、「第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、次期計画として新たに“子どもの貧困対策計画”“子ども・若者計画”を包含する「会津美里町こども計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定するため、こども・子育て家庭や若者の生活状況等をおうかがいし、計画づくりの参考とさせていただくことを目的として実施しました。

(2) 調査設計

①子ども・子育てニーズ調査

項目	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者	町内在住の就学前のお子さんをもつ保護者（無作為抽出）	町内在住の小学生のお子さんをもつ保護者（無作為抽出）
調査期間	令和6年2月29日（木）～3月25日（月）	
調査方法	保護者連絡システムによるQRコードを使用したWEB調査	

②子どもの生活実態調査

項目	小学5年生、中学2年生の児童・生徒調査	小学5年生、中学2年生の保護者調査
調査対象者	町内在住の小学5年生・中学2年生の児童・生徒及び保護者（無作為抽出）	
調査期間	令和6年2月29日（木）～3月25日（月）	
調査方法	学校配布のタブレットを通じたWEB調査	保護者連絡システムによるQRコードを使用したWEB調査

③子ども・若者調査

項目	18歳～39歳調査
調査対象者	町内在住の18歳～39歳の方（無作為抽出）
調査期間	令和6年2月29日（木）～3月25日（月）
調査方法	郵送によるQRコードを使用したWEB調査

(3) 回収結果

種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前児童保護者調査	500件	82件	16.4%
小学生児童保護者調査	800件	127件	15.9%
小学5年生、中学2年生の児童・生徒調査	295件	283件	95.9%
小学5年生、中学2年生の保護者調査	295件	118件	40.0%
18歳～39歳調査	1,000件	206件	20.6%

※就学前児童保護者調査及び小学生児童保護者調査については、きょうだいがいる場合は、末子のことについてのみ回答を依頼しています。

(4) 調査結果の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本資料内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いもの第1位に網掛けをしています。
- ◇集計対象者数（n値）が30件以下については、件数を併記しています。
- ◇その他回答等の記述式設問の回答はご回答いただいた原文のまま記入しています。

(5) 貧困・生活困難に関する分析の視点

①分析の視点

今回実施した調査のうち、小学5年生と中学2年生の児童・生徒及び保護者向けに行った調査については、調査の目的から世帯の経済状況を区分して分析するための視点を設定する必要があります。設定にあたっては、先行する同種の自治体調査において用いられている代表的な視点を踏まえ、生活困難層と非生活困難層を比較分析しました。

②生活困難層の算定方法

相対的貧困世帯の算定は、国の「子供の生活状況調査」を参考に、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準と定義しました。本調査においては、保護者調査で税込みの世帯収入を50万円区分で尋ねています。そこで、相対的貧困水準の算定に対応する可処分所得を概算したうえで、生活困難層となる区分を選定しました。

■子どもの生活実態調査における貧困層の割合

種 別	非生活困難層	生活困難層	不明・無回答	合計
小学5年生、中学2年生の 児童・生徒調査	144 件 (50.9%)	28 件 (9.9%)	111 件 (39.2%)	283 件 (100.0%)
小学5年生、中学2年生の 保護者調査	89 件 (75.4%)	18 件 (15.3%)	11 件 (9.3%)	118 件 (100.0%)

※「小学5年生、中学2年生の保護者調査」でお聞きしている世帯収入から生活困難層を算定し、こどもと保護者の回答を付き合わせ、「小学5年生、中学2年生の児童・生徒調査」における生活困難層を算定しました。なお、児童・生徒と保護者いずれかの調査票しか回答がない場合、付き合わせができないため、不明・無回答が多くなっています。

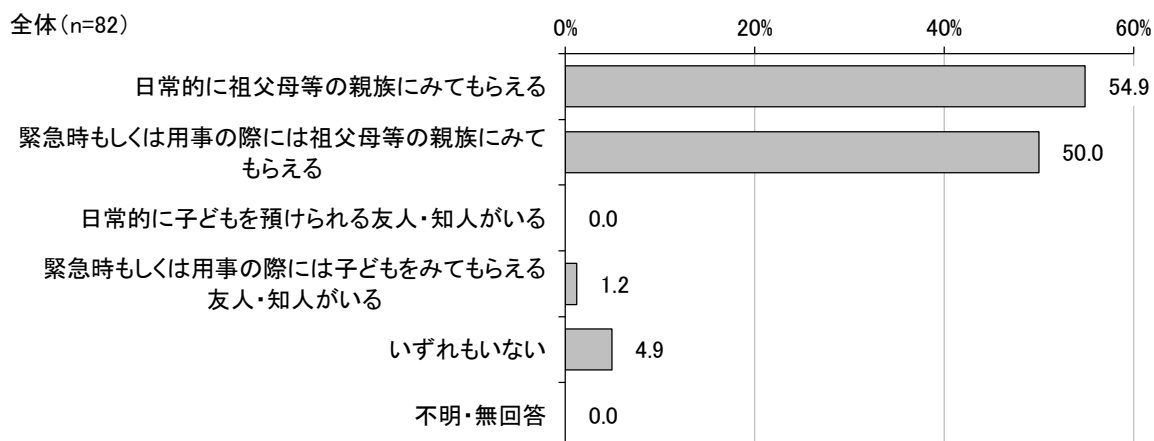
(6) 子ども・子育てニーズ調査結果概要

①子育て環境について

ア) 日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。(あてはまる番号すべてに○)

【就学前保護者】

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が 54.9%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が 50.0%、「いずれもない」が 4.9%となっています。

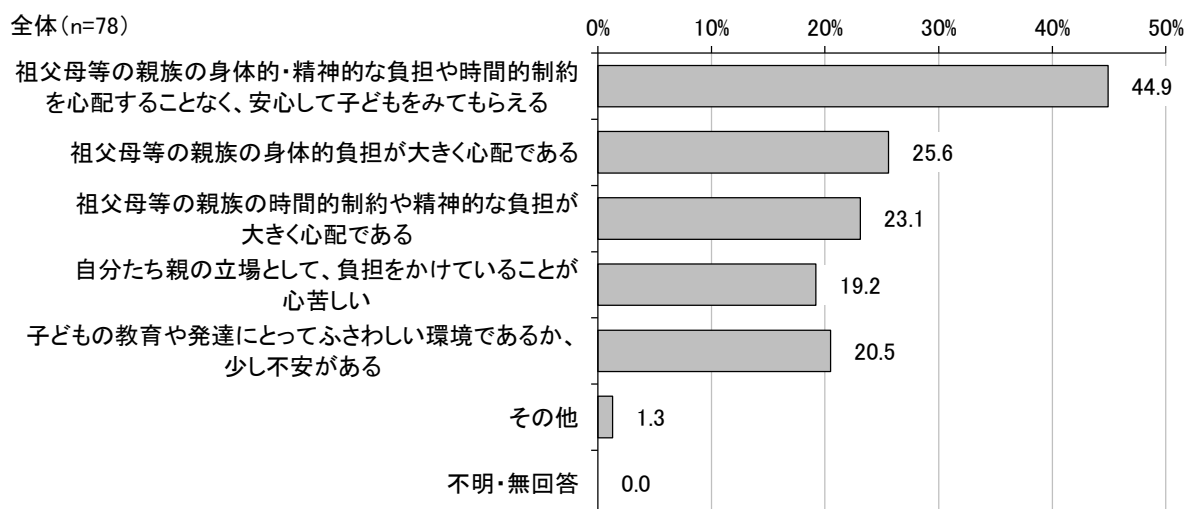


ア) で「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」に○をつけた方

イ) 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。

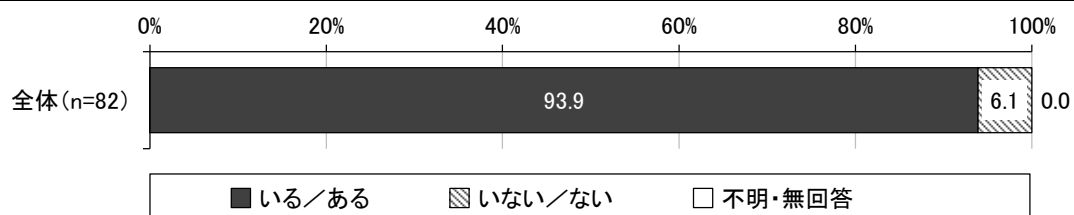
(あてはまる番号すべてに○) 【就学前保護者】

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が 44.9%と最も高く、次いで「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」が 25.6%、「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が 23.1%となっています。



ウ) お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。（1つに○）【就学前保護者】

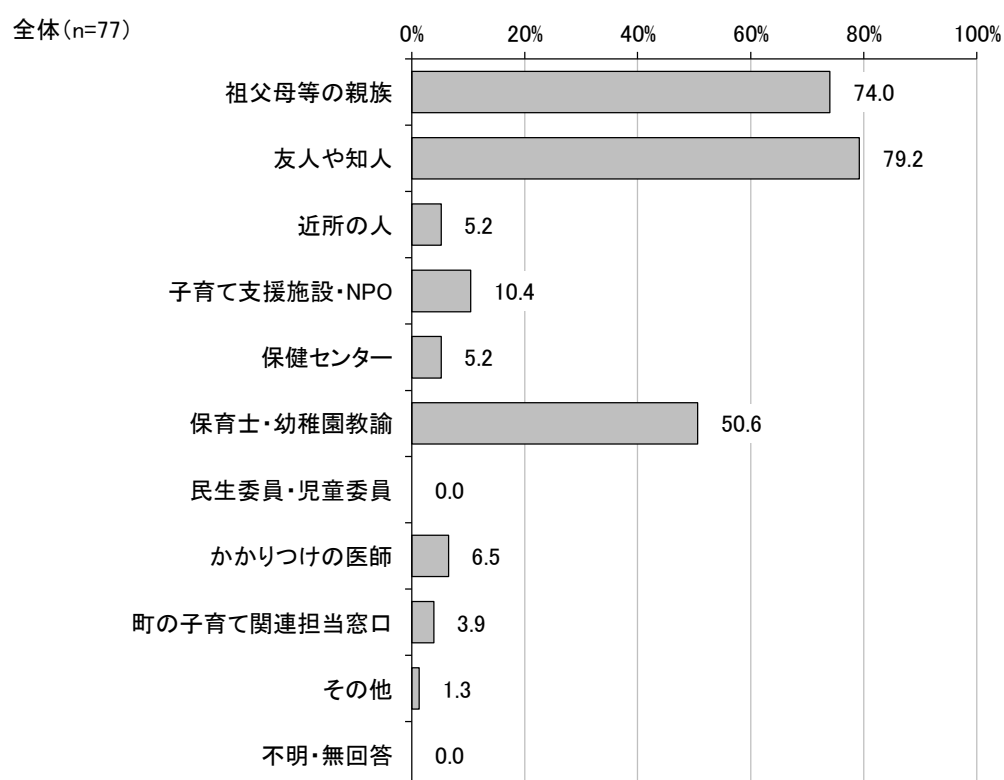
「いる／ある」が93.9%、「いない／ない」が6.1%となっています。



ウ) で「いる／ある」に○をつけた方

エ) お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。（あてはまる番号すべてに○）【就学前保護者】

「友人や知人」が79.2%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」が74.0%、「保育士・幼稚園教諭」が50.6%となっています。



オ) 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。【就学前保護者】（一部抜粋）

【預かりサービス】

- 土曜日を仕事の場合のみと制限するのは、困る。給食費も払っているので、もっと柔軟に対応してほしい。
- 土曜日、日曜日、祝日など仕事が休みではない親もいるのでそういう時に見てもらえる環境づくりをしてほしい。
- 突発的な用事などができた時に、当日でもすぐに預かってくれるような場所がもっとあるとよい。支援センターなどは基本前日までの予約なので。
- 急な場合に預かってもらえる所があると助かります。
- 子どもが0歳、1歳の時の母親の自分時間確保のため、理由を問わず一時預かりを月1回でも無料で利用できる制度があれば嬉しい。リフレッシュのために利用するのは気がひける人もいると思うので。
- シングルマザーということもあり、実家で暮らしているが、家族の負担も気にしてしまう。こども園という存在はともありがたいが、病児(体調が悪くなっても)は預けられないから仕事を休まざるを得ない。(家族はまだ働いている)。急に必要になった時にすぐに対応できるサポート(特に病児対応)があると助かる(明日みてもらいたいとか...)。仕方ないことなのは重々承知していますが...美里の子育て支援センターは病児だからと断られたことがありました。その時はなんだか八方塞がりな気になり、落ち込んだのを覚えています。

【認定こども園】

- 出産後も継続してこども園に預けられるような制度にして欲しい。
- こども園で、集団生活をしている中で、挨拶、規則を守ること、自由ばかりでは、小学校に入学後の子どもたちが可哀想です。
- 保育料の無料化。こども園職員の人員補充。
- 実際に経験したのですが、こども園に通う子どもが1号認定(延長保育ができませんでした。)の際に、小学校の説明会等があり、家で見てもらえる人もいない、小学校に連れていくことも断られました。こういう時にこども園で見てもらえるシステムがあったら助かります。すすくすくハウスの利用を促されましたが、すぐ行ける距離でも無いので不便でした。サポートをもう少し手厚くして頂けたら助かる人が増えると思います。
- こども園に預けるようになってから、月一で通っていた保健師さんとの相談を受ける機会がない。(平日に行われているため)土曜にも開催してもらえるとありがたい。こども園に対するもやもやを吐き出す場所が欲しい。すすくすくなどの支援センターなどで言うのがいいかと思うが、なかなか行けない。

【情報提供】

- 町でいろいろ教室などは開いてもらっているが、その教室がなんのために、どういう基準などで行ったらいいかなどが、保健師さんに聞くまでわからなかった。説明や資料の補足などあったらわかりやすかったと思います。
- ファミリーサポートセンターがとてもありがたいですが、知っている人が少なすぎます。もう少し広がれば、困っているご家庭にサポートが届くのではないかとおもいます。
- 情報だけで十分助かっています。現在は末子が5歳になり、困っていることはほぼありません。高みを望めばもっと必要なことはあるかもしれませんが、サポートは充分利用しています。(子育てコンサートや町のスキー教室、お琴教室、和太鼓など)
- 地域の補助内容。
- 子どももカットOK! 騒いでも泣いても大丈夫ですよ、みたいな美容室(床屋)の案内が広報などであったらいいなと思います。

【相談支援】

- すくすくハウスのような子育て支援施設で、保育士さんや保健師さん等、子育てのプロにアドバイスをきいたり、悩みをきいてもらえるとありがたいと思う。
- 気軽に相談できるような環境。例えば、こども園に行ってる場合は定期的に面談するなど。送迎の時などは忙しそうに相談をなかなか出来ない。
- 何かあった時に、気兼ねなく助けてと言える環境があるといいと思います。ギリギリになってからでないと相談できない、親身になってもらえない状況は子どもにも悪影響を与えたいと思います。些細なことでも相談できる場所や相手がいれば心強いし、必要なサービスや支援を適切に受けられるきっかけになるのではないかと思います。
- 気軽な相談窓口。直接というよりLINE等でできると気軽に相談できる。相談したい時はあってもその相談のために時間を割いたり、知らない人と面と向かって話したりするのはしんどい時も。

【遊び場の確保】

- 子どもが楽しく遊べる環境をつくるサポート。
- もっと遊べる場所が欲しい。
- 子どもと自由に過ごせる場所があればいい。
- 屋内遊び場。

【経済的支援】

- 金銭面のサポート。
- 特に核家族だと、親自身が仕事と家事で忙殺されて子どもとゆっくり過ごす時間を取りにくいので、子どもを見てもらえるサポートもありがたいが家事代行のサービスとそれに対する補助があってもいいのではないかな。
- 習い事の援助。

【緊急時・見守り】

- 緊急時に迎えに行ってもらえるサポートは預け先が確保できない時に助かる。
- 緊急時（災害時等）に声をかけてもらうなど。
- 本人が地域の一員であることを認識するような声かけや人間関係の構築。

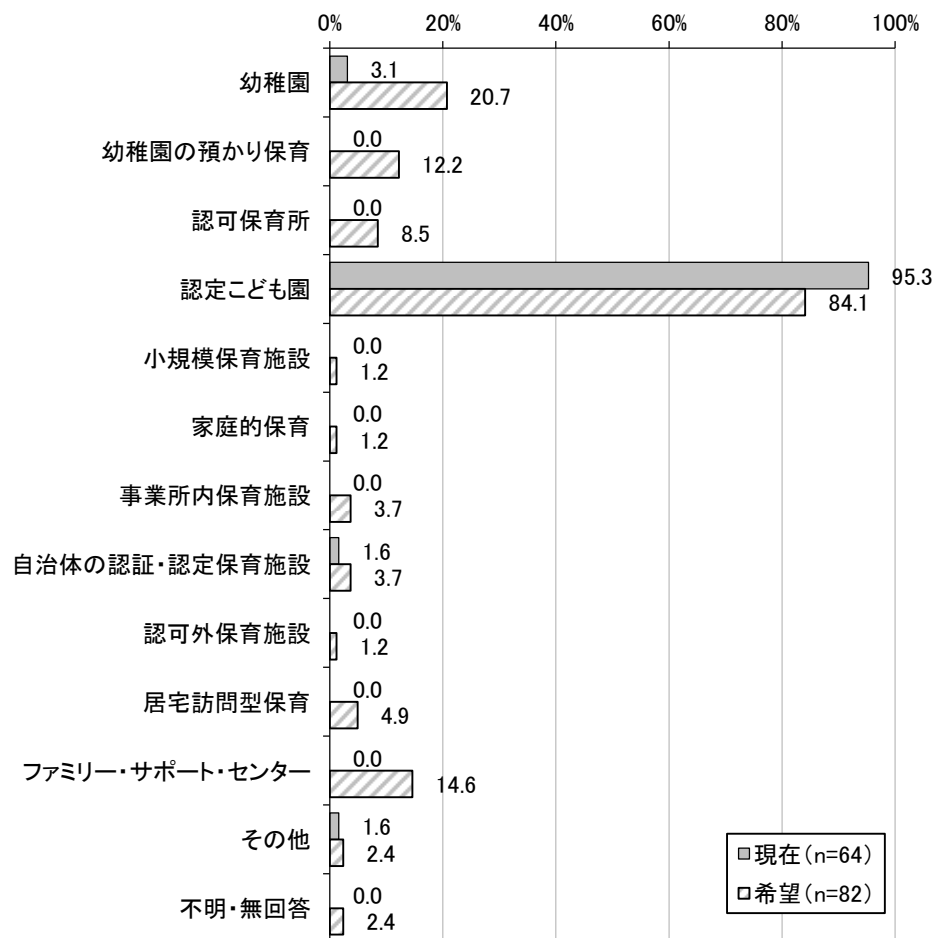
②教育・保育事業の利用状況について

ア) お子さんの平日の教育・保育事業の利用状況と利用希望（あてはまる番号すべてに○）

【就学前保護者】

利用状況では、「認定こども園」が95.3%と最も高く、次いで「幼稚園」が3.1%、「自治体の認証・認定保育施設」が1.6%となっています。

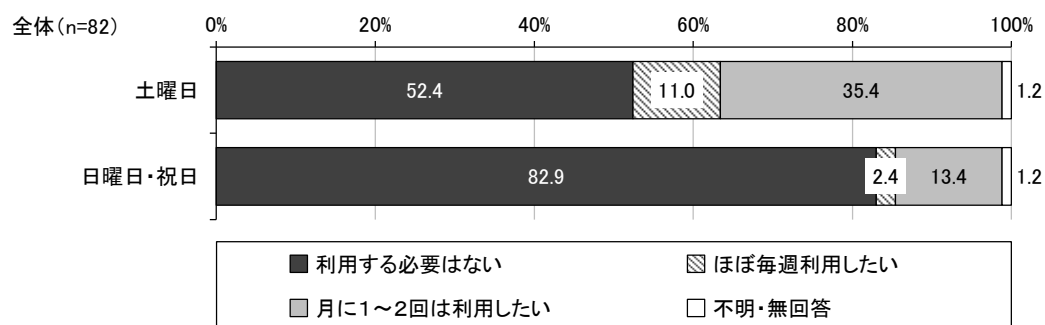
利用希望では、「認定こども園」が84.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が20.7%、「ファミリー・サポート・センター」が14.6%となっています。



イ) お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか
(一時的な利用は除きます)。【就学前保護者】

土曜日では「利用する必要はない」が 52.4%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 35.4%、「ほぼ毎週利用したい」が 11.0%となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 82.9%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」が 13.4%、「ほぼ毎週利用したい」が 2.4%となっています。



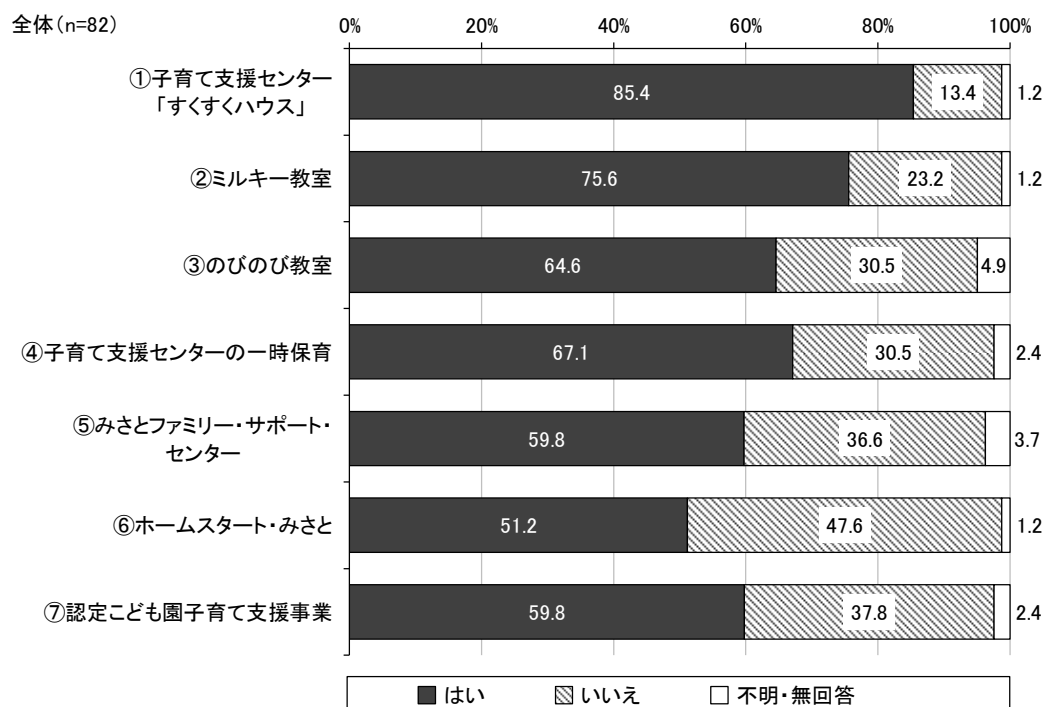
③地域の子育て支援事業の利用状況について

ア) 下記の事業で知っているものや、今後、利用したいと思うものをお答えください。

(①～⑦の事業ごと、「はい」「いいえ」のいずれかに○)【就学前保護者】

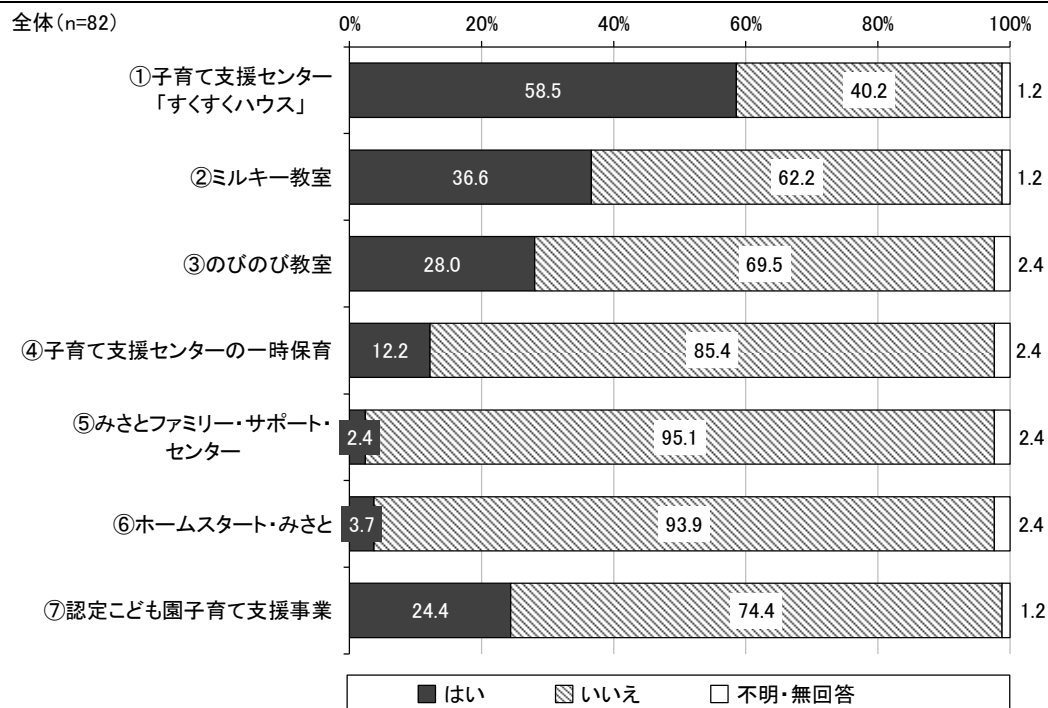
認知度

認知度については、いずれの事業においても「はい」(知っている)が5割以上となっており、〔①子育て支援センター「すくすくハウス」〕〔②ミルキー教室〕では7割以上と高くなっています。



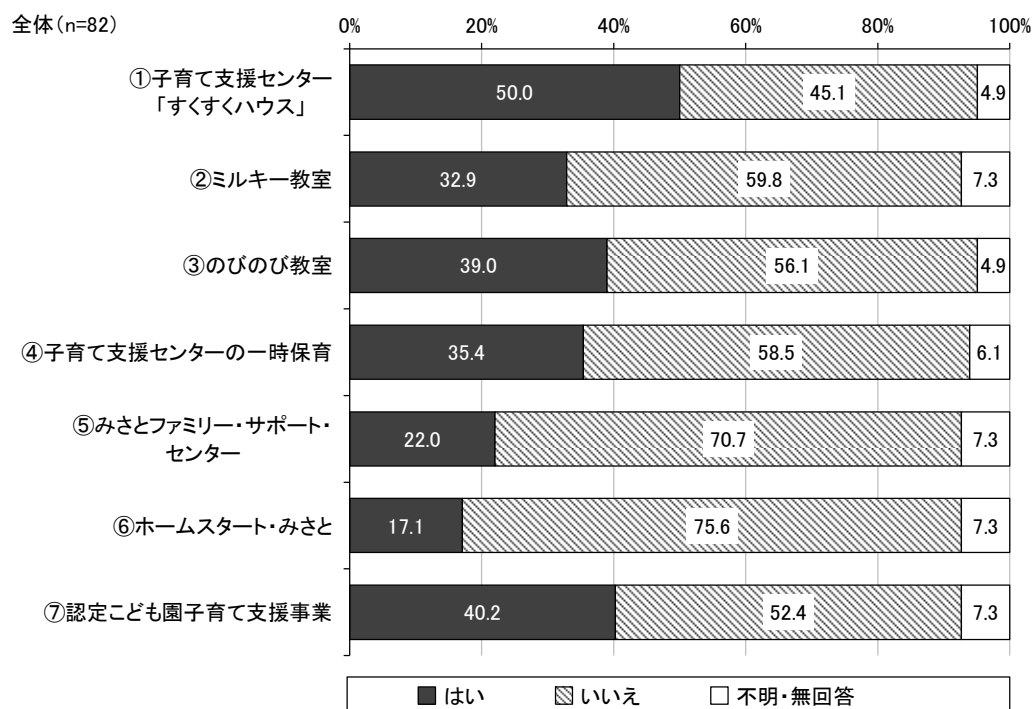
利用経験

利用状況については、〔①子育て支援センター「すくすくハウス」〕で「はい」（利用したことがある）が5割以上となっています。



利用意向

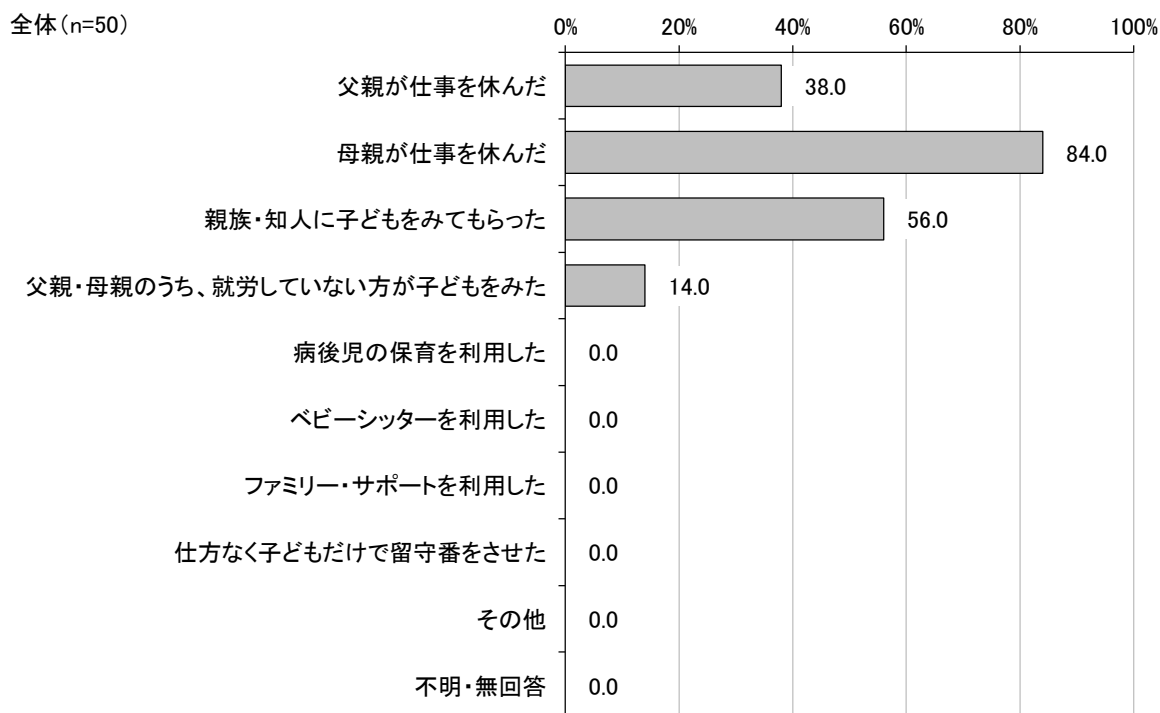
今後の利用意向については、〔①子育て支援センター「すくすくハウス」〕で「はい」（利用したい）が5割となっています。



④病気の際の対応について

ア) お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業を利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれになりますか。(あてはまる番号すべてに○)【就学前保護者】

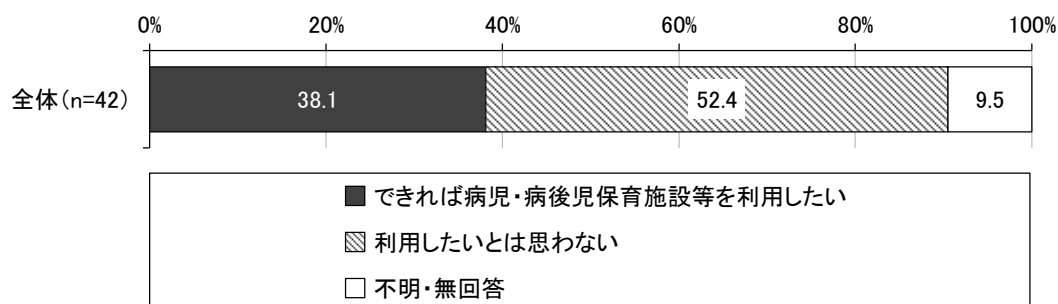
「母親が仕事を休んだ」が84.0%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が56.0%、「父親が仕事を休んだ」が38.0%となっています。



ア) で「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」のいずれかに○をつけた方

イ) その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたか。
(1つに○)【就学前保護者】

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が38.1%、「利用したいとは思わない」が52.4%となっています。



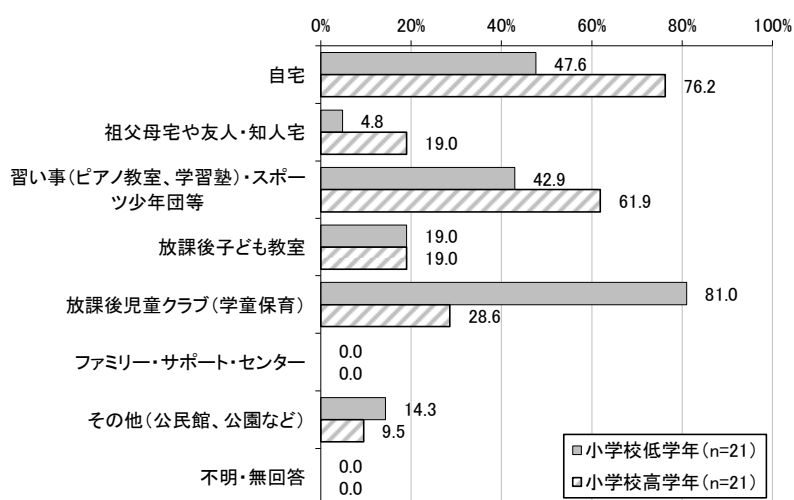
⑤放課後の過ごし方の希望について

ア) 放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。（あてはまる番号すべてに○）

【就学前保護者】

小学校低学年（１～３年生）では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 81.0％（17 件）と最も高く、次いで「自宅」が 47.6％（10 件）、「習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等」が 42.9％（9 件）となっています。

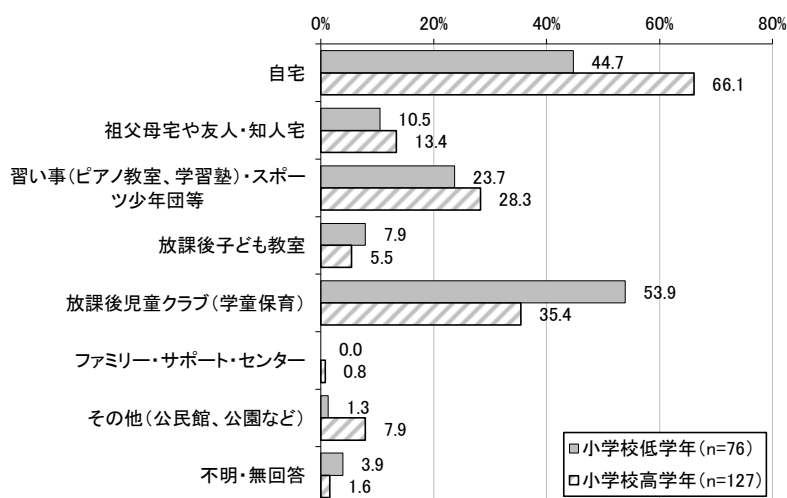
小学校高学年（４～６年生）では、「自宅」が 76.2％（16 件）と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等」が 61.9％（13 件）、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 28.6％（6 件）となっています。



【小学生保護者】

小学校低学年（１～３年生）では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 53.9％と最も高く、次いで「自宅」が 44.7％、「習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等」が 23.7％となっています。

小学校高学年（４～６年生）では、「自宅」が 66.1％と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」が 35.4％、「習い事（ピアノ教室、学習塾）・スポーツ少年団等」が 28.3％となっています。



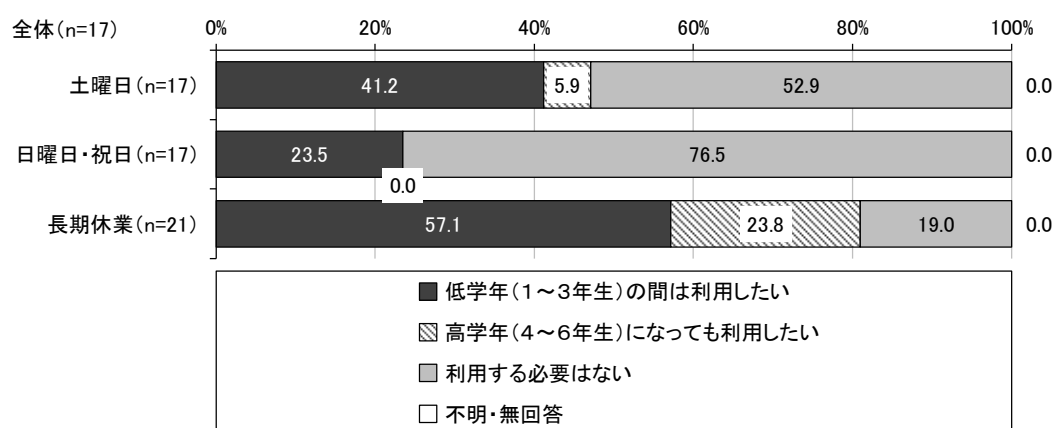
イ) お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日・長期休業期間中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(1つに○)

【就学前保護者】

土曜日では「利用する必要はない」が 52.9% (9 件) と最も高く、次いで「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 41.2% (7 件)、「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 5.9% (1 件) となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 76.5% (13 件) と最も高く、次いで「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 23.5% (4 件) となっています。

長期休業期間中では「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 57.1% (12 件) と最も高く、次いで「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 23.8% (5 件)、「利用する必要はない」が 19.0% (4 件) となっています。

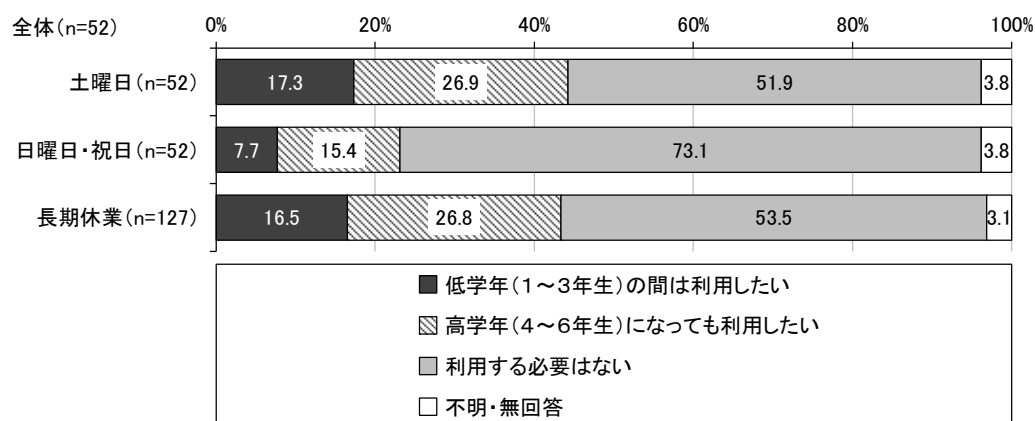


【小学生保護者】

土曜日では「利用する必要はない」が 51.9% と最も高く、次いで「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 26.9%、「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 17.3% となっています。

日曜日・祝日では「利用する必要はない」が 73.1% と最も高く、次いで「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 15.4%、「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 7.7% となっています。

長期休業期間中では「利用する必要はない」が 53.5% と最も高く、次いで「高学年 (4～6 年生) になっても利用したい」が 26.8%、「低学年 (1～3 年生) の間は利用したい」が 16.5% となっています。



⑥育児休業について

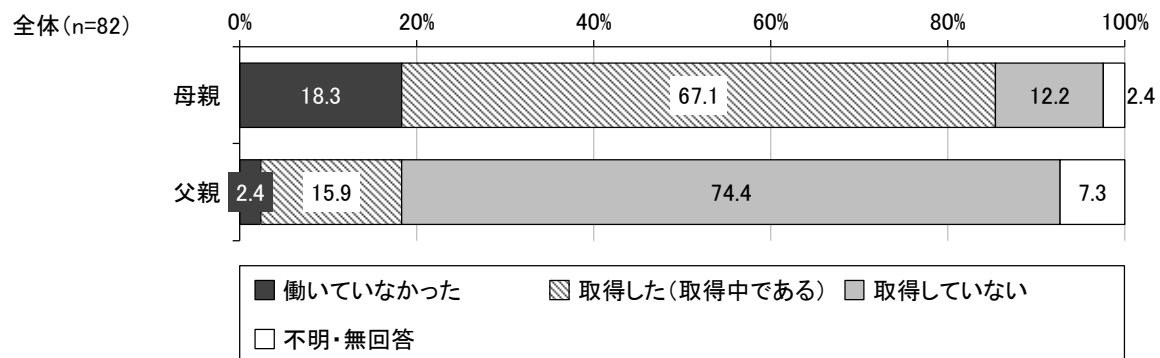
ア) お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

【就学前保護者】

■育児休業の取得状況（1つに○）

母親では「取得した（取得中である）」が67.1%と最も高く、次いで「働いていなかった」が18.3%、「取得していない」が12.2%となっています。

父親では「取得していない」が74.4%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」が15.9%、「働いていなかった」が2.4%となっています。

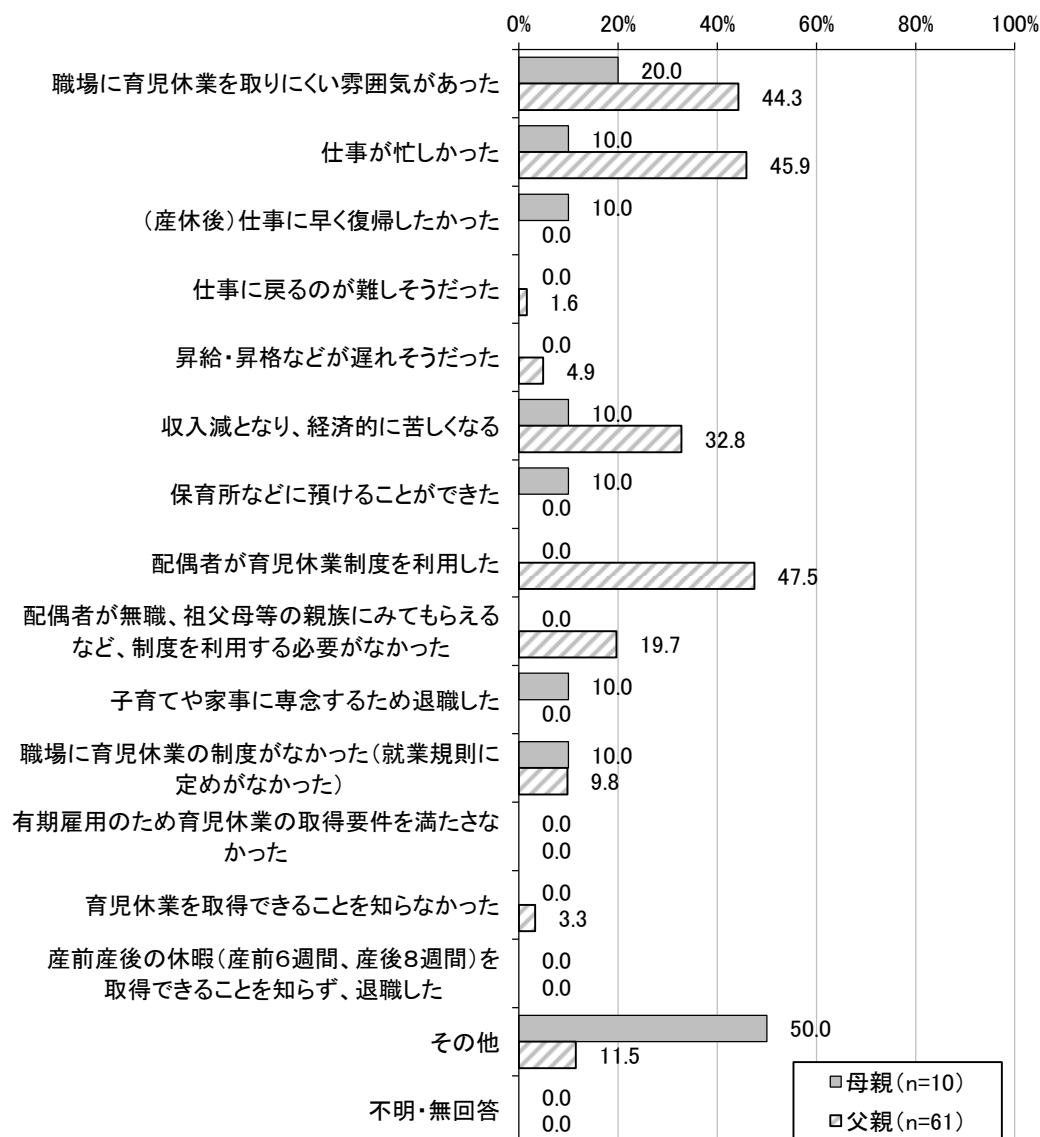


「取得していない」に○をつけた方

■取得していない理由（あてはまる番号すべてに○）

母親では「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 20.0%（2件）、「仕事が忙しかった」「（産休後）仕事に早く復帰したかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「保育所などに預けることができた」「子育てや家事に専念するため退職した」「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 10.0%（1件）となっています。

父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が 47.5%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が 45.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が 44.3%となっています。

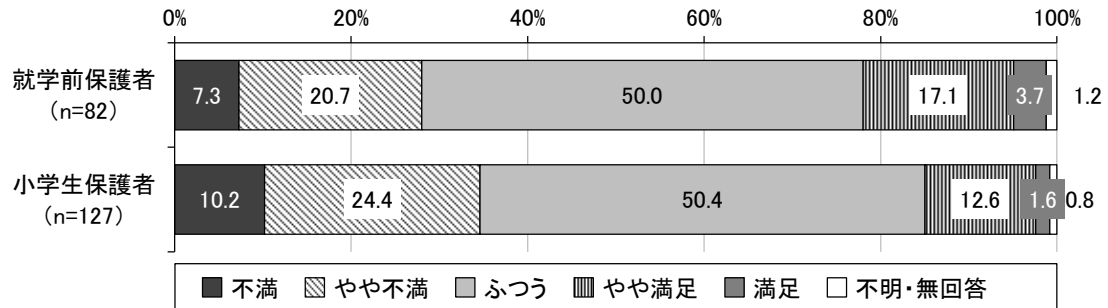


⑦子育て支援策について

ア) お住まいの地域における子育て環境や支援への満足度をお答えください。(1つに○)

就学前保護者では、「ふつう」が 50.0%と最も高く、次いで「やや不満」が 20.7%、「やや満足」が 17.1%となっています。

小学生保護者では、「ふつう」が 50.4%と最も高く、次いで「やや不満」が 24.4%、「やや満足」が 12.6%となっています。

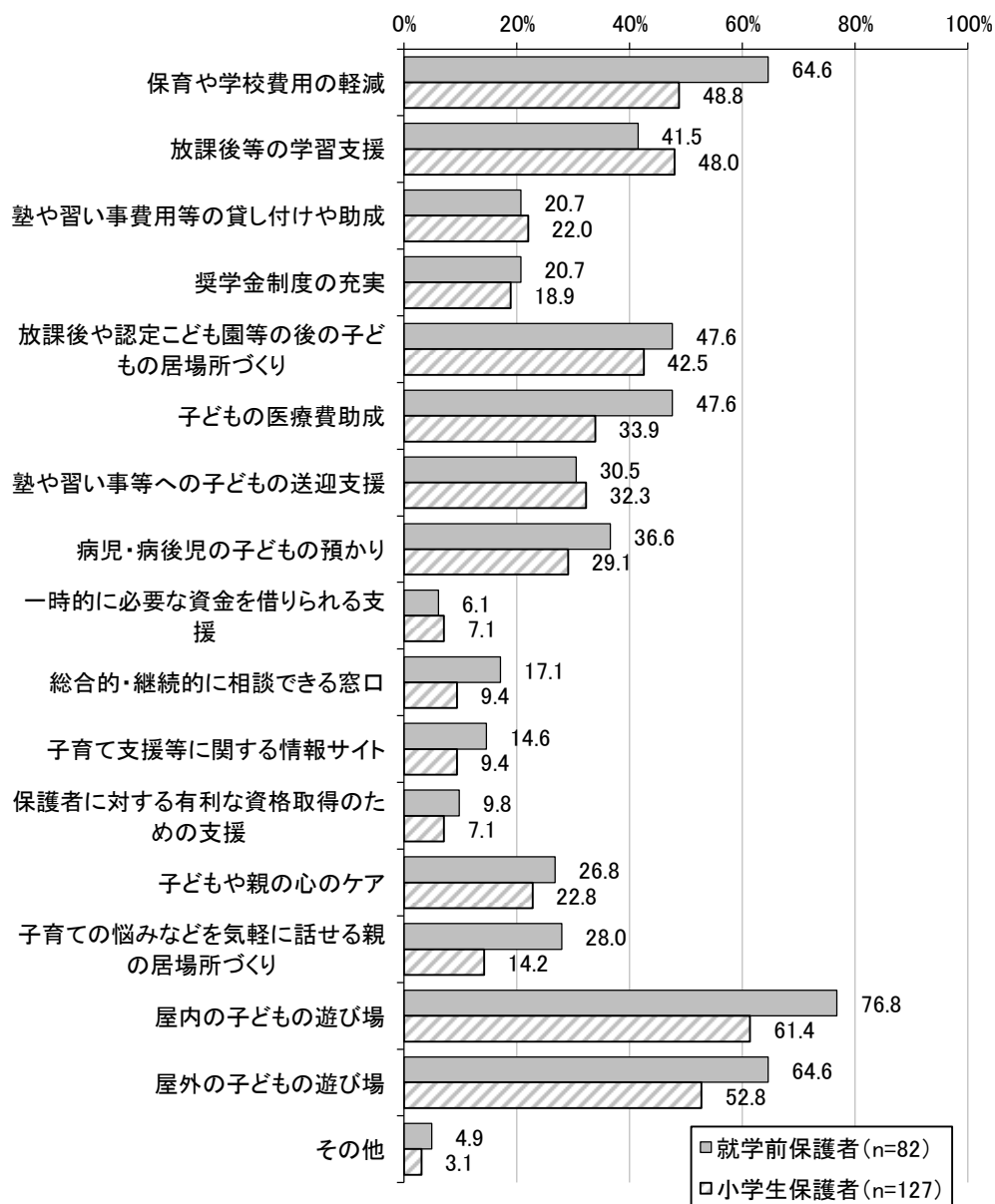


イ) あなたが子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものですか。

(あてはまる番号すべてに○)

就学前保護者では、「屋内の子どもの遊び場」が 76.8%と最も高く、次いで「保育や学校費用の軽減」「屋外の子どもの遊び場」が 64.6%となっています。

小学生保護者では、「屋内の子どもの遊び場」が 61.4%と最も高く、次いで「屋外の子どもの遊び場」が 52.8%、「保育や学校費用の軽減」が 48.8%となっています。



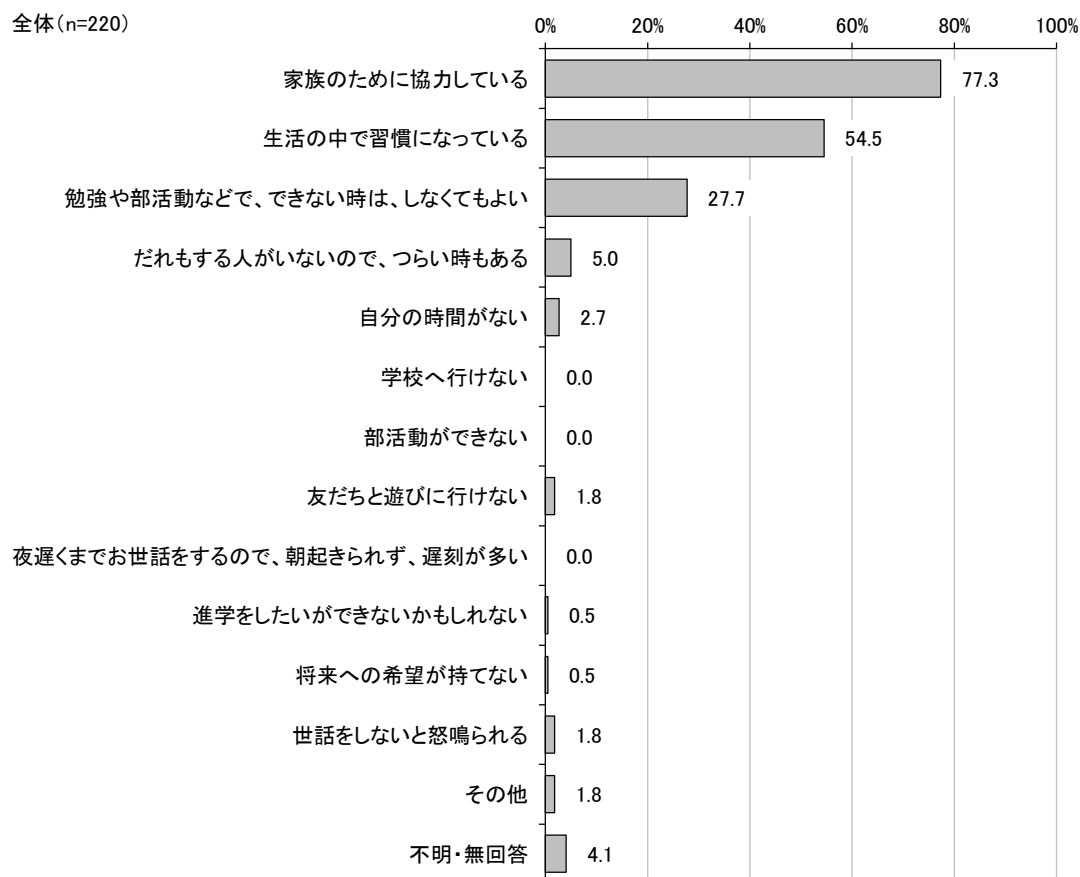
(7) 子どもの生活実態調査結果概要

①生活状況について

ア) 家で決まっているお手伝い（お世話）をどう思っていますか、またお手伝いにより困っていることはありますか。（あてはまるものすべてに○）【児童・生徒】

「家族のために協力している」が 77.3%と最も高く、次いで「生活の中で習慣になっている」が 54.5%、「勉強や部活動などで、できない時は、しなくてもよい」が 27.7%となっています。

生活状況別にみると、[非生活困難層][生活困難層]ともに「家族のために協力している」が最も高くなっています。

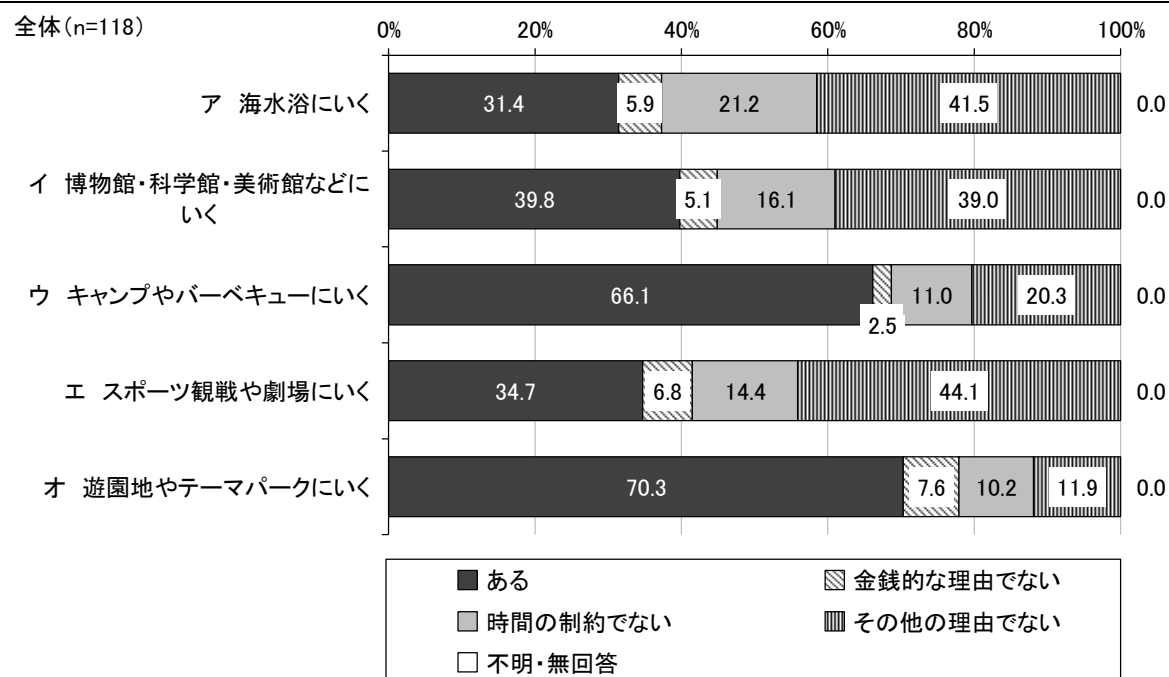


単位: %		家族のために協力している	生活の中で習慣になっている	勉強や部活動などで、できない時は、しなくてもよい	だれもする人がいないので、つらい時もある	自分の時間がない	学校へ行けない	部活動ができない	友だちと遊びに行けない	夜遅くまでお世話をするので、朝起きられず、遅刻が多い	進学をしたいができないかもしれない	将来への希望が持てない	世話をしないと怒鳴られる	その他	不明・無回答
全体 (n=220)		77.3	54.5	27.7	5.0	2.7	0.0	0.0	1.8	0.0	0.5	0.5	1.8	1.8	4.1
状況別	非生活困難層 (n=115)	80.0	54.8	27.8	4.3	1.7	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.9	3.5	2.6
	生活困難層 (n=22)	81.8	63.6	36.4	13.6	13.6	0.0	0.0	4.5	0.0	4.5	4.5	9.1	0.0	0.0

イ) 過去1年間に、お子さんと次のような体験をしたことがありますか。

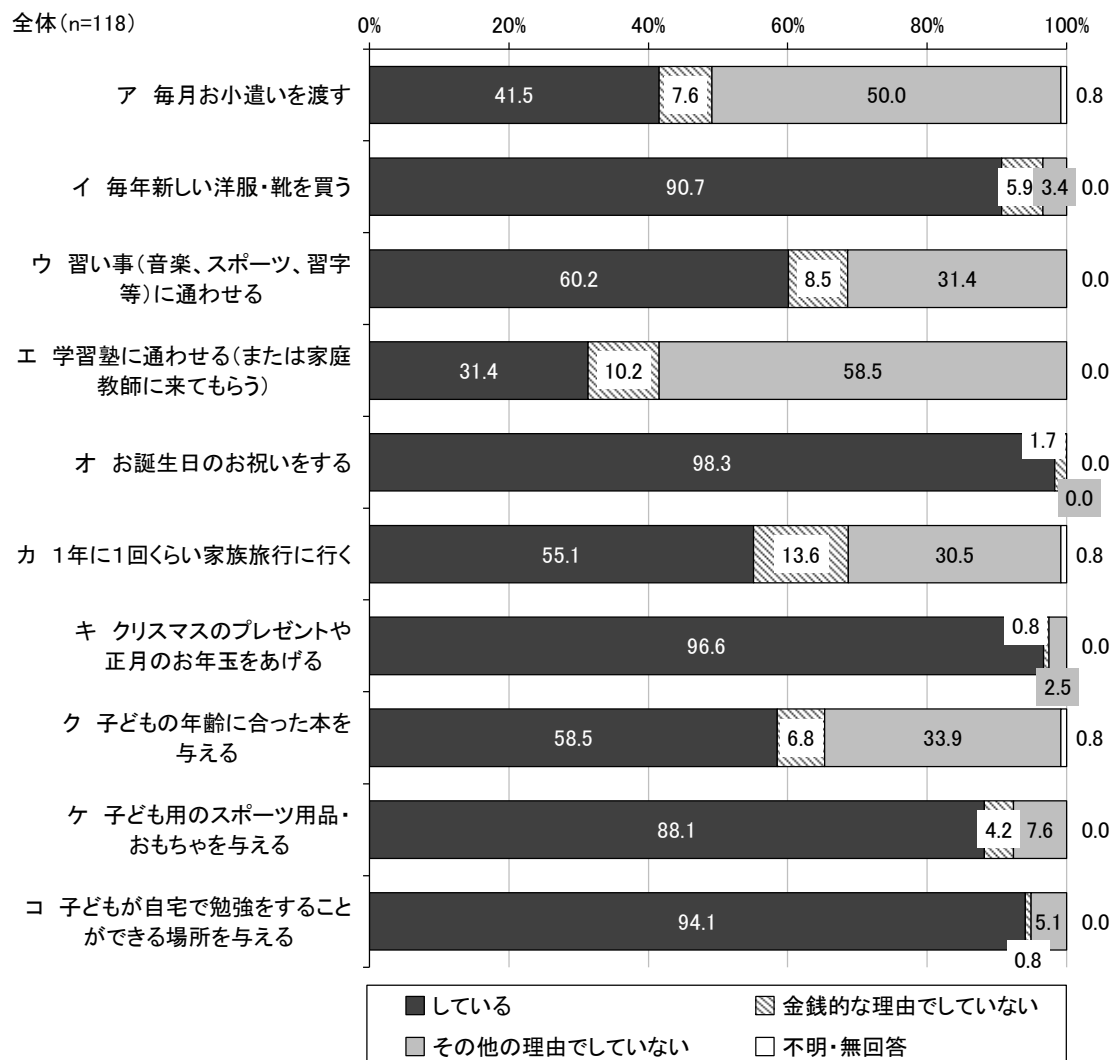
(次のア～オについて、それぞれ1つに○)【保護者】

「その他の理由でない」を除き、いずれの項目においても「ある」が最も高く、〔ウ キャンプやバーベキューに行く〕〔オ 遊園地やテーマパークに行く〕では6割以上となっています。



ウ) お子さんに次のことをしていますか。(次のア～コについて、それぞれ1つに○)【保護者】

「その他の理由でしていない」を除き、いずれの項目においても「している」が最も高く、〔イ 毎年新しい洋服・靴を買う〕〔オ お誕生日のお祝いをする〕〔キ クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる〕〔コ 子どもが自宅で勉強をすることができる場所を与える〕では9割以上となっています。

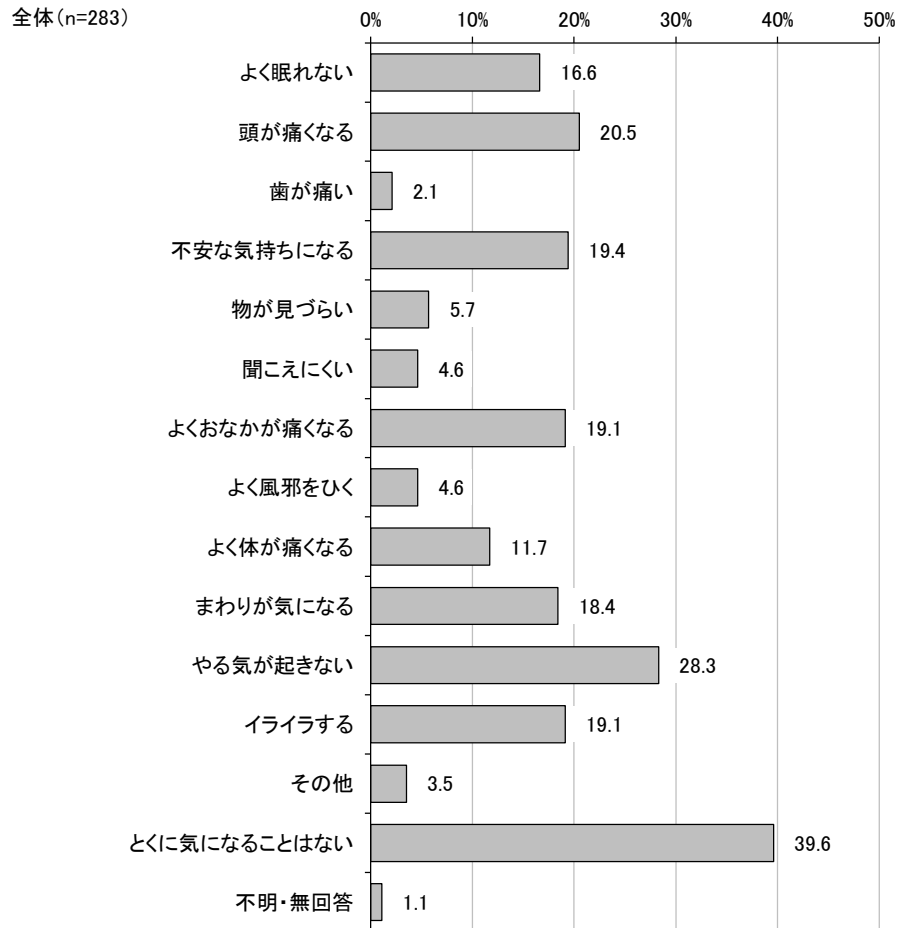


②体や心について

ア) 自分の体や気持ちで気になることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

【児童・生徒】

「とくに気になることはない」が39.6%と最も高く、次いで「やる気が起きない」が28.3%、「頭が痛くなる」が20.5%となっています。



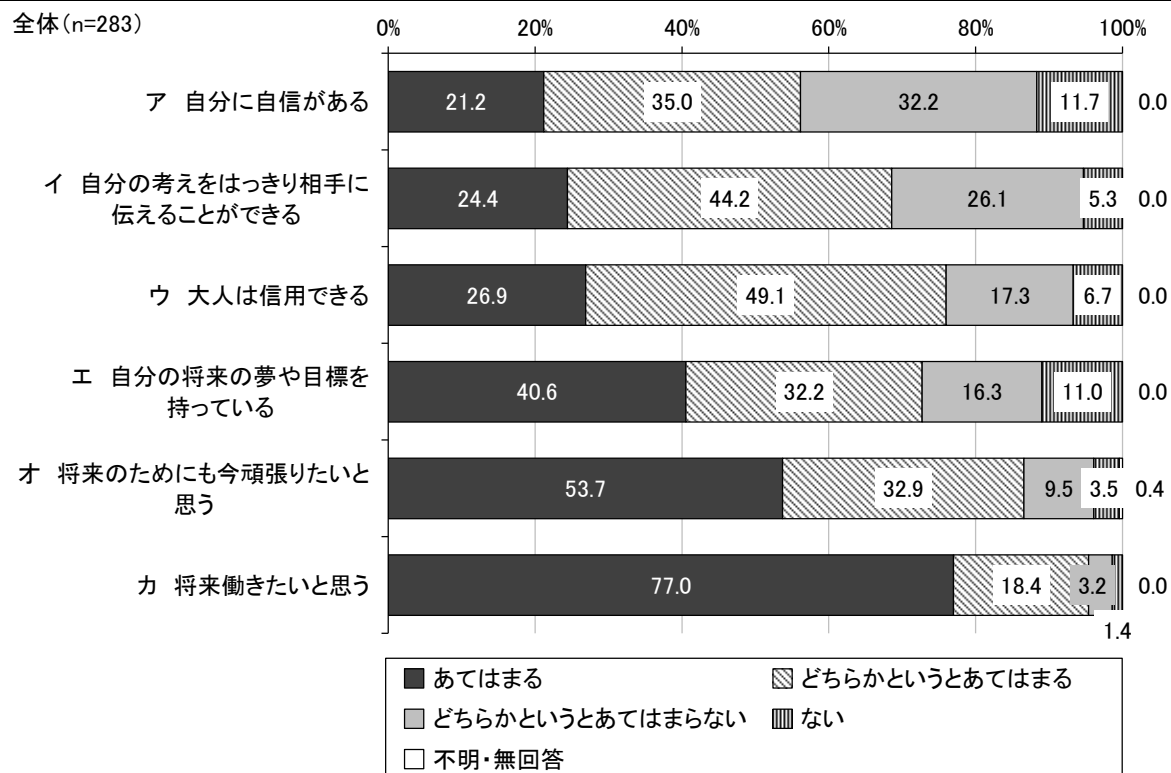
生活状況別にみると、[非生活困難層]では「とくに気になることはない」、[生活困難層]では「よくおなかが痛くなる」「やる気が起きない」が最も高くなっています。

単位：％		よく眠れない	頭が痛くなる	歯が痛い	不安な気持ちになる	物が見づらい	聞こえにくい	よくおなか が痛くなる	よく風邪をひく
全体 (n=283)		16.6	20.5	2.1	19.4	5.7	4.6	19.1	4.6
状況別	非生活困難層 (n=144)	13.9	24.3	1.4	19.4	6.3	4.2	20.8	4.9
	生活困難層 (n=28)	17.9	14.3	0.0	21.4	7.1	0.0	32.1	3.6

単位：％		よく体が痛くなる	まわりが気になる	やる気が起きない	イライラする	その他	いとくに気になる ことはない	不明・無回答
全体 (n=283)		11.7	18.4	28.3	19.1	3.5	39.6	1.1
状況別	非生活困難層 (n=144)	10.4	16.0	25.0	16.0	4.9	44.4	1.4
	生活困難層 (n=28)	7.1	25.0	32.1	25.0	0.0	25.0	0.0

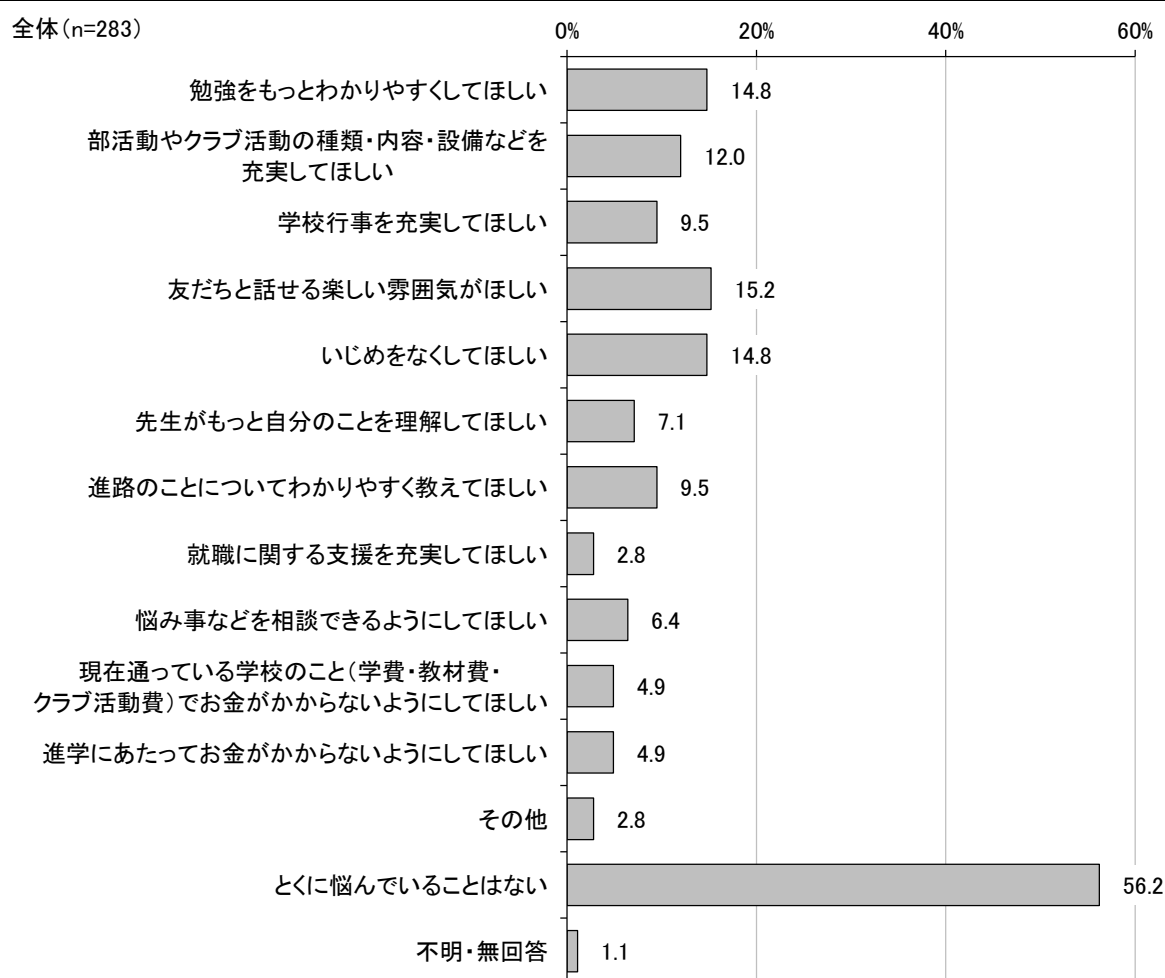
イ) 次のア～カについてどのように考えているか教えてください。(それぞれ1つに○)【児童・生徒】

〔ア 自分に自信がある〕〔イ 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる〕〔ウ 大人は信用できる〕では「どちらかというとあてはまる」、〔エ 自分の将来の夢や目標を持っている〕〔オ 将来のためにも今頑張りたいと思う〕〔カ 将来働きたいと思う〕では「あてはまる」が最も高くなっています。また、『あてはまる』（「あてはまる」と「どちらかというとあてはまる」の計）では、〔オ 将来のためにも今頑張りたいと思う〕〔カ 将来働きたいと思う〕で8割以上と高くなっています。



ウ) 学校のことについて悩んでいることはありますか。(あてはまるものすべてに○)【児童・生徒】

「とくに悩んでいることはない」が 56.2%と最も高く、次いで「友だちと話せる楽しい雰囲気がほしい」が 15.2%、「勉強をもっとわかりやすくしてほしい」「いじめをなくしてほしい」が 14.8%となっています。



③将来について

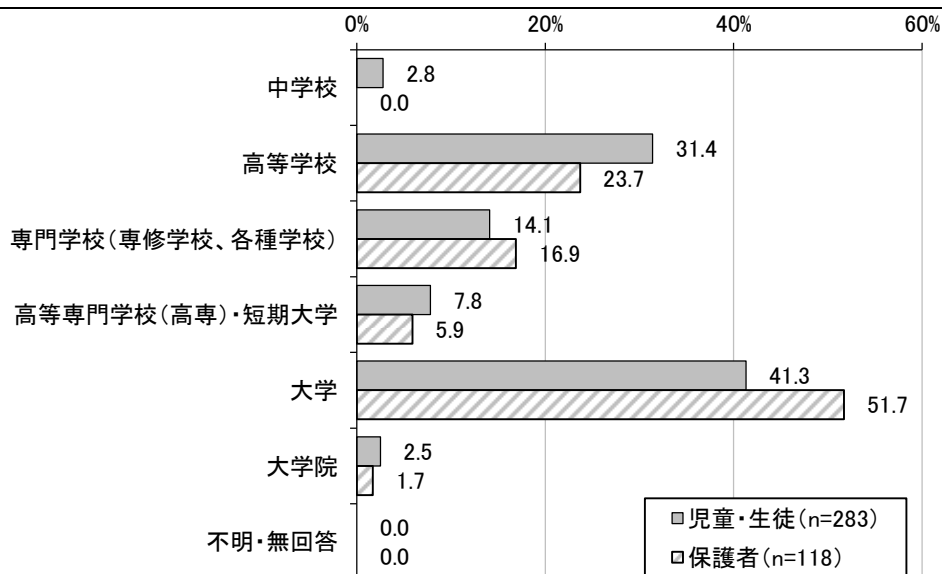
ア) 理想的には、将来どの学校まで進学したいと思いますか。(1つに○)

児童・生徒では、「大学」が 41.3%と最も高く、次いで「高等学校」が 31.4%、「専門学校（専修学校、各種学校）」が 14.1%となっています。

保護者では、「大学」が 51.7%と最も高く、次いで「高等学校」が 23.7%、「専門学校（専修学校、各種学校）」が 16.9%となっています。

生活状況別にみると、児童・生徒は〔非生活困難層〕では「大学」、〔生活困難層〕では「高等学校」が最も高くなっています。

生活状況別にみると、保護者は〔非生活困難層〕では「大学」、〔生活困難層〕では「高等学校」が最も高くなっています。



【児童・生徒】

単位: %		中学校	高等学校	専門学校(専修学校、各種学校)	高等専門学校(高専)・短期大学	大学	大学院	不明・無回答
全体(n=283)		2.8	31.4	14.1	7.8	41.3	2.5	0.0
生活状況別	非生活困難層(n=144)	2.8	27.1	13.9	6.9	47.2	2.1	0.0
	生活困難層(n=28)	3.6	32.1	25.0	14.3	25.0	0.0	0.0

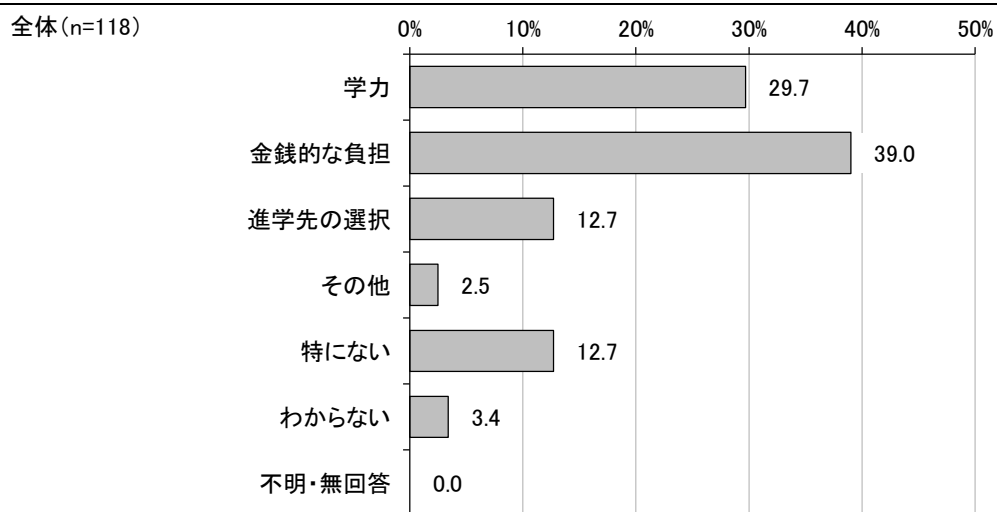
【保護者】

単位：％		中学校	高等学校	専門学校（専門学校（専修学校、各種	高等専門学校（高専）・短期大学	大学	大学院	不明・無回答
全体（n=118）		0.0	23.7	16.9	5.9	51.7	1.7	0.0
状況別	非生活困難層（n=89）	0.0	19.1	18.0	3.4	59.6	0.0	0.0
	生活困難層（n=18）	0.0	38.9	22.2	11.1	16.7	11.1	0.0

イ）アで選んだ学校に進学させる際、もっとも心配なことは何ですか。（1つに○）【保護者】

「金銭的な負担」が 39.0%と最も高く、次いで「学力」が 29.7%、「進学先の選択」「特にない」が 12.7%となっています。

生活状況別にみると、[非生活困難層][生活困難層]ともに「金銭的な負担」が最も高くなっています。

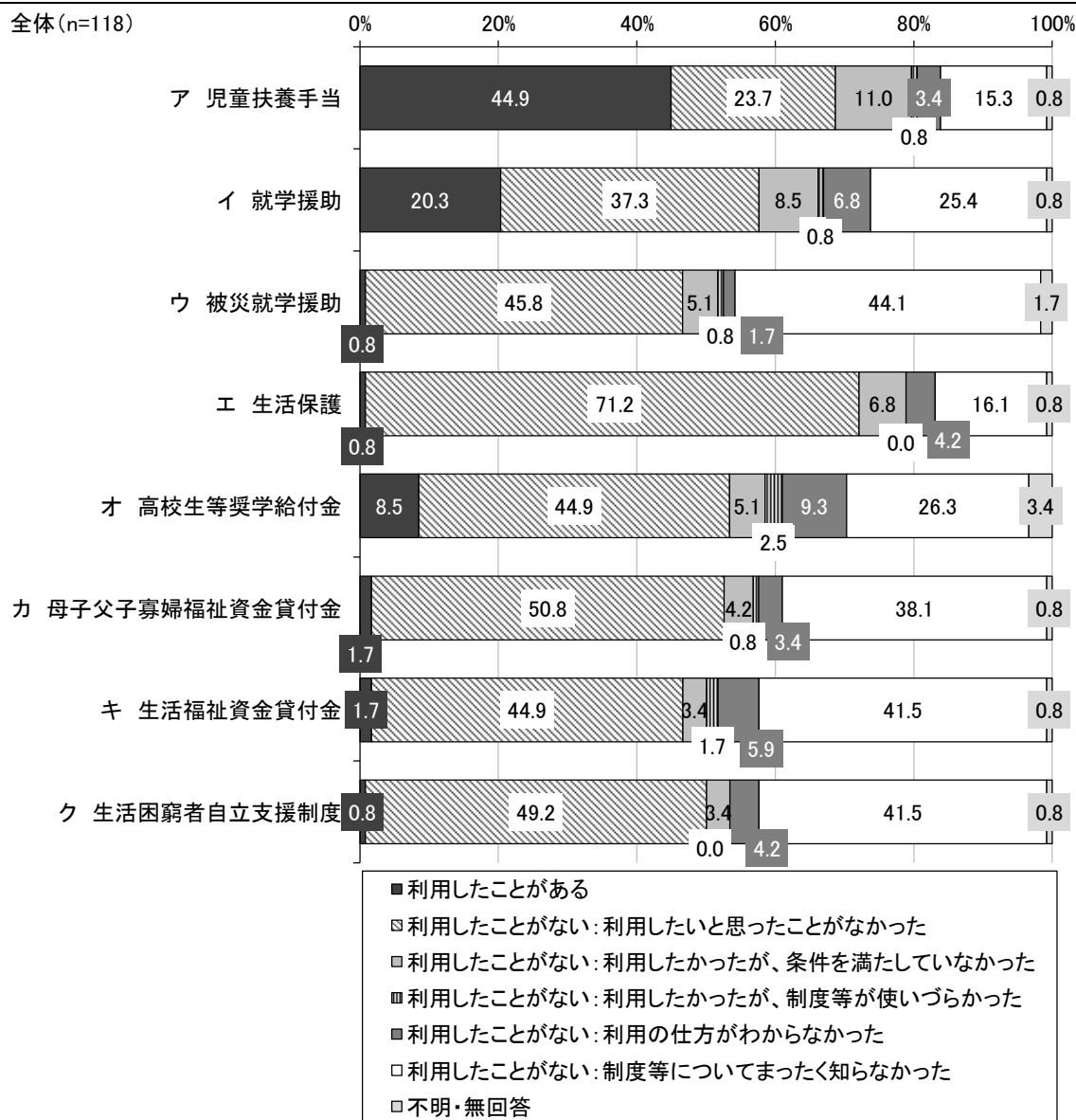


単位：％		学力	金銭的な負担	進学先の選択	その他	特にない	わからない	不明・無回答
全体（n=118）		29.7	39.0	12.7	2.5	12.7	3.4	0.0
状況別	非生活困難層（n=89）	32.6	37.1	14.6	3.4	10.1	2.2	0.0
	生活困難層（n=18）	27.8	44.4	5.6	0.0	16.7	5.6	0.0

④世帯の状況について

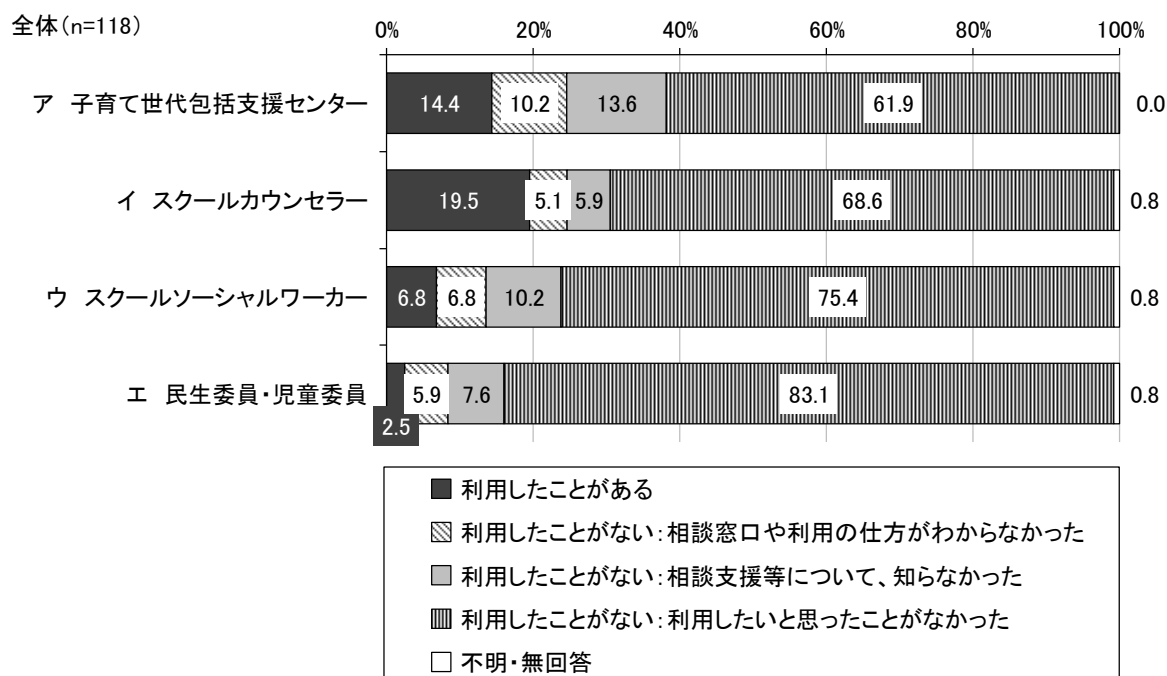
ア) 次の支援制度等を利用したことがありますか。利用したことがない場合は、その理由に最も近いものはどれですか。(次のア～クについて、それぞれ1つに○)【保護者】

〔ア 児童扶養手当〕では「利用したことがある」、それ以外の項目では「利用したことがない：利用したいと思ったことがなかった」が最も高くなっています。また、〔ウ 被災就学援助〕〔カ 母子父子寡婦福祉資金貸付金〕〔キ 生活福祉資金貸付金〕〔ク 生活困窮者自立支援制度〕では「利用したことがない：制度等についてまったく知らなかった」が4割前後と、その他の項目と比べて高くなっています。



イ) 次の相談支援等を利用したことがありますか。利用したことがない場合は、その理由に最も近いものはどれですか。(次のア～エについて、それぞれ1つに○)【保護者】

いずれの項目においても「利用したことがない：利用したいと思ったことがなかった」が最も高く、〔エ 民生委員・児童委員〕では8割以上となっています。また、〔イ スクールカウンセラー〕では「利用したことがある」が約2割と、その他の項目と比べて高くなっています。

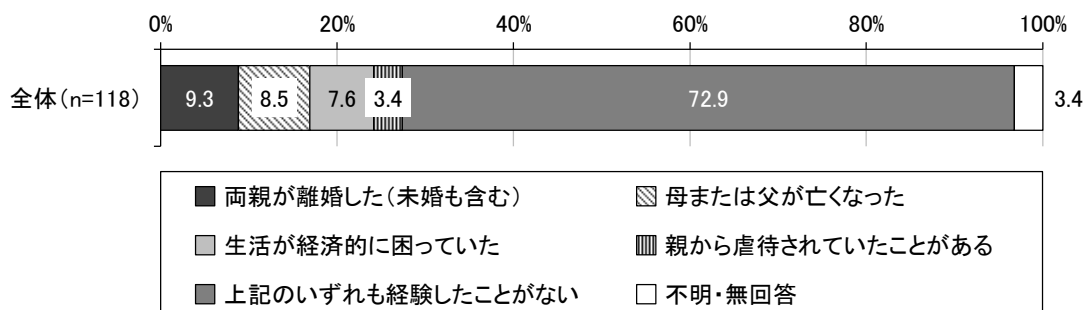


⑤保護者の状況について

ア) あなた、または配偶者の方は、成人する前、以下のような経験をしたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)【保護者】

「上記のいずれも経験したことがない」が72.9%と最も高く、次いで「両親が離婚した(未婚も含む)」が9.3%、「母または父が亡くなった」が8.5%となっています。

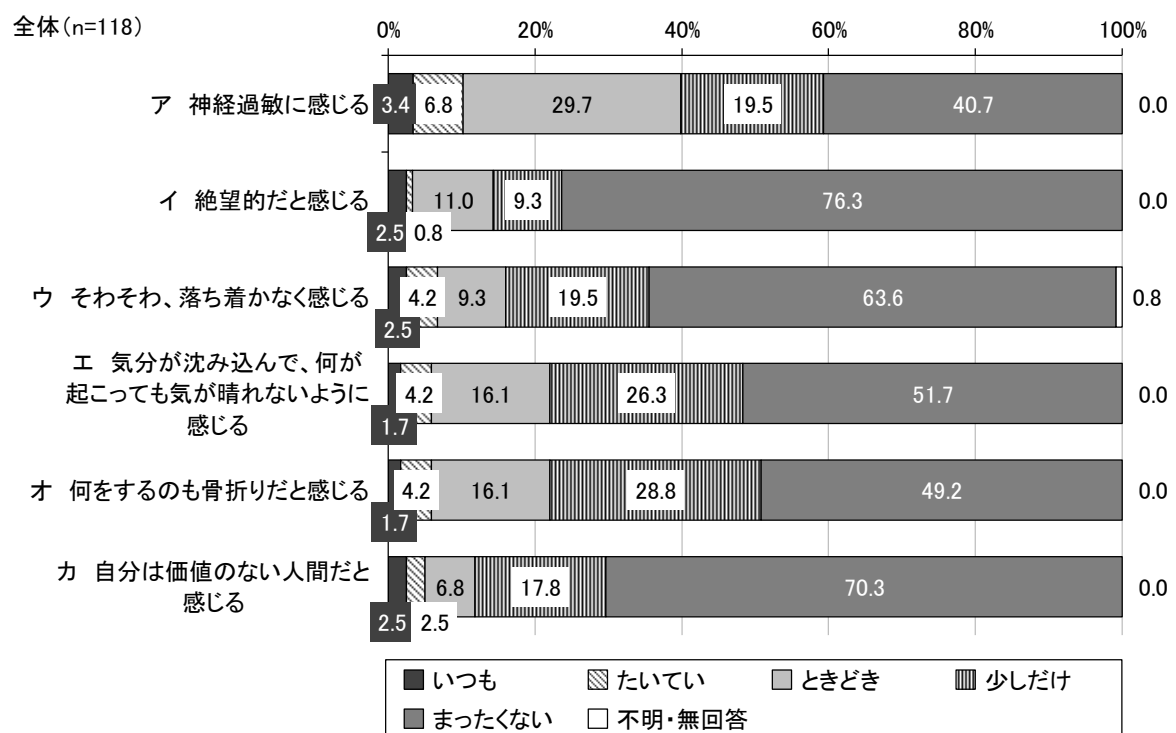
生活状況別にみると、〔非生活困難層〕〔生活困難層〕ともに「上記のいずれも経験したことがない」が最も高くなっています。



単位：％		両親が離婚した（未婚も含む）	母または父が亡くなった	生活が経済的に困っていた	親から虐待されていたことがある	上記のいずれも経験したことがない	不明・無回答
全体(n=118)		9.3	8.5	7.6	3.4	72.9	3.4
状況別	非生活困難層(n=89)	9.0	6.7	7.9	1.1	74.2	4.5
	生活困難層(n=18)	16.7	5.6	11.1	16.7	66.7	0.0

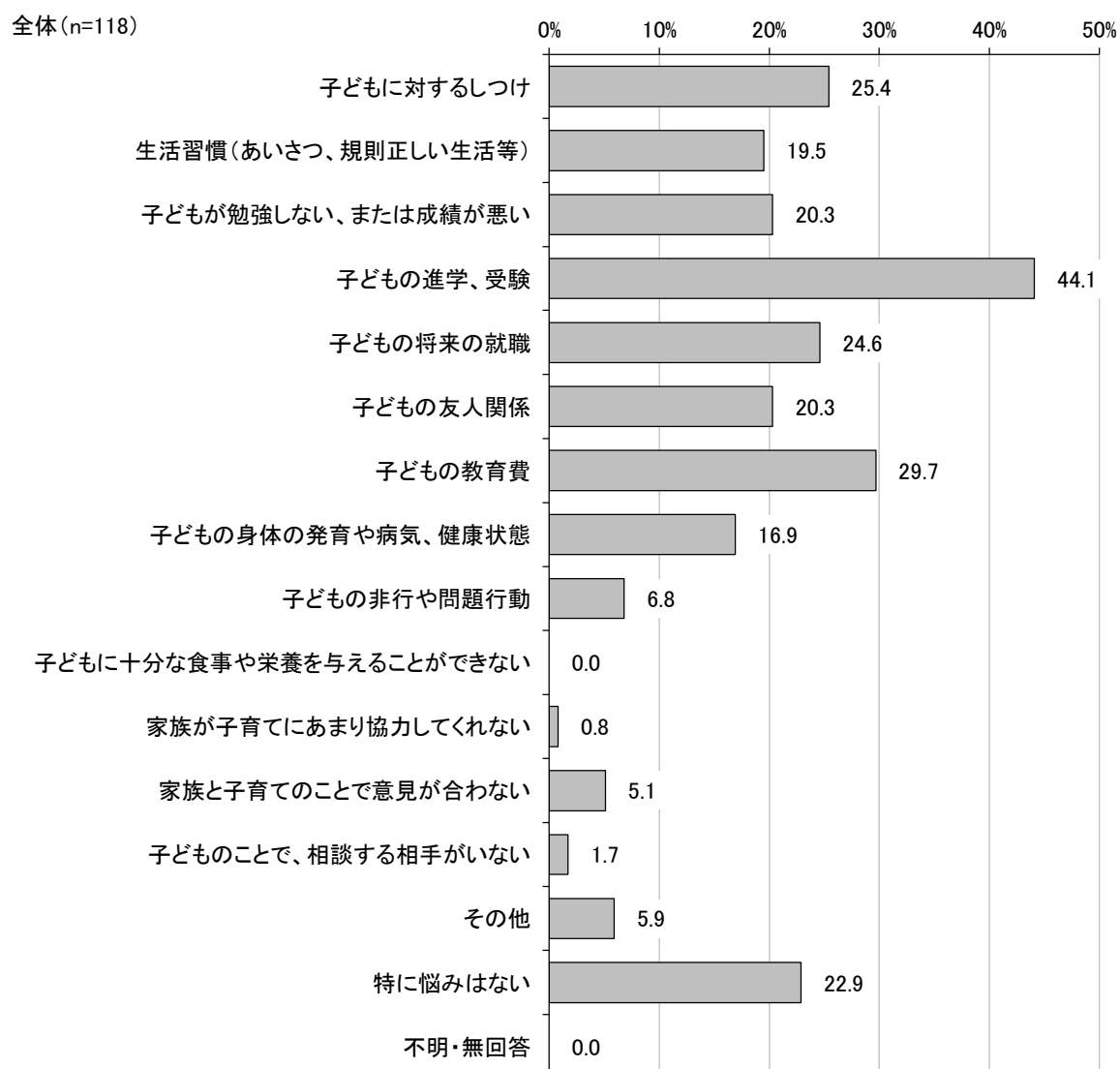
イ) あなたの普段の生活（ここ1カ月の間）についておたずねします。（次のア～カについて、それぞれ1つに○）【保護者】

いずれの項目においても「まったくない」が最も高くなっていますが、〔ア 神経過敏に感じる〕では4割台と、その他の項目と比べて低くなっています。



ウ) あなたは、子育てをするうえで、今、不安に感じていることや悩んでいることはありますか。
(あてはまるものすべてに○)【保護者】

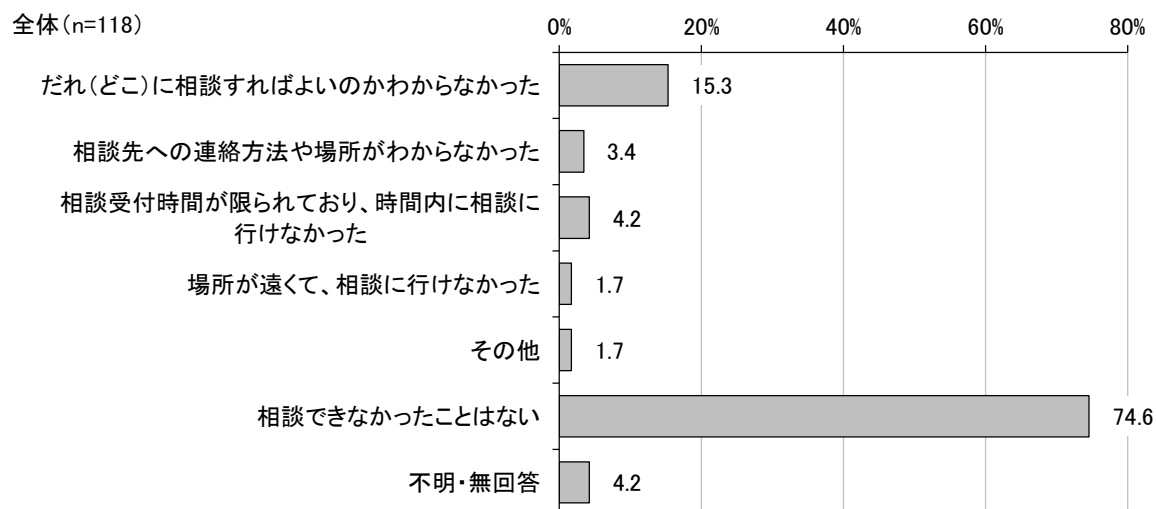
「子どもの進学、受験」が44.1%と最も高く、次いで「子どもの教育費」が29.7%、「子どもに対するしつけ」が25.4%となっています。



エ) あなたは、子育てのことで相談したいと思ったが、相談できなかったことはありますか。
(あてはまるものすべてに○)【保護者】

「相談できなかったことはない」が 74.6%と最も高く、次いで「だれ(どこ)に相談すればよいのかわからなかった」が 15.3%、「相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった」が 4.2%となっています。

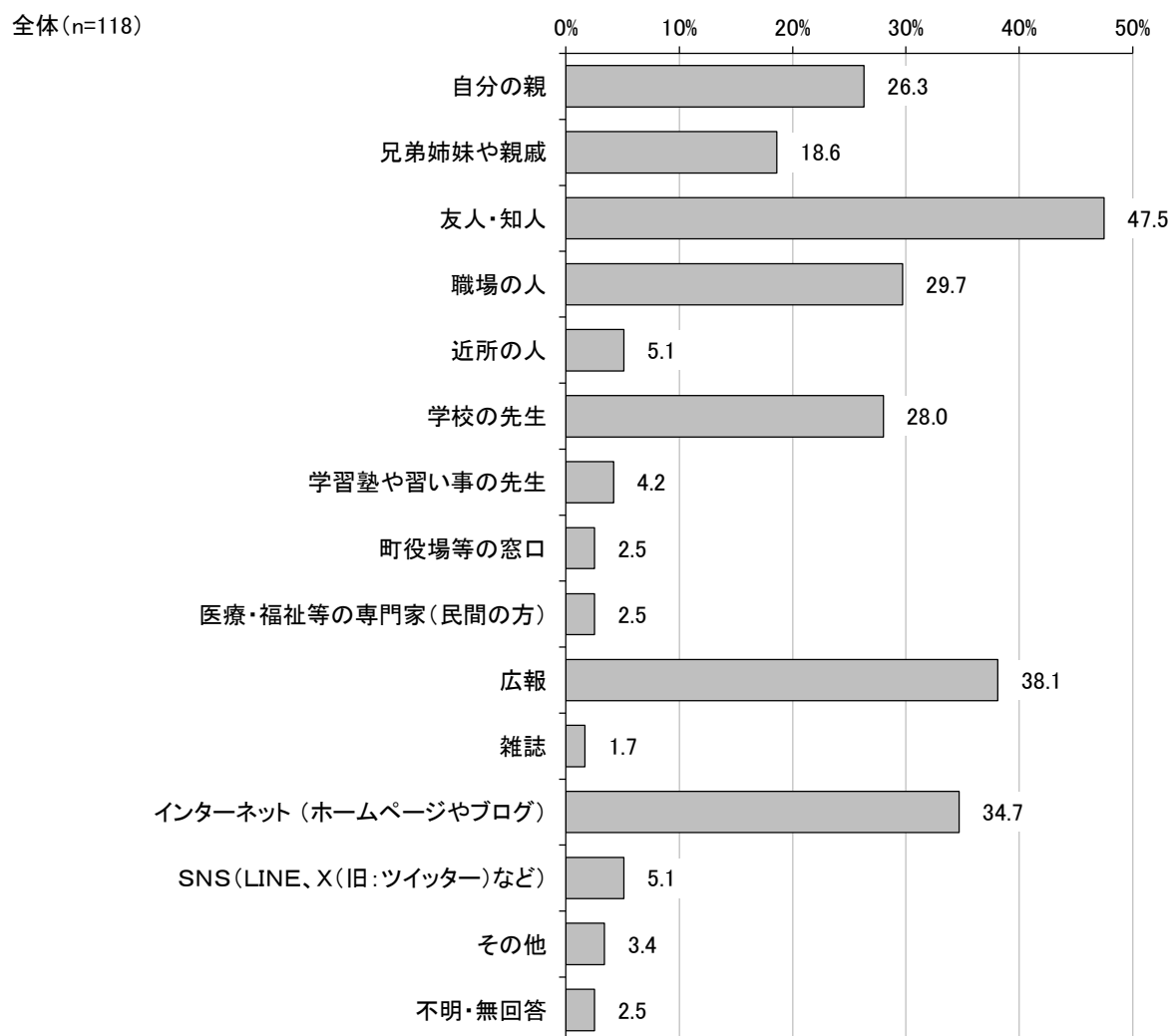
生活状況別にみると、[非生活困難層][生活困難層]ともに「相談できなかったことはない」が最も高くなっています。



単位: %		だれ(どこ)に相談すればよいのかわからなかった	相談先への連絡方法や場所がわからなかった	相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった	場所が遠くて、相談に行けなかった	その他	相談できなかったことはない	不明・無回答
全体(n=118)		15.3	3.4	4.2	1.7	1.7	74.6	4.2
状況別	非生活困難層(n=89)	12.4	1.1	1.1	0.0	2.2	80.9	4.5
	生活困難層(n=18)	27.8	11.1	5.6	5.6	0.0	50.0	5.6

オ) あなたは、子どもに関する施策等の情報をどのような方法で受け取っていますか。
(あてはまるものすべてに○)【保護者】

「友人・知人」が47.5%と最も高く、次いで「広報」が38.1%、「インターネット（ホームページやブログ）」が34.7%となっています。



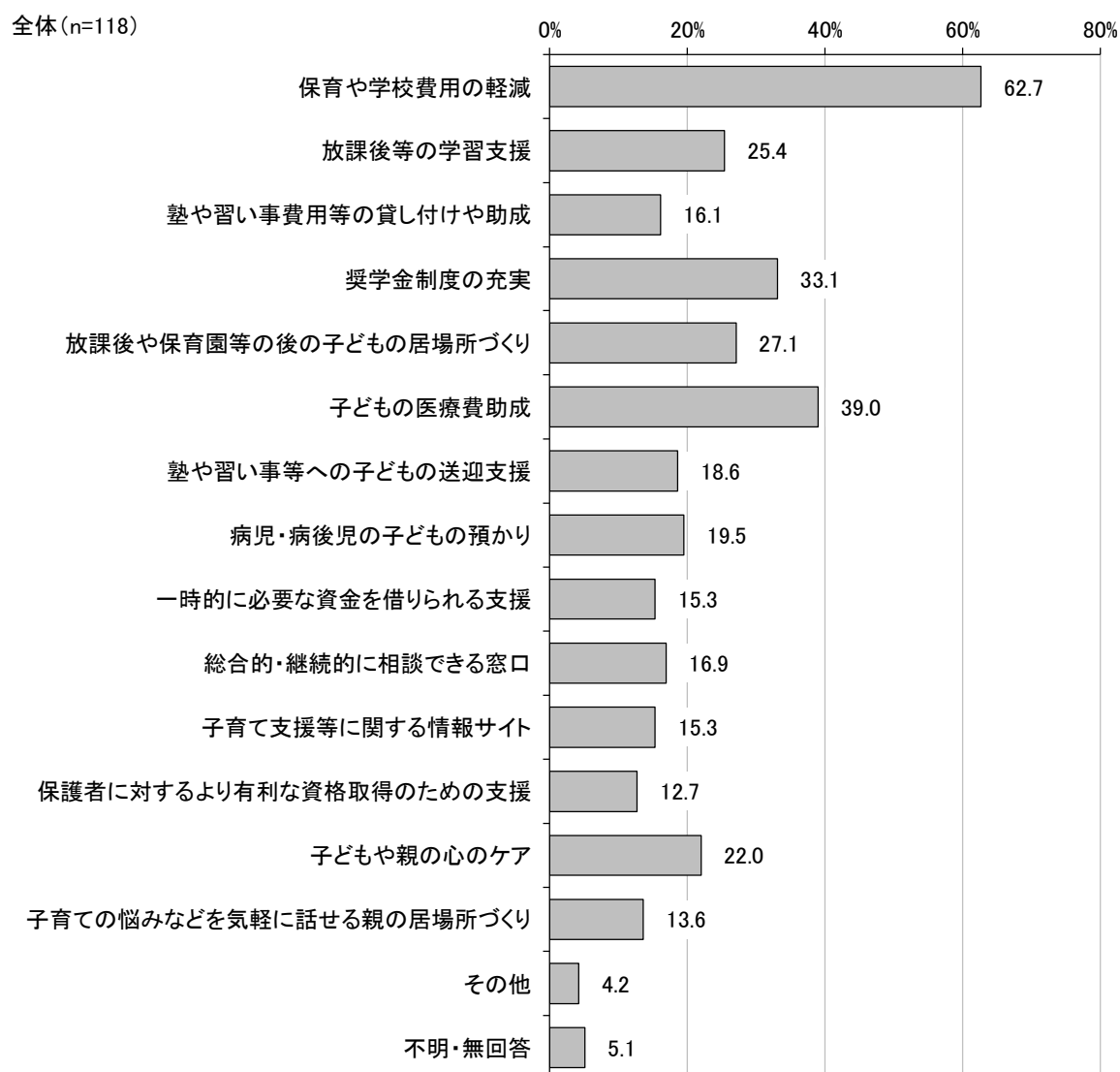
生活状況別にみると、[非生活困難層]では「友人・知人」、[生活困難層]では「友人・知人」「学校の先生」が最も高くなっています。

単位：％		自分の親	兄弟姉妹や親戚	友人・知人	職場の人	近所の人	学校の先生	学習塾や習い事の先生	町役場等の窓口
全体(n=118)		26.3	18.6	47.5	29.7	5.1	28.0	4.2	2.5
状況別	非生活困難層(n=89)	32.6	18.0	48.3	31.5	4.5	24.7	5.6	1.1
	生活困難層(n=18)	11.1	27.8	44.4	22.2	0.0	44.4	0.0	11.1

単位：％		(医療・福祉等の専門家 民間の方)	広報	雑誌	インターネットやブログ (ホームページ)	SNS(LINE、Twitterなど) (旧Twitter)	その他	不明・無回答
全体(n=118)		2.5	38.1	1.7	34.7	5.1	3.4	2.5
状況別	非生活困難層(n=89)	1.1	40.4	1.1	36.0	5.6	3.4	2.2
	生活困難層(n=18)	5.6	33.3	0.0	33.3	0.0	5.6	0.0

カ) あなたが子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものですか。
(あてはまるものすべてに○)【保護者】

「保育や学校費用の軽減」が62.7%と最も高く、次いで「子どもの医療費助成」が39.0%、「奨学金制度の充実」が33.1%となっています。

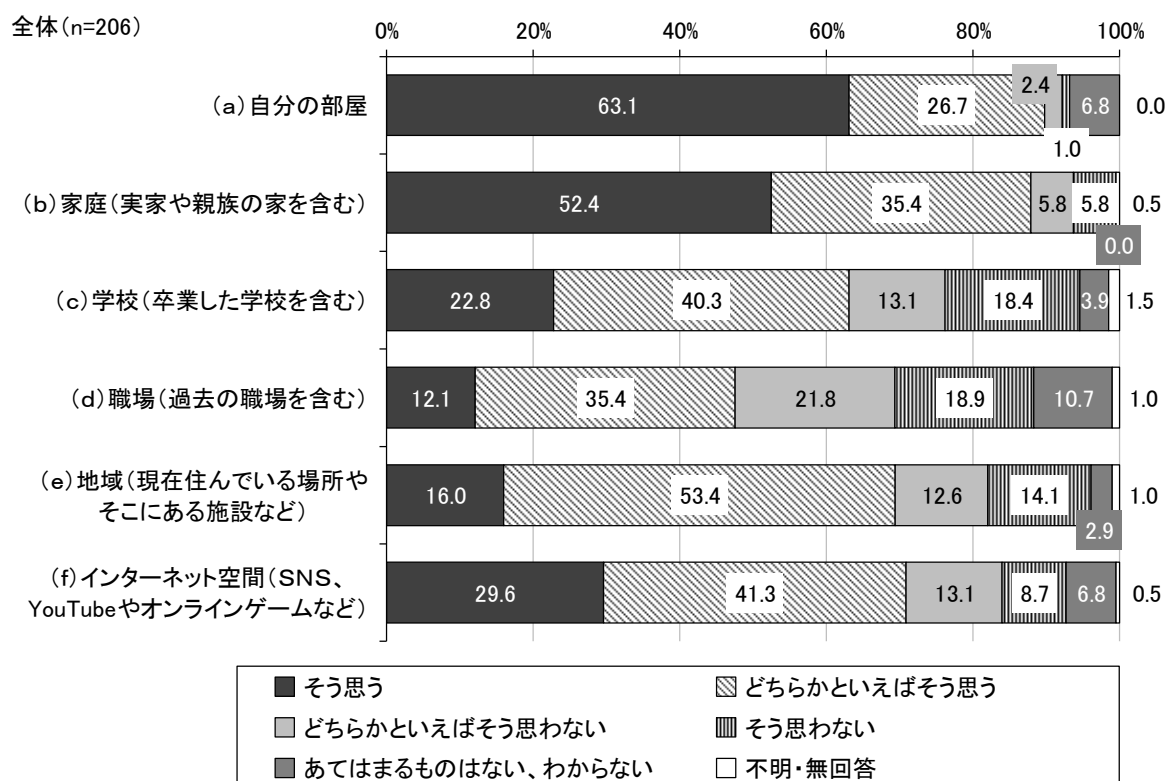


(8) 子ども・若者調査結果概要

①普段の生活について

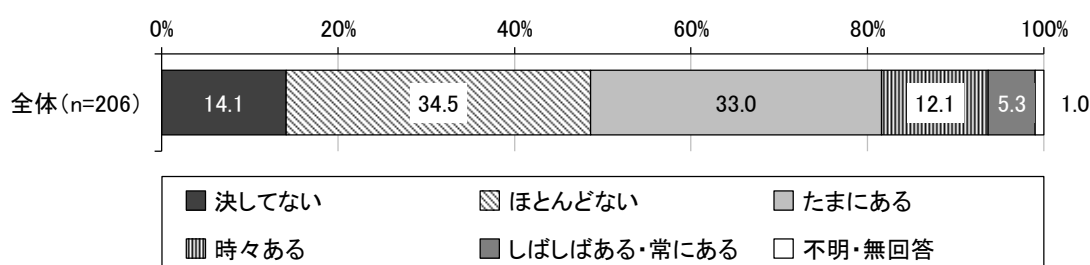
ア) 次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっていますか。((a)～(f)のそれぞれについて、あてはまる番号1つに○)

〔(a) 自分の部屋〕〔(b) 家庭（実家や親族の家を含む）〕では「そう思う」、その他の項目では「どちらかといえばそう思う」が最も高くなっています。また、『思う』（「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の計）では〔(a) 自分の部屋〕〔(b) 家庭（実家や親族の家を含む）〕で約9割、〔(e) 地域（現在住んでいる場所やそこにある施設など）〕〔(f) インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲームなど）〕で7割前後となっているのに対して、〔(c) 学校（卒業した学校を含む）〕で6割台、〔(d) 職場（過去の職場を含む）〕で約5割とやや低くなっています。



イ) あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。(1つに○)

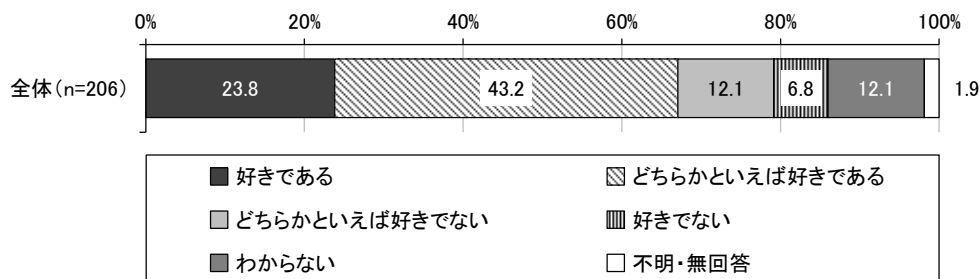
「ほとんどない」が34.5%と最も高く、次いで「たまにある」が33.0%、「決してない」が14.1%となっています。



②地域社会との関係について

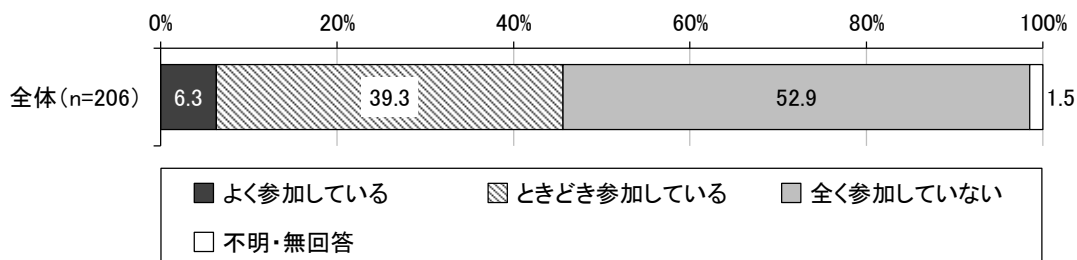
ア) あなたは、会津美里町が好きですか。(1つに○)

「どちらかといえば好きである」が43.2%と最も高く、次いで「好きである」が23.8%、「どちらかといえば好きでない」「わからない」が12.1%となっています。



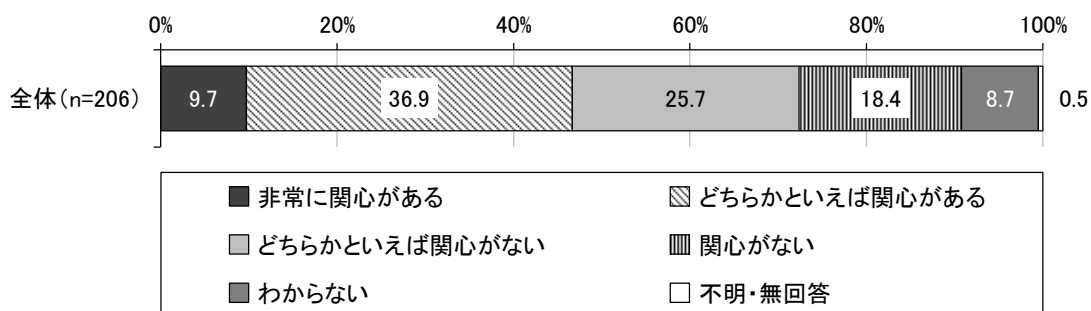
イ) あなたは、地域の活動や行事にどの程度参加していますか。(1つに○)

「全く参加していない」が52.9%と最も高く、次いで「ときどき参加している」が39.3%、「よく参加している」が6.3%となっています。



ウ) あなたは、今の会津美里町の行政にどのくらい関心がありますか。(1つに○)

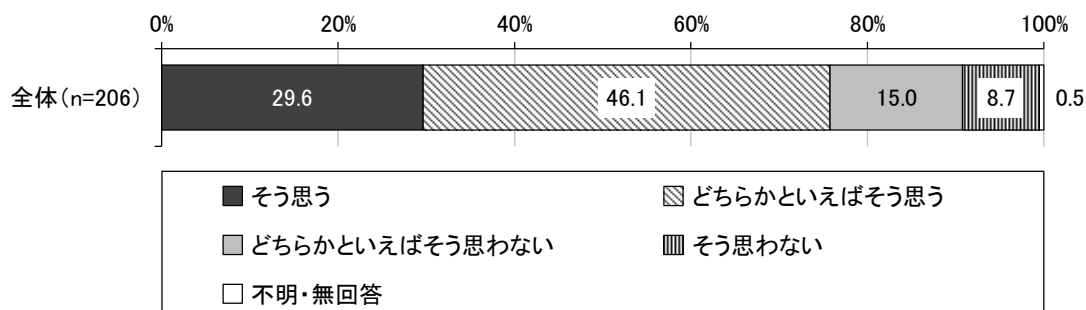
「どちらかといえば関心がある」が36.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば関心がない」が25.7%、「関心がない」が18.4%となっています。



③自身に関する意識について

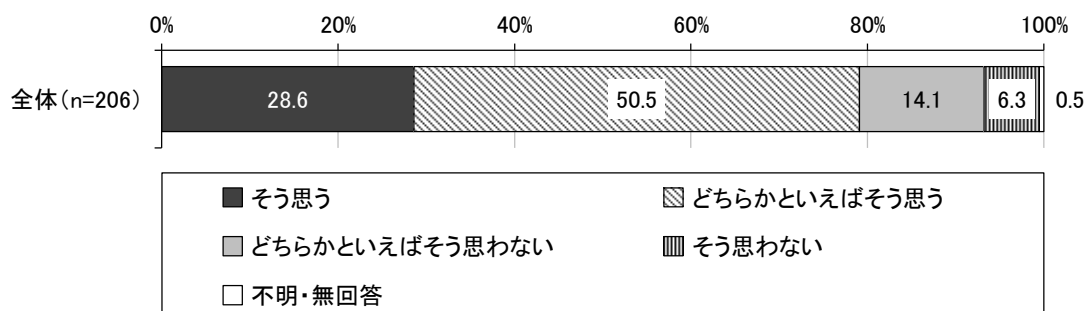
ア) あなたは、今、自分が幸せだと思いますか。あなたの実感をお答えください。(1つに○)

「どちらかといえばそう思う」が46.1%と最も高く、次いで「そう思う」が29.6%、「どちらかといえばそう思わない」が15.0%となっています。



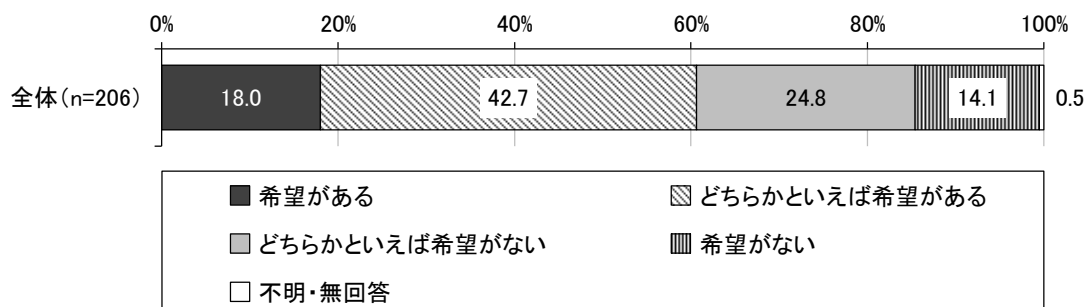
イ) あなたは、「社会のために役立つことをしたい」と思いますか。(1つに○)

「どちらかといえばそう思う」が50.5%と最も高く、次いで「そう思う」が28.6%、「どちらかといえばそう思わない」が14.1%となっています。



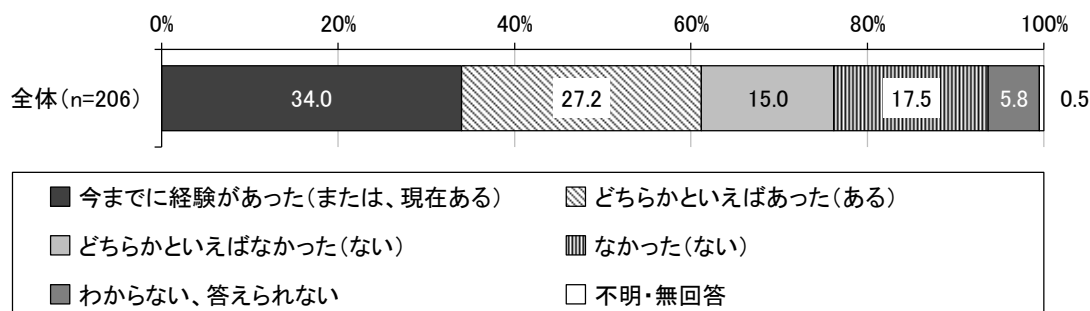
ウ) あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか。(1つに○)

「どちらかといえば希望がある」が42.7%と最も高く、次いで「どちらかといえば希望がない」が24.8%、「希望がある」が18.0%となっています。



エ) あなたは今までに、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験がありましたか。
 または、現在、社会生活や日常生活を円滑に送れていない状況がありますか。最もあてはまるものを選んでください。(1つに○)

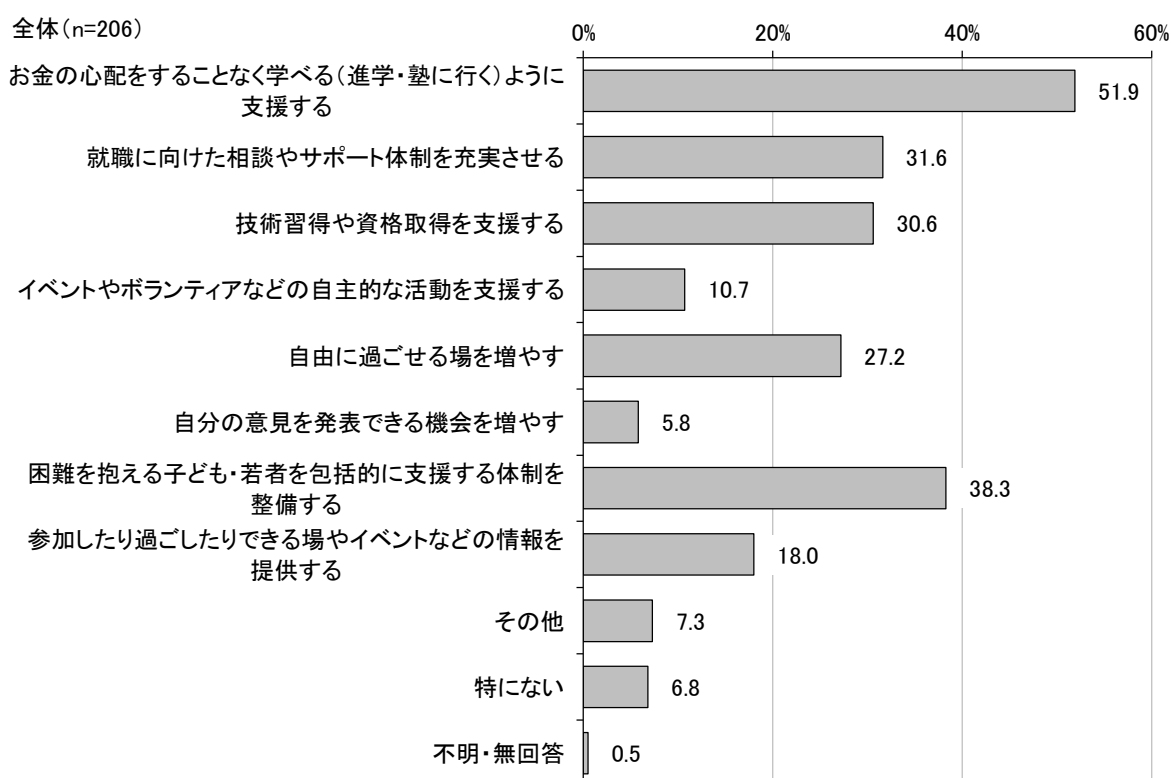
「今までに経験があった(または、現在ある)」が 34.0%と最も高く、次いで「どちらかといえばあった(ある)」が 27.2%、「なかった(ない)」が 17.5%となっています。



④町の取り組みについて

ア) あなたは、これから若者(39歳ぐらいまでの人)のために、会津美里町に必要な取り組みは何だと思いますか。(○は3つまで)

「お金の心配をすることなく学べる(進学・塾に行く)ように支援する」が 51.9%と最も高く、次いで「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」が 38.3%、「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」が 31.6%となっています。



5 関係団体ヒアリング調査

(1) 調査目的

本調査は、「第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で終了することから、次期計画として新たに“子どもの貧困対策計画”“子ども・若者計画”を包含する「会津美里町こども計画」(計画期間:令和7年度～令和11年度)を策定するため、地域のこども・子育て家庭を支える団体・関係機関を対象に地域のこども・若者を取り巻く現状や今後必要となる取り組みをおうかがいし、計画づくりの参考とさせていただくことを目的として実施しました。

(2) 調査設計

項目	団体ヒアリング調査
調査対象者	町内の認定こども園、小・中・高校、児童クラブ、子育て支援センター、基幹相談支援センター、庁内関係課
調査期間	令和6年4月26日(金)～5月13日(月)
調査方法	メールによる調査票の配布・回収
配付件数	16件
回収件数	15件(93.8%)

(3) 調査結果概要(一部抜粋)

①こども・若者の状況について

問1 こども・若者を取り巻く課題について、日ごろの活動を通じて、こども・若者たちの様子で何か気になっていることがあれば教えてください。

項目	内容
家庭の環境について	・家庭での生活リズム(早寝・早起き・朝ごはん)が崩れることで、心と身体が不健康になってきているように感じる。また、貧困問題等様々な問題が重なり、複雑化してきているように感じる。核家族化に伴い、家族全体でのメディアの付き合い方が問題と感じる。 ・心の安定が得られず試し行動も見られる。「満足して生活を送る」「様々なことに挑戦する」ための心の基地となる家庭での関わりが不足しているのではと感じる。 ・幼児期のお子さんを保育している中で、衣食住や基本的な生活習慣などが充実しているかは保護者の関わり方に大きく関係していて、それが子どもの一生を左右しかねないほどの重要なところだと思います。保護者自身がどのような家庭環境で過ごしていたかも大きく関係していると感じ、根が深い問題だと思う。
虐待について	・貧困により保護者が孤立し見えない虐待が増えてきているのではないかと。(グレーゾーンの虐待)例えば、こども園に通園の継続が困難、義務教育を継続的に受けることが困難等。また、低年齢児とメディアの距離が近くなることで保護者も気づけない長時間の放置にも繋がる。
ひきこもりや不登校について	・いじめや学校に起因する不登校もあるが、「めんどくさい」等の無気力感から始まる不登校が増加。単学級で幼少中の間、人間関係が変わらないことから不登校などの問題が発生した際には改善が難しい。子供だけではなく、保護者が子供を匿ってしまうことが増え、子供を支援(背中を押す)する保護者が減少している。学級担任と関係を上手く図ることのできない保護者・子どもが多いため、問題が長引くケースが多い。 ・不登校支援に向けて、学校だけではなく、ほかの団体とも協力体制を構築していきたい。

項目	内容
居場所（サードプレイス）について	・子どもたちが集まれる場所がない。学校に行かなくても白い目で見られない、学校の代わりに行ける場所があると、子どもにとっても親にとってもありがたいのではないと思う。
ヤングケアラーについて	・家庭内のことで、なかなか表面化してこないけれど着実に増えています。
貧困について	・子の親だけではなく、代々貧困が続いている家庭が多い。母数は多くないが、改善が難しい。自発的な行動力が乏しい分、積極的に家庭訪問や面談を行わないと関係や支援が途切れてしまう可能性が大きい。貧困が根底にあり、衣服の汚れや異臭でのいじめからの不登校や、気力のなさ、食文化の違い（1日3食→1食）が発生することが多い。 ・少子化や核家族化、メディアの発達により、子どもや若者の貧困は見えにくいものであると考える。また、貧困であると気づいていない、貧困であっても声を上げられない、支援に結びつかない家庭も少なくはない。支援を受けやすい環境を作ること支援者には必要であると考え。貧困は連鎖するので、貧困の連鎖をどう断ち切るかが急務。
障がいのある子ども・若者について	・発達障がいに関して、医療機関への受診や適した指導学級への措置変更等を拒否する保護者が多い。保護者だけでなく、祖父母の特別支援に関しての理解が乏しく、適した支援に繋がっていない児童生徒が多数いる。 ・障がいのある子ども、若者がいる家庭では、貧困や保護者も障がい者等でキーマンとなる家族がいないため、問題が複雑になり長期化することが多い。 ・障がいのある子どもの自立に向けて、学校卒業後については各専門機関と連携しながら支援していきたい。
その他	・コミュニティが狭く、社会的な交流や多様な経験を得る機会が制限されている。生まれたときから、同じメンバーで過ごしているため、自己肯定感や信頼関係の構築に課題を抱える可能性がある。多様な視点や知識に触れる機会を限られている。

②子ども・若者に対する支援の状況・課題について

問2 子ども・若者やその家庭に対して、具体的にどのような支援を行っていますか。

- ・医療機関への繋ぎ（カウンセリング含む）。不登校支援事業の提案。家庭訪問による親子面談。電話相談（学校との仲介）。定期面談。行政への繋ぎ。相談支援事業所との仲介や連携。児童相談所への相談。
- ・支援の必要な児童等に対しては、ケース会議を開き、保護者と連携して支援を進めている。
- ・電話連絡、家庭訪問、スクールカウンセラーによるカウンセリング、スクールソーシャルワーカーによる支援、子どもと親の相談員による関わりなど。

問3 貴機関・団体の支援対象となるような子ども・若者及びその家庭に対するアプローチについて、工夫されている点がありますか。また、課題となっている点がありますか。

- ・支援対象となる児童との面談によるニーズの聞き取り（保護者が支援者と児童との壁を作ることが多く、会うことすら困難な家庭が多い）。ケース対象になる家庭（児）のアセスメント。学校のニーズ・要望と保護者の困り感が一致していないことが多い。保護者の困り感を、学校の依頼をもとに引き出すアプローチ、面談を行っている。
- ・関係機関との連携を密に連絡を取ることで、悩み・不安・心配な事を早め早めに解決し、虐待防止、子育て支援に繋げている。保護者との関係を築き、孤立した子育てにならないように工夫している。
- ・保護者の中には医療的な支援が必要な事が受け入れられない方がいたり、家庭環境などのプライベートな部分もあり、踏み込めない場合もあります。

問4 支援活動をする中で、つなぐ支援機関や紹介・活用する支援制度はどのようなものがありますか。

- ・不登校支援：町教育相談室（不登校の中でも外部との接触が難しい段階：roomF）。相談支援事業所。医療機関は要望に合わせる（竹田総合病院、会津医療センター、飯塚病院、矢吹病院等）。社会福祉協議会。地域若者サポートステーション。児童相談所 等
- ・それぞれの事業で町保健師、管理栄養士と密に連絡を取り合える環境にしている。また、それぞれのケースに合わせて色々な機関と連携している。（病院、指定障害児相談支援者、こども園、心理士、会津支援学校等）

問5 支援活動をする中で、本町の中で足りていないと感じる社会資源、取り組みはありますか。

- ・ケースによってどのような社会資源があり、どういった活用ができるのか一目瞭然にわかると活用し、取り組みやすいのではないかな。
- ・ICT環境の整備
- ・子育て支援相談に繋げてもそこから次の支援に繋げるためのアドバイザーのような存在。園の中に支援が必要な園児や保護者両方を支える事が出来る専門性をもった職員。（公立、私立関係なく）

問6 他機関・団体や町（教育や福祉等）との連携において、どのような課題がありますか。また、連携したいと考えている機関などはありますか。

- ・町保健師との情報共有の中で、個人情報が一番の課題であると思うが、ホームスタートなどを活用できる家庭についての情報交換が難しい。
- ・まだ学校との連携が充分でないと感じる。
- ・学校、町教委、町健康ふくし課等が連携し、家庭に対して包括的な支援を講じていきたい。

問7 支援活動をする中で、支障となる課題はありますか。

- ・SSW においての認識があまりないため、周囲の支援者の選択肢になりにくい。
- ・子どもの特性について親が理解するところが支援の第一歩であるが、十分に理解してもらえないために本人が苦しむケースが多い。
- ・不登校が発生した場合の対応策として、さまざまな手段をとることができるように環境を整備する。（不登校児が登校できる学校内外の場所、インターネット等を利用した教育の機会の充実など）

③町での取り組みについて

問8 更なるこども施策の充実のために、町が取り組むべきと考える支援・制度・連携等について、ご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

- ・保育環境の整備：充実した保育施設の整備や保育サービスの拡充により、保護者の働きやすさと子どもの安心・安全な環境を確保する必要がある。地域との連携：地域の保健・福祉機関や教育機関と連携し、子育て支援の情報提供や相談窓口の充実を図る必要がある。家庭支援プログラムの提供：保護者教育（ペアレントトレーニング等）や家庭訪問などのプログラムを通じて、家庭内の子育て力を向上させ、子どもの健やかな成長をサポートすること。
- ・子育て支援の充実・居場所作りが必要だと思います。
- ・ワンストップ窓口があって、様々なケースの状況・情報が一元化できると良いと思う。今は児童相談所や病院、学校等、所管や情報の集まり方に濃淡がある。
- ・児童の実態を把握、理解できる専門職（スタッフ）の充実。
- ・令和6年度より新たに、こども家庭支援室が設置されたことから、情報共有と関係機関とのスムーズな連携で支援を推進する必要がある。

問9 最後に、こどもが自分らしく、権利を守られながら幸せに成長していくためには、どのようなことが大切だと思いますか。ご自由にご記入ください。

- ・こどもが自分らしく幸せに成長していくためには、まず家庭環境を整えていく必要がある。そのためには、保護者の生活が豊かであることが大切である。安定した仕事があると、保護者の生活・気持ちに余裕があり、子どもへの関わり方も余裕のある関わりが出来る。核家族が多い中で、やはり社会や地域で子育て環境を整えていくことが大切だと感じる。また、地域全体で若い人や子育て中の保護者へ声掛けや相談が出来る環境が大切であると思う。
- ・こどもをこどもとして扱わず、こどもの声を聞く。聞いたことを形にしていく。こどもには参加する権利があることを大人が認識し、大人の常識で子どもに関する法律や条例、事業などを作らないことが大切なのではないかと考える。
- ・子どもひとり一人に寄り添った個別最適な支援が受けられるように、園と保健師、関係機関との連携が不可欠だと思う。その子どもや保護者の実態に合った支援体制の確立に向けて連携を充実させていきたい。
- ・子どもが主体性を発揮し、生き生きとした生活を送ること。子どもが自己決定を繰り返すことで、自立と自律を身に付けていくこと。自他の良さや違いを認め合い、互いに尊重し合うこと。
- ・こどもたちが自己肯定感を感じながら、自己選択・自己決定・自己実現ができる落ちついた学習環境が必要だと思います。こどもたちが自らの意見を持ち、意思決定に参加できる機会を提供することが重要だと思います。そのためにも、多様性や違いを受け入れ、一人一人に合わせた学習環境を提供できる体制づくりが必要だと思います。

6 現行計画の評価

第2期会津美里町子ども・子育て支援事業計画における各施策について、それぞれの担当部署において以下の6つの視点により自己評価を行うとともに、その評価を行った理由を整理・分析しました。

目標達成 / 充実・目標に向かって推進 / 現状維持 / 停滞 / 未実施 / 評価できず

基本目標1 子どもの健全育成と教育・保育の環境整備

基本施策1 子どもや次世代の親への教育環境の整備

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 子どもの生きる力の育成	こども教育課	現状維持	こども園においては、興味や関心を持ったことに自分から取り組むことや、みんなと力を合わせた遊びの実践、苦手なことにも一生懸命取り組み、できるまで頑張ることでやりぬく力の育成に努めました。小中学校では、園小中連携プログラムの実践を、各園・小中学校の実情に即して取り組み、非認知能力の育成に努めた。
	生涯学習課	現状維持	公民館や各生涯学習センターにおいて、ボランティア活動や体験活動などの青少年講座等を通じて、子どもたちの社会性や豊かな心を育む事業を実施した。
2 次世代の親の育成	健康ふくし課	現状維持	大学の看護学生の実習を受け入れし、乳幼児健診等の体験で乳幼児とふれあう機会をつくった。
	こども教育課	現状維持	認定こども園や子育て支援センター等で職場体験や研修等を受け入れし、乳幼児とふれあう機会をつくった。
3 幼児教育・保育環境の整備	こども教育課	現状維持	保育者の資質向上を図るための研修会として、公立・私立こども園の職員を対象とした、園内研修リーダー研修会や、公立・私立のこども園同士の職員交流、好事例の共有を図るため、フリー保育参観を実施し、幼児教育の好事例や課題の共有を図った。 さらに、幼小の架け橋期をつなぐため、小学校教員と保育者との相互交流を図るため、ノープロブレムミーティングを開催した。

基本施策2 子どもの居場所づくりの推進

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 子どもの居場所・活動拠点づくり	生涯学習課	現状維持	放課後子どもの居場所づくりとして、放課後子ども教室(4教室)において、地域の方々の参画を得て、学習、スポーツ及び文化活動や地域住民との交流活動などを実施した。また、スポーツ少年団等の活動支援を行った。
2 地域人材の活用・生涯学習の推進	生涯学習課	目標達成	「学校の応援団」ボランティアによる学習支援や地域未来塾など様々な生涯学習分野において、地域人材による地域学校協働活動が定着した。

基本施策3 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 メディアコントロールの推進	こども教育課	現状維持	各小中学校において、SNS に関するトラブル防止や、インターネットを利用する際の注意事項など、情報モラルについて指導するとともに、メディアコントロール強化週間を設定し、メディアコントロールして生み出された時間を、家庭学習や家族とのふれあいの時間に有効活用し、メディアに依存しない生活をおくれるよう取り組んだ。

施策		担当課	評価	評価へのコメント
2	薬物、喫煙防止活動の推進	健康ふくし課	評価できず	母子手帳交付時に喫煙の有無を確認し、パンフレット等で喫煙の危険性について周知した。 乳幼児健康診査・健康相談時にたばこに関するパンフレットを配布し、喫煙の危険性について周知した。
		こども教育課	現状維持	各学校において、警察職員や学校薬剤師による薬物乱用防止教室を開催した。
		生涯学習課	現状維持	青少年健全育成町民会議において、青少年の健全育成、非行防止等を図るため町民運動の推進活動を行うとともに、二十歳を祝う会において、薬物、喫煙防止等のパンフレットを配布するなどの周知活動を実施した。

基本目標 2 親と子の健康の保持及び増進

基本施策 1 母子の健康の保持及び増進

施策		担当課	評価	評価へのコメント
1	母子保健の充実	健康ふくし課	目標達成	母子健康手帳の交付や、妊産婦一般健康診査、乳児全戸訪問、乳幼児健診など、様々な母子保健事業を実施した。
		こども教育課	現状維持	フッ化物洗口事業を、年中児から中学 3 年生まで行い、むし歯予防に努めた。
2	思春期保健の充実	こども教育課	現状維持	学校ごとに養護教諭や外部講師等による性に関する講座を実施した。
3	食育の推進	健康ふくし課	現状維持	乳幼児健診等にて保護者に対する栄養相談を実施した。食育サポーター会津みさとと連携し、町内こども園や児童クラブにて食育活動を実施した。

基本目標 3 子育て支援の充実

基本施策 1 地域における子育て支援サービスの充実

施策		担当課	評価	評価へのコメント
1	子育て支援センターを核とした子育て支援サービスの充実	こども教育課	現状維持	いつでも誰でも集える親とこどもの居場所づくり、子育て相談や子育て講座、未就学児童の一時保育、ファミリーサポート事業、ホームスタート事業等を実施し、子育て家庭を支援するとともに、支援担当職員向けの研修会や交流会の企画立案、他機関との連携による支援活動など、子育て支援センターとして幅広く事業を展開した。
2	園小中その他関係機関、地域の連携による一体的な子育て支援体制の整備	生涯学習課	充実・目標にむかって推進	「学校の応援団」ボランティアによる園小中活動への支援など地域学校協働活動を行った。また、図書館においては、子育て支援の 1 ツールとしてブックスタートや読み聞かせ会などを実施するとともに、子どもたちの読書活動推進のためこども園や小中学校図書館との連携に務めた。

基本施策2 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取組

施策		担当課	評価	評価へのコメント
1	障がい児等施策の充実	健康ふくし課	充実・目標にむかって推進	関係機関と連携し、障がいの原因となる疾病の早期発見・早期支援に努め、適切な医療や療育に繋がった。また医療的ケア児コーディネーターを配置し、医ケア児の支援を行った。
		こども教育課	現状維持	町特別支援教育推進委員会において、障がい児の状況や支援内容など協議し、認定こども園では、医的ケア児や障がい児を受け入れる体制を整備した。また、小中学校では、特別支援学級や通級指導教室において、こどもの実態に応じた指導等を実施した。
2	児童虐待防止対策の充実	健康ふくし課	現状維持	要保護・要支援児童に係る個別ケース検討会議を開催し、関係機関と連携して早期対応・早期支援を行った。
3	子どもの貧困対策	健康ふくし課	現状維持	こどもの貧困に係るサポート事業や、サポート機関について、主にひとり親家庭を中心に周知を行った。
		こども教育課	現状維持	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、国の基準に基づき必要な援助や、奨学資金制度による教育支援を行い、すべての児童生徒が等しく義務教育を受けることができるよう取り組んだ。
4	ひとり親家庭の自立支援	健康ふくし課	現状維持	就職相談や就業支援に関するチラシなどを配布するなどひとり親家庭への自立支援を行った。また、社会福祉協議会と協力して福祉資金貸付の相談・案内を行った。

基本施策3 子育て家庭の経済的負担の軽減

施策		担当課	評価	評価へのコメント
1	乳幼児、児童生徒医療費助成制度の充実	健康ふくし課	充実・目標にむかって推進	疾病または負傷の治癒を早期に促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、こどもが健康で安心して暮らせるように乳幼児、児童及び生徒医療費助成事業を実施した。
2	多子世帯等への認定こども園保育料等の軽減制度	こども教育課	現状維持	多子世帯における保育料負担を軽減するため、所得に関係なく、中学3年生までの児童が2人以上いる世帯で、その年齢が高い順から第1子、第2子、第3子以降とし、第2子は半額、第3子以降は無償化とする、あいづみさと多子世帯保育料軽減事業を実施した。 また、認定こども園の給食費については、すべてのこどもの主食費と、一定所得以下の家庭及び3子目のこどもにかかる副食費の免除を実施した。
3	新生児用品購入助成事業	健康ふくし課	現状維持	安心して子育てができるよう、乳児の養育に必要なおむつ用品の購入助成を行い、子育てに伴う経済的負担の軽減を図った。

基本目標4 仕事と子育ての両立支援

基本施策1 認定こども園等における保育サービスの充実

施策		担当課	評価	評価へのコメント
1	乳児保育の受入れ拡大	こども教育課	現状維持	乳児（0歳～1歳）保育については、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の増加に伴い、需要も増加傾向にあることから、町内の施設のみでなく近隣市町村の施設との広域調整も含め、可能な限り受入れを実施した。

施策		担当課	評価	評価へのコメント
2	延長保育、一時預かりの充実	こども教育課	現状維持	保育必要量（保育標準時間：午前7時から午後6時、保育短時間：午前8時から午後4時）を超過して保育が必要な場合には、延長保育を実施した。 また、私立こども園においては、普段から園に在籍していない乳幼児が利用できる一時保育を実施するなど、保護者の就労状況に合わせた保育サービスを実施した。
3	病中病後児保育の検討及び実施	こども教育課	現状維持	町内のこども園全てに、看護師を配置し、児童が保育中に微熱を出すなど、体調不良となった場合、緊急的・保健的な対応を図るための「体調不良児対応型病児保育事業」を実施し、保護者が安心してこどもを預けることができる環境を整備した。
4	保育人材の確保	こども教育課	現状維持	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・保育教諭の処遇改善を図るため、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業を実施した。 また、待機児童の原因ともなっている保育士等を確保するために、町内で保育施設等（民間認定こども園）が保育士等宿舎を有し、保育士等宿舎に保育士等を入居させている場合の補助制度を創設した。
5	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	こども教育課	目標達成	幼児教育・保育の無償化については、保護者に認知されてきている。

基本施策2 放課後児童対策の充実

施策		担当課	評価	評価へのコメント
1	児童クラブの受入れ拡大、安心・安全な環境づくり	こども教育課	充実・目標にむかって推進	児童クラブ利用ニーズに対応するため、空き教室を活用した受入れを実施するとともに、児童の安心・安全な居場所を確保するため、防球ネットの設置やカーペット張替えなどの環境整備を実施した。
2	放課後児童支援員の資質向上	こども教育課	現状維持	児童の安心、安全な居場所を確保するとともに、児童の健全な育成に資することができるよう、経験等に応じた放課後児童支援員の処遇の改善を図るため、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業や、支援員の資質向上を図るための研修会を実施した。
3	放課後子ども教室との連携	こども教育課	現状維持	放課後児童の居場所づくりという観点では共通しているものの、体験活動等を主な活動としている放課後子ども教室との連携は一部に留まっており、一体的な運営への具体策検討には至っていない。
		生涯学習課	現状維持	一部の地域だけが児童クラブとの一体化による放課後子ども教室事業を実施しているが、他地域においては場所の確保などの課題があり、一体的な事業展開に至っておらず、一部連携も出来ていない。

基本施策3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

施策		担当課	評価	評価へのコメント
1	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した働き方の推進	政策財政課	充実・目標にむかって推進	毎年度セミナーや啓発事業を通して推進している。
2	男性の子育て参画の推進	政策財政課	充実・目標にむかって推進	毎年度セミナーや啓発事業を通して推進している。
		健康心くし課	現状維持	乳児全戸訪問時や乳幼児健診、子育て支援教室における男性の参画率が高い。

基本目標5 子どもにとって安全で安心な地域づくりの推進

基本施策1 子育てを支援する生活環境の整備

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 安心して外出できる環境の整備	健康ふくし課	現状維持	乳幼児健康診査・健康相談を実施する保健センターでは、スロープを設置し段差の解消を図った。
	こども教育課	現状維持	新築や改築した児童施設は、バリアフリー化や多目的トイレの整備を実施した。
	生涯学習課	現状維持	公共施設において、子育て世代が安心して利用できる施設整備を行った。
2 託児サービス制度の検討	こども教育課	未実施	講演会や会議時等に託児サービスは実施できなかった。

基本施策2 子どもの安全確保

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	健康ふくし課	現状維持	支援が必要な児童に対しては要保護児童対策協議会等において協議し関係機関と連携を図った。
2 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	総務課	充実・目標にむかって推進	各地域における定期的な街頭指導、車両・広報紙・防災無線等による広報活動、各季の交通事故防止運動、各学校等からの依頼による交通教室、運転免許自主返納支援事業等を実施している。

基本施策3 被害に遭った子どもの支援

施策	担当課	評価	評価へのコメント
1 被害に遭った子どもに対する支援体制の整備	-	-	該当する被害がなく、支援体制の整備には至らなかった。

子ども・子育て支援事業の事業実績

(1) 教育・保育の実績

① 1号認定（3～5歳、教育のみ）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	41	55	38	41	35	57	32	49
確保の内容 (b)	人	41		38		35		32	
教育・保育施設	人	41	55	38	41	35	57	32	49
地域型保育事業	人	-	-	-	-	-	-	-	-

② 2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	338	340	335	345	337	326	335	307
確保の内容 (b)	人	338		335		337		335	
教育・保育施設	人	338	340	335	345	337	326	335	307
地域型保育事業	人	-	0	-	0	-	0	-	0

③ 3号認定（0歳、保育の必要性あり）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	65	48	68	42	71	46	74	52
確保の内容 (b)	人	65		68		71		74	
教育・保育施設	人	62	46	64	42	66	45	68	51
地域型保育事業	人	3	2	4	0	5	1	6	1

④ 3号認定（1～2歳、保育の必要性あり）

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
量の見込み (a)	人	216	205	225	178	234	140	243	143
確保の内容 (b)	人	216		225		234		243	
教育・保育施設	人	210	201	217	175	225	140	233	142
地域型保育事業	人	6	4	8	3	9	0	10	1

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

	単位	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
延長保育事業	人/月	110	420	110	433	110	349	110	336
放課後児童健全育成事業	人	365	394	360	324	345	354	340	359
低学年	人	275	291	270	254	245	253	240	255
高学年	人	90	103	90	70	100	101	100	104
子育て短期支援事業	人/日	-	-	-	-	-	-	-	-
地域子育て支援拠点事業	人/日	30	13	30	14	30	14	30	15
一時預かり事業	人/月	25	22	25	23	25	13	25	21
認定こども園での預かり保育	人/月	10	1	10	0	10	1	10	1
子育て支援センターでの一時保育	人/月	15	21	15	23	15	12	15	20
病児保育事業	人/月	-	0	-	0	-	20	-	10
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
妊婦健診事業	人/回	1,300	1,105	1,300	1,243	1,300	1,063	1,300	964
乳児家庭全戸訪問事業	人	100	83	100	87	100	84	100	69
養育支援事業	人	5	0	5	0	5	0	5	0
利用者支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1
子どもを守るための地域ネットワーク強化事業	箇所	0	0	1	1	1	1	1	1

7 こども・子育てを取り巻く課題

(1) こども・若者の居場所づくりの充実

- こども基本法では、全ての子どもが個人として尊重され、基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。
- 子ども・若者調査では、自分にとっての居場所について、自分の部屋や家庭以外を『自分の居場所だと思う』が3割以下となっています。
- 子ども・若者調査では、孤独を感じることにについて、『感じる』が約5割となっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、子どもたちが集まれる場所がない、学校の代わりに行ける場所があると、子どもにとっても親にとってもありがたいのではないかとと思うとの意見がありました。
- これまでも放課後子ども教室において、地域の方々の参画を得て、学習、スポーツ及び文化活動や地域住民との交流活動を実施してきました。

今後、地域との連携を強化しながら、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、多様な世代が利用できる居場所づくりが必要です。

(2) こども・子育て当事者の健康づくり

- こども大綱では、「子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすること」が重要事項として示されています。
- 子どもの生活実態調査では、保護者の普段の生活について、「神経過敏に感じる」、「気分が沈み込んで何が起ころうとも気が晴れないように感じる」「何をするにも骨折りだを感じる」で「ときどき」が高くなっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、家庭での生活リズムが崩れることで、心と身体で不健康になっているように感じるとの意見がありました。

親も子も身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送るための基礎となる心身の健康維持に取り組むため、母子保健事業の更なる充実を図ることが重要です。

(3) 行政や地域で支える子育て支援の充実

- こども大綱では、こども施策の共通基盤として「こども・若者・子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」「地域における包括的な支援体制の構築・強化」が掲げられています。
- 令和6年の子ども・子育て支援法の改正では、児童手当の拡充や妊婦支援給付の創設等ライフステージを通じた経済的支援の強化や共働き・共育の推進、こども誰でも通園制度の創設等が盛り込まれています。
- 3世代同居世帯割合については年々減少しているものの、福島県や全国より高くなっています。
- 子ども・子育てニーズ調査では、日頃からお子さんを祖父母等の親族にみてもらえるが半数となっているものの、祖父母等の親族の身体的・精神的負担や時間的制約を気にしているが半数以上となっています。

- 子ども・子育てニーズ調査では、特に小学校低学年において平日の放課後や長期休業の際に、「放課後児童クラブ」の利用意向が半数以上となっています。
- 子どもの生活実態調査では、保護者が子育てのことで相談できなかった経験について、「相談できなかったことはない」が7割台となっているものの、「だれに相談すればよいのかわからなかった」が1割台半ばとなっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、ワンストップ窓口があって、様々なケースの状況・情報が一元化できると良いと思うとの意見がありました。
- 少子化が進み、児童数は減少しているものの共働き等の家庭の増加により、放課後児童クラブでは利用ニーズが高まっており、場所や支援員の確保が課題となっています。

相談窓口など地域における包括的な支援体制の整備を進めつつ、子ども・子育て支援法の改正やサービス需要も踏まえ、必要な資源の確保や新たな支援策についても整備していくことが必要です。

(4) こども・子育て家庭の状況に応じた必要な支援の展開

- 生活保護受給者及び受給世帯については、どちらも緩やかに増加傾向となっています。
- 子どもの生活実態調査では、保護者の各種支援制度の利用経験が「児童扶養手当」以外は1割前後となっており、「制度等についてまったく知らなかった」が3割～4割程度となっている制度が多くなっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、幼児期のこどもの保育には保護者自身がどのような家庭環境ですごしていたかも大きく関係していると感じ、根が深い問題だと思うとの意見が挙げられています。
- これまで要保護・要支援児童に係る個別ケース検討会議を開催し、関係機関と連携して早期対応・早期支援を行ってきました。

一人ひとりのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、健やかな育ちを等しく保障するため、支援が必要な家庭を早期に把握し、支援制度や専門相談へつなげていくことが重要です。

(5) 若者の希望を叶えられる地域づくりの推進

- こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをより的確に踏まえ、より実効性のある施策展開につなげる』『こどもや若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつなげる』とされています。
- 子どもの生活実態調査では、児童・生徒本人の中で自分に自信が「ない」と回答した割合が高くなっています。一方で、「自分の将来の夢や目標を持っている」や「将来のためにも今頑張りたいと思う」が7割以上となっています。
- 子ども・若者調査では、今後必要な取り組みとして「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が最も高く、次いで「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」となっています。
- 関係団体ヒアリング調査では、こどもが自分らしく、幸せに成長していくためには、子どもが主体性を発揮し、生き生きとした生活を送ること、子どもが自己決定を繰り返すことで、自立と自律を身につけていくこととの意見が挙げられています。

こども・若者が自分らしく、幸せに成長していくために、こどもたちの意見やニーズを把握しながら、主体的に学び・体験する機会を提供するとともに、生活基盤を支えていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

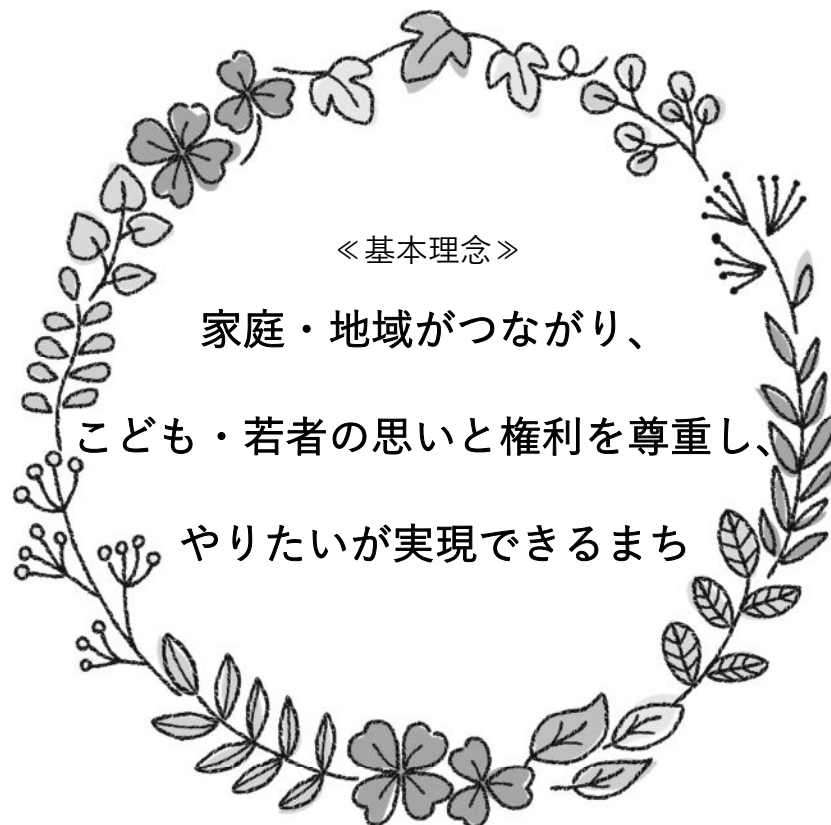
1 基本理念

いつの時代でも、こどもの健やかな成長は親の願いであると同時に、社会全体の願いです。しかし、全国的に人口減少や少子化の進行が止まらず、児童虐待やこどもの貧困、ヤングケアラーの問題など、こども・若者や子育て家庭を取り巻く課題も深刻化・複雑化しています。

今後は、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長できる環境づくりが重要です。また、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向け、様々な施策を展開することが求められています。

本町では、これまでこどもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応して、「子どもの成長と子育てを地域全体で支え、子どもの生命と人権が尊重される、子育てのしやすいまちづくり」を掲げ、こども・子育て支援に取り組んできました。

本計画では、上記の社会情勢も踏まえつつ、これまでの取り組みを継承するとともに、乳幼児期～学童期・思春期～青年期、子育て世代といった各ライフステージに応じて切れ目のない支援を展開していくため、以下の基本理念をかげます。



【由来】

本計画の上位計画である会津美里町第4期地域福祉計画では、『『ともにつながり、支えあいのあるまち』～あなたの思いを行動に～』を基本理念としている。また、こども計画の根拠となる「こども基本法」や「こども大綱」では、こどもの意見や権利の尊重、こども・若者・子育て当事者の視点に立った施策が求められていることを踏まえ、設定。

2 計画の基本的な視点

(1) こどもの視点

～こどもの健やかな成長を支援する基盤づくり～

全てのこども・若者が生まれ育った環境に関係なく、こどもの権利が保障され、最大限に尊重されるように配慮し、「こどもまんなか社会」の視点に立った取り組みを進めていきます。

また、若者は次世代の親になるという認識のもと、健やかな発育・発達とよりよい生活習慣を形成し、生涯を通し健やかに心豊かに生活するために、家庭・地域・学校・職場等が連携し、健康づくりの推進及び教育力の向上を図ります。

(2) 親の視点

～安心してこどもを産み、子育てを楽しむことができる環境づくり～

親もまた、日々の子育てを通して成長していきます。

すべての親が、心身ともにゆとりを持って楽しく子育てをすることができ、こどもが健やかに育つことのできる環境づくりのために、子育て家庭を支える柔軟かつ総合的な取り組みを進めていきます。

(3) 地域の視点

～子育てがしやすい地域づくり～

日常生活を送る中で、様々な不安や課題を個人や家庭だけで抱え込むことなく、すべての家族が安心して子育てができるよう、地域や関係機関が連携し、こども・若者・子育て家庭にやさしい地域づくりを進めていきます。

3 施策の体系

基本理念	ライフステージ	基本施策
家庭・地域がつながり こども・若者の思いと権利を尊重し やりたいが実現できるまち	ライフステージ共通の取り組み	基本施策1 こどもの意見や権利の尊重 基本施策2 こども・若者の居場所づくりと相談体制の充実 基本施策3 子育て家庭の経済的負担の軽減 基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） 基本施策5 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取り組み 基本施策6 こども施策のDX推進
	こどもの誕生前から乳幼児期の取り組み	基本施策1 母子の健康の保持及び増進 基本施策2 認定こども園等における保育サービスの充実 基本施策3 地域における子育て支援サービスの充実 基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備
	学童期の取り組み	基本施策1 学校・地域における教育環境の整備 基本施策2 こころと体のケアの充実
	青年期の取り組み	基本施策1 就労・社会参画への支援 基本施策2 出会いの場・結婚への支援

第4章 施策の展開

1 ライフステージ共通の取り組み

基本施策1 こどもの意見や権利の尊重

令和5年4月に施行された「こども基本法」の周知啓発を図りつつ、こどもの権利についての理解を深める取り組みを推進します。また、こどもや大人が権利について知り、こども自身が意思表示したり、声をあげたりすることができる環境づくりを推進します。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
自分の考えをはっきり相手に伝えることができるこどもと若者の割合 （「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」割合） ※小学5年生、中学2年生の児童・生徒向け調査 ※18～39歳向け調査	こども 68.6% 若者 52.4%	こども 80.0% 若者 65.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
人権普及啓発事業	こどもたちが互いに協力し花を育てることによって、生命の尊さを実感し、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を体得することを目的とした人権の花運動の実施や人権擁護委員協議会と連携した人権教室の開催により、人権尊重の普及啓発を推進します。	町民税務課
生涯学習センター事業	こども自身が、様々な自主活動や社会活動の場を通じて、他人と共に協調し他人を思いやる心や、感動する心、豊かな人間性など「共に生きる力」を育む教育、一人ひとりをかけがえのない存在として認め合う人権尊重の教育を推進します。	生涯学習課

基本施策2 こども・若者の居場所づくりと相談体制の充実

全てのこども・若者が、日常生活の中で身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるよう、こどもが安心して過ごしたり学んだりすることができる居場所づくりと、こども・若者がいつでも相談できる体制の充実を図ります。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
子育てのことで相談したいと思ったが、相談できなかった経験がある保護者の割合 （「相談できなかったことはない」（不明・無回答）以外の割合） ※小学5年生・中学2年生保護者向け調査	21.2%	10.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
（仮称）こども家庭センター事業（子ども家庭総合支援拠点事業）	すべてのこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に福祉に対する支援業務や町における児童虐待などの相談体制を強化するため、統括支援員や保健師等を配置し、実態の把握、専門的な相談対応や調査など継続的なソーシャルワーク業務を中心とした機能を担い、包括的継続的な支援をします。 こども家庭センター事業を創設し、これまでの子ども家庭総合支援拠点事業を移行し、子育て支援や児童福祉の相談窓口の強化を図ります。	健康ふくし課
児童遊園地管理事業	児童の健全育成とレクリエーションの向上を図るため、児童遊園地を適正に管理します。 安全確保のため遊具点検等適正管理に務めるとともに、現在の利用状況を踏まえた児童遊園地の存続廃止を含めた検討を進め、関係課と連携し新たな児童の遊び場の確保を検討します。	健康ふくし課
子育て支援センター管理運営事業	いつでもだれでも集える親と子どもの居場所づくり、子育て相談や未就学児の一時保育を実施し、子育て中の家庭への支援を行います。県や他団体主催の研修会への参加や他機関との連携による支援活動等、幅広く事業を展開します。 関係機関と連携した育児相談や子育て支援事業を実施し、安心して子育てができる環境を整えます。またセンターは老朽化も著しく、安心してこどもを預けることのできる環境となるよう施設の役割や利用者の利便性などを踏まえ、長期的な施設のあり方を検討し、早期に移転等整備方針を検討します。	健康ふくし課
児童クラブ管理運営事業	就労等により放課後等保護者のいない家庭の小学校児童に生活や遊びの場を提供し、放課後児童の健全な育成を図るとともに、児童クラブ施設の適正管理に務めます。 待機児童解消に向け、社会動向や町民ニーズに合った運営に務めるとともに児童クラブ館施設の指定管理を実施し、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。	健康ふくし課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
こども園管理運営事業	町立こども園における良質な教育・保育の確保を図るため、適正に管理するとともに、子育て支援を行うため、認定こども園において、地域のこども園在園児以外の親子等を対象とした遊び場の提供、育児相談等を実施します。	こども教育課
地域学校協働本部事業	地域住民や保護者、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるとともに、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働し「学校を核とした地域づくり」を目指します。 「放課後子ども教室」など、様々な経験や知識等を有する地域の人材を活用しながら、こどもたちの学習機会の創出を推進するとともにこどもの居場所づくりとしてさらなる事業の推進を図ります。	生涯学習課
(仮称)旧本郷第一小学校跡地公園整備事業	『こどもが自由に遊べる場所』を一理念として、小学校跡地の広大な敷地に公園を整備します。屋外は幅広い年代のこどもが遊べるようエリア分けし、建物エリアは季節や天候に左右されない遊び場、自習ができる学び場、部活動等の活動拠点としての機能を検討しています。 また、イベント利用による賑わい創出と地域住民や子育て世代の交流の場、防災拠点としての機能を備える予定です。 さらに、住民参加型の実証ワークショップや関係機関との協議により、新たなこどもの遊び場の整備を検討します。	建設水道課

基本施策 3 子育て家庭の経済的負担の軽減

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てにおける困りごとの要因の1つとなっている子育てに関する各種費用について、各種手当・助成制度の周知及び適正な支給に務め、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
子育てをするうえで必要な支援として保育や学校費用の軽減を選択している保護者の割合 （「保育や学校費用の軽減」を選択した割合） ※就学前児童保護者・小学生児童保護者・小5中2保護者向け調査	就学前児童 64.6% 小学生児童 48.8% 小5中2児童生徒 62.7%	就学前児童 55.0% 小学生児童 40.0% 小5中2児童生徒 55.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
児童手当支給事業	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次世代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する父母などに児童手当を支給します。 子ども・子育て支援法の改正(令和6年10月施行)により所得制限が撤廃され、0歳から高校生年代までの全ての児童に対し、児童手当を支給します。	健康ふくし課
乳幼児、児童及び生徒医療費助成事業	医療費の一部を助成することにより、疾病または負傷の治癒を早期に促進するとともに、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り、こどもが健康で安心して暮らせるように乳幼児、児童及び生徒医療費助成事業を実施します。 引き続き現物給付による医療費を助成し、医療機関窓口での負担軽減を図ります。	健康ふくし課
ネウボラ推進事業	人口減少対策の一つとして、出産、子育てまで継続的な支援を目的として、赤ちゃんの誕生祝い品として「木のおもちゃ」を交付、小・中学校入学時と中学校卒業時の支援金を給付します。 子育て支援に係る現物・現金支給事業の整理・統合を図りつつ、利用者の利便性を考慮し今後の在り方について見直しを進めます。	健康ふくし課
新生児育児用品支給事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出生した乳児の養育者に対し、対象児一人当たり10,000円のおむつ用品購入助成券を交付します。 利用者の利便性を考慮し、今後の在り方について見直しを進めます。	健康ふくし課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
母子保健事業 (出産・子育て応援交付金)	安心安全な妊娠・出産のための妊産婦の健康管理や子どもの健やかな発達を図るため、切れ目のない支援を継続的に実施します。 妊婦のための支援給付(妊娠時・出産時)を行うとともに、伴走型相談支援事業と組み合わせ妊娠期からの切れ目のない支援を行います。 令和7年度からは、子ども・子育て支援法の改正により、「妊婦のための支援給付」と「妊婦等包括相談支援事業」を一体的に運用します。	健康ふくし課
子どものための教育・保育給付事業	幼児教育・保育の無償化により、満3歳以上のこどもにかかる認定こども園等の保育料については無償化されましたが、無償化の対象とならない満3歳未満のこどもにかかる保育料については、引き続き町独自の制度により、軽減を図っていきます。また、認定こども園の給食費については、すべてのこどもの主食費と、一定所得以下の家庭及び第3子目のこどもにかかる副食費の免除を行います。 引き続き、家庭における経済的負担の軽減を図ります。	こども教育課
多子世帯保育料軽減事業	多子世帯における保育料負担を軽減するため、世帯内の15歳以下のこどものうち、年長者から第1子、第2子、第3子とし、第2子は半額、第3子以降は全額保育料の減免を実施します。 引き続き、家庭における経済的負担の軽減を図ります。	こども教育課

基本施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取り組みに対する啓発を行います。また、男性の育児参加を促すための支援を行うとともに、関係機関や企業等との連携を通じて、出産や育児により退職した女性の再就職の支援を推進します。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
育児休業を取得していない保護者の割合 （「取得していない」割合） ※就学前児童保護者向け調査	母親 12.2% 父親 74.4%	母親 10.0% 父親 60.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
男女共同参画推進事業	仕事と子育ての両立を行うためには、ワーク・ライフ・バランスに配慮した働き方を推進するため、企業側の理解と協力が欠かせません。男性も含めた育児休業の取得推進や出産後に仕事に復帰しやすい環境づくりなど、「仕事と子育ての両立」に理解を深めていただけるよう啓発を促進していきます。	政策財政課
(仮称)こども家庭センター事業(子ども家庭総合支援拠点事業)	男性の子育て参画の推進のためには、固定的な役割分担意識にとらわれず、男性も積極的に子育てに参加するよう、様々な機会をとらえて啓発活動を促進します。 男性の子育て参画を推進する啓発活動については SNS 等を利用するなど、子育て世代にあった情報発信の方法を見直し、積極的に広報活動を行います。また、こどもの心身共に健やかな成長と健全で明るい家庭づくりを推進するため「家庭の日」(毎月第3日曜日)や「家族の日」(11月第3日曜日)の周知を図り、こどもや家庭を社会全体で支える大切さ等について理解を深めます。	健康ふくし課

基本施策5 支援が必要な児童や家庭へのきめ細やかな取り組み

行政・地域・民間団体で連携しながら、困難な状況にあるこども・子育て世帯を誰一人取り残さず、早期に個々の特性や支援ニーズに応じた適切な支援につなげるための環境づくりを推進します。

また、妊娠期からの包括的で切れ目のない支援や虐待に対する正しい知識の普及等により、虐待の発生予防・早期把握・早期対応に取り組みます。

■指標

項目	現状値(R5)	目標値(R11)
自分の体や気持ちで気にならないこどもの割合 (「とくに気になることはない」割合) ※小学5年生・中学2年生児童・生徒向け調査(生活困窮層)	25.0%	30.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
(仮称)こども家庭センター事業(子ども家庭総合支援拠点事業)	令和7年度に創設するこども家庭センターにおいて、要保護児童対策調整機関の役割を担います。虐待に遭ったこどもを早期に発見し、支援していくために、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関との連携・情報共有を図り、こどもの安全を最優先に、迅速かつ的確な対応に務めます。 支援が必要な家庭への質的・量的支援をさらに充実させるため、子育て世帯訪問支援事業・親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業・養育支援訪問事業を展開します。	健康ふくし課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭への医療費を助成することにより、ひとり親家庭の健康の増進や福祉の向上につなげます。 引き続き、ひとり親家庭の父または母及び父母のない児童に対し医療費助成を行い、負担軽減することにより健康と福祉の増進を図ります。また、児童扶養手当の情報提供をはじめ、子育て相談など、きめ細やかな支援を行います。	健康ふくし課
小学校就学援助事業 中学校就学援助事業 奨学資金貸与償還事業	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく国の大綱や県の計画を踏まえ、町関係事業との連携を図りながら、就学援助や奨学資金制度等の教育支援、経済的支援等、こどもの貧困対策を総合的に推進するための必要な措置を実施していきます。 引き続き広報活動を行うとともに、周知の機会や対象者の範囲を広げます。国の基準に基づき必要な就学援助を継続して実施していきます。	こども教育課
適正就学支援事業	幼児や児童・生徒の特性などにより、支援ニーズに応じた専門員の配置や、バリアフリー環境の整備などを通して、きめ細やかな支援を行います。	こども教育課

基本施策 6 こども政策の DX 推進

書類による対面での行政手続きへの負担感軽減や、子育てに関わる正確な情報を素早く簡単に入手できるよう、国では令和5年3月に「こども政策 DX の推進に向けた当面の取組方針」が整理され、令和6年7月にはデジタルを活用したこども・子育て施策「デジ育」※を展開するなど、具体的な方針が示されています。

本町においても、子育て家庭やこども・子育てに関わる方々の負担軽減に向け、様々な場面においてデジタル技術を活用し、こども政策の質の向上を図っていくことが重要です。

※デジタル技術の活用により、安心・便利・充実したこども・子育て政策を日本全国に行き届かせる取り組み。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
電子版母子手帳の利用率（％）	-	90.0％

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
母子保健事業	母子手帳は、母と子の健康と成長を記録するものであり、保健指導や健康診査において参考とする重要な記録です。現在、本町では紙媒体の母子手帳を利用しています。 今後は、電子版母子手帳（母子手帳アプリ等を含む）を導入し、健診や子育て相談会などの勧奨や受診結果の確認など、アプリ等を活用した子育てサービスの充実や利便性向上を図ります。	健康ふくし課
児童クラブ管理運営事業	放課後児童クラブについては、共働き世帯の増加に伴って、クラブを利用する児童は年々増加し、保護者の利用申請や運営管理等の負担が増加しています。 今後は、本町においても「入退室管理」「保護者連絡」などの機能について ICT 化を進め、保護者負担の軽減を図るため、利用申請のオンライン化についても検討していきます。	健康ふくし課
（仮称）保育 DX 推進事業	現状、町内こども園入園申請については、紙ベースで行っており、多くの書類の管理や煩雑な審査が必要であり、担当者の事務負担が大きくなっています。また、窓口申請や施設見学連絡等、保護者の負担も要しています。 今後は、本町においても「保育入所申請のオンライン化」、「就労証明書のデジタル化」等の保育 DX を推進し、業務効率化や保護者負担の軽減を図ります。	こども教育課

2 こどもの誕生前から乳幼児期の取り組み

基本施策 1 母子の健康の保持及び増進

出産前からの各種健診を通じて母子及び児童生徒の健康状態の把握と、疾病等の早期発見、健康の保持増進を図ります。また、各種相談・教室等を通じてこどもの発達段階に応じた発達・発育育児に関する知識・技術の習得を支援し、こどもの健康づくりを推進します。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
健康状態がよい保護者の割合 （「よい」「まあよい」割合） ※小学5年生・中学2年生保護者向け調査	67.0%	75.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
母子保健事業	安心安全な妊娠・出産のための妊産婦の健康管理やこどもの健やかな発達を図るため、切れ目のない支援を継続的に実施します。母子手帳の交付、妊産婦一般健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査・健康相談、子育て相談会、子育て支援教室、フッ化物歯面塗布事業、産後ケア事業など、妊婦やこどもの成長にあわせた継続的な支援を実施します。 今後は、妊娠期から就学前までの支援を継続しながら、こども家庭センターを中心に、妊娠期から子育てに係る支援を実施するとともに、各種機関と連携・協働を進めます。また、1か月児健康診査支援や不妊治療の助成など、母子の健康と成長を担う新規事業について検討します。	健康ふくし課
感染症対策事業	母子・父子に対する予防接種は、感染症の蔓延を防ぎ、こどもの生命と健康を守るための重要な対策です。これまで早期接種及び接種率向上のため勧奨の通知に努め、接種率の向上を図ってきました。 今後は、就学前の各種健診時に予防接種の必要性・重要性を保護者に周知していきます。また、小学生以上については、広報紙や SNS 等を通し必要な情報を提供し接種率の向上を図ります。	健康ふくし課
母子保健事業 健康管理事業	乳幼児健診、こども園、小中学校において、歯科健診及び健康教育等を実施しています。併せて1歳児からフッ化物歯面塗布、こども園年中児から中学3年生まで、フッ化物洗口を実施し、むし歯予防に努めています。 こどものむし歯予防対策は、乳児期から始まり、幼児期・学齢期と切れ目なく対策を講じていくことで効果が期待できるため、こども園、学校、歯科医等の関係機関と連携し、歯科保健対策の充実を図ります。	健康ふくし課 こども教育課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
食育事業	こどもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくための原動力や基礎となるのが「食」です。生活習慣病は、食生活を含めた個人の長期にわたる生活習慣が大きく関与するため、乳幼児期から健康的な生活習慣を確立することが大切です。そのために、保護者やこどもたちが自分の健康に関心を持ち、「食」を含めた健康管理に取り組めるように、町全体で推進していきます。 引き続き乳幼児健診等にて保護者に対する栄養相談、町内こども園や児童クラブ等、各ライフステージに応じた食育活動を実施します。	健康ふくし課
自立支援給付事業 地域生活支援事業	障がい児等施策の充実として、疾病の早期発見・早期支援に努め、障がい児保育の実施や障がいに応じた的確な情報提供を行い、早期に適切な医療や療育等を受けることができる体制づくりに努めます。 なお、障がい児福祉サービスについては障がい児福祉計画において記載のとおりとします。	健康ふくし課

基本施策２ 認定こども園等における保育サービスの充実

こどもの成長と遊びの充実を図るため、町の資源を活用しながら特色ある教育・保育を推進するとともに、幼稚園教諭、保育士等の資質及び専門性の向上に取り組み、質の高い教育・保育を提供します。また、柔軟な働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値(R11)
「定期的な教育・保育事業」を利用している保護者の割合（「利用している」割合） ※就学前保護者向け調査	78.0%	90.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
こども園管理運営事業	・ 3歳未満児の受入れ充実 生後6ヵ月から満3歳未満を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を国が整備、創設することに併せ町内こども園での実施に向け検討していきます。 ・ 幼児教育・保育環境の整備 幼児期の人間形成は、認定こども園のほか、家庭での保育など、場所にかかわらず人の一生の基礎となる重要なもので、幼児は生活や遊びを通して情緒的・知的に発達し、社会性を身につけていきます。 こどもの発達に必要な知識の習得や豊かな心を育むために、保育者の資質向上を図る必要があります。 また、施設整備においては、老朽化が進む本郷こども園について、施設整備基本構想に基づく施設整備を進めます。 ・ 乳児保育の受入れ拡大 乳児（0歳～1歳）保育については、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の増加に伴い、需要も増加傾向にあることから、現状を踏まえ、町内の施設のみでなく近隣市町村の施設との広域調整も含め、可能な限り受入れ人数の拡大を図ります。また、現在町内にはない小規模保育や家庭的保育など、地域型保育事業の民間事業者の町内参入についても、将来的な需要を踏まえ、必要に応じて検討していきます。 乳児保育の需要は年々増加していることから、受入れ拡大を検討します。 ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施 幼児教育・保育の無償化に伴うこども・子育て支援法の改正により、新たに追加された子育てのための施設等利用給付制度について、対象者に十分な周知を行い、円滑な実施を確保します。 ・ 延長保育、一時預かりの充実 現在町内の公立・私立認定こども園で行っている2号認定こども及び3号認定こどもの延長保育を継続して実施していきます。また、現在町内の公立認定こども園においては実施していない、在園児の1号認定こどもの一時預かりについても、利用者のニーズが高まっていることから検討していきます。 さらに、保護者の就労の有無によらず、認定こども園利用が可能なこども誰でも通園制度もあわせて検討していきます。	こども教育課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
	・ 病中病後児保育の検討及び実施 認定こども園に通っているこどもが病気又は病 気回復期のため、集団生活が困難な場合など、フ ァミリー・サポート・センター事業の活用や近隣 市町村等との広域的な連携など、病児保育の仕組 みを検討していきます。 ・ 病中児保育については、本郷こども園整備にあ わせて、設置に向けた検討が必要となっていま す。 ・ 保育人材の確保 保育サービスの充実を図るためには、保育サー ビスを担う人材の確保が必要不可欠です。資格取 得者や潜在保育士等の情報を幅広く収集するとと もに、保育士が働きやすい職場環境の整備や保育 士という仕事のやりがいや魅力の向上のため、国 や県とも連携しながら、保育士の処遇改善を図っ ていきます。 ・ 国や県とも連携しながら、保育人材の確保を図 るための取り組みを拡充する必要があります。	

基本施策3 地域における子育て支援サービスの充実

誰一人取り残さず、抱える不安を取り除くため、令和7年4月に設置する「こども家庭センター」を中心に妊産婦、子育て世帯への妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制を充実させるとともに、親子の遊びや子育て家庭同士の交流の場を提供し、子育てに関する情報提供や助言等の支援の充実を図ります。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
住んでいる地域での子育て環境や支援の満足度が高い保護者の割合 （「満足」「やや満足」割合） ※就学前児童保護者・小学生児童保護者向け調査	就学前児童保護者 20.8% 小学生児童保護者 14.2%	就学前児童保護者 30.0% 小学生児童保護者 20.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
（仮称）こども家庭センター事業（子ども家庭総合支援拠点事業） 母子保健事業	子育て支援活動の情報や各種健診、予防接種、町内の公共施設、認定こども園など子育てに関する相談、情報の提供を行います。 子育て世代包括支援センター（母子保健型）と子ども家庭総合支援拠点の両機能を強化し、こども家庭センターにおいて、こどもの発育・発達や子育てに関する不安や悩みのある保護者が気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。	健康ふくし課
子育て支援センター管理運営事業	町では地域子育て支援拠点として「子育て支援センター」を設置し、子育て親子の交流の場の提供、子育てなどに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育て等に関する講習などを実施しています。また、ファミリー・サポート・センター事業、ホームスタート事業（産前産後子育て支援事業）を実施しています。 これらの各種事業については、潜在的な利用希望者がまだ多くみられることから、積極的な情報提供を行うとともに利用料の見直しなどを検討します。	健康ふくし課

基本施策 4 子育てを支援する生活環境の整備

こどもたちや子育て家庭が、社会や地域で孤立することなく、様々な交流や遊びの場に参加できるよう、地域全体で子育てを見守り、支える意識の醸成と安心して生活できる環境の整備に取り組めます。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
こどもの世話や看病で頼れる人がいる保護者の割合 （頼れる人をいずれか選択した割合） ※小学5年生・中学2年生の保護者向け調査	96.5%	98.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
子ども・子育て支援事業	妊産婦、乳幼児連れの方が安心して外出できるように、公共施設をはじめまちづくりにおける段差の解消などバリアフリー化を推進します。また、公共施設等において、子育て世帯が安心して利用できる整備等を推進していきます。 こども施策の担当課として施設の各種公共施設の整備・改修の際に、妊婦や幼いこどもを持つ世帯にとってやさしい環境となるよう整備担当課に要望していきます。	健康ふくし課
（仮称）こども家庭センター事業（子ども家庭総合支援拠点事業）	幼いこどものいる母親等が、町主催の講演会、会議、イベント等に参加しやすいように、子育て支援センター等と連携しながら託児サービス提供の仕組みを検討していきます。 託児サービスのニーズに応じて仕組みを導入していきます。	健康ふくし課

3 学童期の取り組み

基本施策 1 学校・地域における教育環境の整備

全てのこども・若者の学びを保障するとともに、一人ひとりの能力を最大限に伸ばし、能力や適性に応じた進路実現に向け、基礎的学力の向上や多様な交流や体験の機会を提供します。また、家庭や学校と連携し、飲酒・喫煙や薬物の有害性、インターネット・SNSに潜むリスク等についての普及と意識啓発を図り、思春期の心身の健康づくりと相手を思いやる気持ちの醸成を図ります。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
この学校が好きだと感じているこどもの割合 （非常にあてはまる」「まああてはまる」割合） ※小学5年生・中学2年生児童・生徒向け調査	58.6%	70.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
児童クラブ管理運営事業	就労等により放課後等保護者のいない家庭の小学校児童に、生活や遊びの場を提供し、児童の健全な育成を図ります。学年の異なる友達と自由に遊んだり、地域の人々と交流できる機会を設け、人づきあいについて学んだり、社会のルールを身につけたりすることは、こどもの成長にとって重要です。 町では少子化の状況にあるものの、共働き家庭の増加等により、当面の間、児童クラブの登録希望者は増加すると予想されます。このため、居場所と支援員確保を進めるなど受け皿の整備拡充を図るとともに、確実な児童受入れのための人材確保と支援員の資質向上のための研修会等受講の徹底を図ります。 また、家庭の状況にかかわらず放課後の学びの充実を図る放課後子ども教室との連携について検討していきます。	健康ふくし課
メディアコントロールの推進	現在、SNS やオンラインゲームなどへの過度な依存は、学習や生活意欲の低下を招くほか、様々な被害・犯罪等に巻き込まれる危険性を孕(はら)んでいます。教育委員会・学校・PTA・家庭が連携し、適切な利用方法の啓発や利用に関するルールづくりなど、メディアコントロールを推進していきます。 携帯電話やインターネット利用は低年齢化の傾向にあり、メディア環境も急速に進化していることから、適切な利用方法について推進する必要があります。 教育機関、家庭と連携しながら事業を行います。	こども教育課

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
地域学校協働本部	地域住民や保護者、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えます。 「学校の応援団」ボランティアによる学習支援や姉妹都市である檜葉町のこどもたちとの交流事業「絆伝承交流体験活動」を実施するなど、多様な交流や体験の機会を創出します。	生涯学習課

基本施策2 こころと体のケアの充実

こどもたちが学校や地域の中で健やかに成長していくことができるよう、日常生活における様々な不安や悩み事に関する相談支援や児童生徒一人一人に適した学習支援を行います。また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例について、解決に向けた連携・調整等の支援を行います。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
自分の体や気持ちで気にならないこどもの割合 （「とくに気にならない」割合） ※小学5年生・中学2年生児童・生徒向け調査	39.6%	50.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
（仮称）こども家庭センター事業（子ども家庭総合支援拠点事業）	こども本人や親、家族、学校関係者、地域住民など多くの方々から、こどもに対する不安や悩み事などの相談が増えています。 こども家庭センターにおいて、子育て相談会などでは把握した内容について情報を一元化し、問題解決に向けて継続的な支援を行います。	健康ふくし課
精神保健事業	こどもの成長に伴う心身の変化や不安・悩みに気づくためには、こどもたちに関わる人たちの心の健康も大切です。 そのためにも身近な場所でいつでも相談できる体制づくりが必要であり相談することが問題解決の第1歩であることを知ってもらうよう周知していきます。	健康ふくし課
健康管理事業	思春期は、身体的発達と精神的発達の不均衡、性的関心の高まり等、一生の間で最も変化の著しい時期です。現在、薬物使用、喫煙、性感染症の低年齢化が深刻化する中、思春期の身体を守る正しい知識と情報を伝えるため、学校や関係機関と連携を密にし、学習機会や相談体制の充実を図っていきます。 思春期の身体を守るための正しい知識と情報を今後も伝える必要があります。	こども教育課

4 青年期の取り組み

基本施策 1 就労・社会参画への支援

若者世代を対象とした事業や取組を実施し、意見や考えを述べ社会づくりに参画できる機会の確保に努めるとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども等の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに「住み続けたいと思えるまちづくり」を推進します。

■指標

項目	現状値（R5）	目標値（R11）
自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合 （「希望がある」「どちらかといえば希望がある」割合） ※18～39 歳向け調査	60.7%	70.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
地域振興事業	高校や大学等との学官連携・協働により、人的・知的資源を活用して、地域課題解決のための調査研究事業を行います。 地方創生及び過疎対策等、地域活性化の推進を図るとともに SDGs の推進に取り組み、地域社会の維持と地域経済の活性化に繋がります。 また、様々な機会を捉え、地元高校生などの意見を町の基本構想や重点施策などに反映させるなど、こども・若者の社会参画の促進に取り組みます。	政策財政課
生涯学習振興事業	家庭教育や青少年教育事業を推進するため、各種講座や青少年健全育成事業の実施、二十歳を祝う会等を開催するなど生涯学習の振興を図る。 青少年健全育成町民会議では「少年の主張大会」を開催し、各小・中学校を代表する児童・生徒の家族への思いや社会への問題提起など、日頃感じていることを発表することで大人との相互理解を深めます。 20 歳を祝う会では、満 20 歳に達する青年を祝い励まし自覚と精進を祈念するとともに若者自らが企画・運営することで、大人としての自覚や愛町心を育み、地域の健全育成を図ります。	生涯学習課

基本施策 2 出会いの場・結婚への支援

それぞれの希望に応じ、家族を持ち、子どもを産み育てることや、不安なく生活を始めることができるよう、結婚に対する意識向上を図る事業や新婚世代への経済支援を行います。

■指標

項目	現状値（R 5）	目標値（R11）
今、幸せだと思っている若者の割合 （「そう思う」「どちらかといえばそう思う」割合） ※18～39 歳向け調査	75.7%	80.0%

■取り組み

事業名	事業概要・今後の方向性	担当課
こども家庭センター事業	将来親となる世代が、子どもや家庭の大切さについて学び、子を産み育てることの意義を理解するため、乳幼児と若者が触れ合う機会づくりを進めます。 認定こども園や子育て支援センターでの職場体験や、乳幼児健診の場などを活用した若い世代が乳幼児と触れ合う機会を広げていきます。	健康ふくし課
婚活推進事業	人口減少の要因である未婚化、晩婚化対策の一つとして、結婚を希望する独身者への新たな出会いの機会の創出や、出会いから結婚までの支援を行います。 縁結びサポーターと連携し、結婚希望独身者の意識改革を図るよう「婚活セミナー」など各種研修を開催しながら出会いの場を提供します。	政策財政課
結婚新生活支援事業	婚姻を伴う新生活に対する経済的不安を軽減することにより、少子化対策の強化及び本町への定住促進を図ります。 新婚世帯（共に 39 歳以下、所得制限あり）に対し、引越費用、リフォーム費用、賃貸住宅に係る費用を助成し、結婚新生活を応援します。	政策財政課

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育提供区域」を設定し、その区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとされています。

区域の設定については各自治体の裁量に任されており、本町では各地域のこどもの数や地理的、社会的条件等を踏まえ、全地域を一体として「教育・保育提供区域」とします。

なお、本町の教育・保育施設は、私立認定こども園が2施設、町立認定こども園が2施設の計4施設となっています。また、地域子育て支援事業を行う子育て支援センターを高田地域に1か所設置しています。

2 教育・保育事業の量の見込み・確保方策

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間（令和2年～令和6年）の人口動向及び事業実績をもとに推計を行いました。

■教育・保育給付認定の区分

	1 号認定	2 号認定	3 号認定
対象年齢	満 3 歳以上の小学校就学前のこども		満 3 歳未満のこども
対象条件	2, 3 号認定のこども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
利用可能な施設	幼稚園	保育所（園）・地域型保育事業 ※地域型保育事業は 3 号認定のみ	
	認定こども園		
利用できる時間	教育標準時間	保育標準時間（1 日 11 時間まで）	
		保育短時間（1 日 8 時間まで） ※保育標準時間と保育短時間は就労時間等の保育の必要量によって決定	

(1) 1号認定（3～5歳、教育のみ）

1号認定については、少子化の影響により量の見込みも減少が見込まれるため、確保の内容は充足できています。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人/年	28	42	39	38	36	35
確保の内容	人/年	75	75	75	75	75	75
教育・保育施設	人/年	75	75	75	75	75	75

(2) 2号認定（3～5歳、保育の必要性あり）

2号認定については、1号認定と同様、少子化の影響により量の見込みも減少が見込まれるため、確保の内容は充足できています。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人/年	248	247	229	225	210	206
確保の内容	人/年	258	258	258	258	258	258
教育・保育施設	人/年	258	258	258	258	258	258

(3) 3号認定（0～2歳、保育の必要性あり）

3号認定については、夫婦共働き世帯の増加や核家族化の進行等により、こどもの数自体が減少していても、保育需要は年々増加することが見込まれます。町内の既存施設のみで対応できない場合には、近隣市町村との広域調整や地域型保育事業の誘致等により、受入れの拡大を図っていきます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

0歳	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人/年	26	51	49	47	45	44
確保の内容	人/年	58	58	58	58	58	58
教育・保育施設	人/年	58	58	58	58	58	58
地域型保育事業	人/年	0	0	0	0	0	0

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

1 歳	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人/年	70	67	71	67	64	62
確保の内容	人/年	81	81	81	81	81	81
教育・保育施設	人/年	81	81	81	81	81	81
地域型保育事業	人/年	0	0	0	0	0	0

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

2 歳	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人/年	77	71	66	70	66	64
確保の内容	人/年	103	103	103	103	103	103
教育・保育施設	人/年	103	103	103	103	103	103
地域型保育事業	人/年	0	0	0	0	0	0

（４）こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度については、令和 8 年度より新たに開始する事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労の有無などは問わず保育所を利用することが可能です。

利用ニーズや保護者の働き方の変化等を踏まえ、事業の実施に向けた体制整備に取り組みます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	延人	－	－	40	40	40	40
0 歳児	延人	－	－	0	0	0	0
1 歳児	延人	－	－	20	20	20	20
2 歳児	延人	－	－	20	20	20	20
確保の内容	延人	－	－	40	40	40	40
0 歳児	延人	－	－	0	0	0	0
1 歳児	延人	－	－	20	20	20	20
2 歳児	延人	－	－	20	20	20	20

※利用想定人数×月一定時間（国のガイドラインに基づき、10 時間と仮定）にて算出

3 地域子ども・子育て支援事業の見込み・確保方策

量の見込みの設定にあたっては、過去5年間（令和2年～令和6年）の人口動向及び事業実績をもとに推計を行い、確保の内容を踏まえ、調整を行いました。

また、令和5年の児童福祉法の改正により家庭支援事業として6事業が充実・追加されたため、本町においても関係機関の協力を得ながら計画的に実施します。

（1）延長保育事業

延長保育事業については、保育所や認定こども園において、開所時間を延長して児童を保育する事業です。本町では、公立と私立の全ての認定こども園で実施しています。今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できています。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人/年	321	330	314	309	291	284
確保の内容	人/年	350	350	350	350	350	350

（2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業については、小学校に就学している児童に対して、健全な育成を図るため、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供する事業です。

これまで低学年では250人程度、高学年では100人程度のほぼ横ばいで推移しているものの、現在は申込者が定員を上回っていること、高学年での利用希望者の増加が見込まれることから、他の施設を利用するなど児童クラブ館としての受入体制の見直しを検討しつつ、引き続き小学校の空き教室を利用し、受入れ人数の拡大を図っていきます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人/年	360	356	334	309	294	274
1年生	人/年	101	100	93	87	83	76
2年生	人/年	77	76	72	66	63	59
3年生	人/年	83	82	77	71	68	63
4年生	人/年	48	47	45	41	39	37
5年生	人/年	42	42	39	36	34	32
6年生	人/年	9	9	8	8	7	7
確保の内容	人/年	340	360	360	360	360	360

(3) 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業については、保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて児童養護施設等に入所し、必要な保護を行う事業です。

これまで利用実績はありませんが、今度の二ーズを踏まえ、事業を実施できる体制を整備します。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人/年	0	2	2	2	2	2
確保の内容	人/年	0	2	2	2	2	2

(4) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業については、家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て支援拠点施設において、地域の子育て中の交流促進や育児相談等を行う事業です。

これまで日当たり15人程度で推移しており、こどもとその保護者が地域で孤立しないよう、交流機会の確保や相談支援の充実に努めます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人/年	4,666	3,932	3,741	3,685	3,478	3,382
確保の内容	人/年	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

(5) 一時預かり事業

一時預かり事業について、認定こども園における在園児を対象とした預かり保育では、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、幼稚園の園児を対象に教育活動等を行う事業であり、その他（子育て支援センターにおける一時保育）では、家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、子育て支援センターで一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

低年齢児からの保育所や認定こども園への入所・入園が増加しているため、一時預かり事業の需要は減少傾向にありますが、必要量に応じた提供体制は整っており、さらなる利便性の向上に努めます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

認定こども園における 在園児を対象とした預 かり保育	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人/年	6	10	9	9	8	8
確保の内容	人/年	24	24	24	24	24	24

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

その他（子育て支援センターにおける一時保育）	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	245	230	219	216	203	198
確保の内容	人/年	586	586	586	586	586	586

（6）病児保育事業

病児保育事業については、病気の回復期において、集団保育を受けることが困難な子どもを預かる事業です。

本町では、町内の公立と私立の全ての認定こども園で「体調不良児対応型病児保育※」を実施しており、さらなる周知・啓発に努めます。

※児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育所等における緊急的な対応を図る事業及び保育所等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	480	455	433	426	402	391
確保の内容	人/年	500	500	500	500	500	500

（7）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業については、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の家庭を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進する事業です。

現在、1か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。今後は、援助を必要とする希望者を増やしていくため、事業のさらなる周知と、手続き方法など利用者が使いやすい環境となるよう検討を重ねます。また、安定した提供会員（育児の手助けを行う者）の確保と人材の育成を継続的に実施します。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	154	145	137	130	123	117
確保の内容	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	231	231	231	231	231	231

(8) 妊産婦健診事業

妊産婦健診事業については、妊婦が医師や助産師等の専門家のアドバイスを受けて、積極的に健康管理に取り組むために行う事業です。

ハイリスク妊産婦等には、必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な支援をしていきます。また、産婦を対象に産後1ヶ月健診を助成し、産婦の心身の健康支援に努めます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	70	74	70	68	65	63
確保の内容	人/年	70	74	70	68	65	63

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業については、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

継続的に支援の必要な乳幼児や保護者の早期発見に努め、関係機関と連携して切れ目のない支援を実施します。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人/年	69	74	70	68	65	63
確保の内容	人/年	70	74	70	68	65	63

(10) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業については、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する相談等を行う事業です。

生活環境や生活課題の多様化・複雑化等も踏まえ、地域や関係機関と連携しながら、支援を実施していきます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人	0	30	30	30	30	30
確保の内容	延人	0	30	30	30	30	30

(11) 利用者支援事業

利用者支援事業については、教育・保育、保健その他の子育て支援の情報提供を行うとともに、必要に応じて保護者等からの相談・助言等を行い、関係機関等との連絡調整等を行う事業です。

本町では、令和7年度より母子保健機能及び児童福祉機能双方の機能を一体的に運営し、妊娠期から出産、子育て期までを包括的に支援するため「こども家庭センター」を設置し体制の強化を図ります。

また、令和4年度より実施している伴走型相談支援と経済的支援を一体的な事業とし、令和7年度より開始する「妊婦等包括相談支援事業」で、面談等により情報提供や相談等を行います。今後、母子との面談等を早期に実施することで、利用ニーズを的確に把握し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、必要な情報の提供や相談支援に取り組みます。

さらに、出産から子育てに係る資源・サービス等について、単に情報提供するだけの場ではなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動の体制づくり、地域課題の把握など、多様なニーズに対し調整し対応していきます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1	1
確保の内容	箇所	1	1	1	1	1	1

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

※妊婦等包括 相談支援事業		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	件/年	-	74	70	68	65	63
	1組当たりの面談回数	回/年	-	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数	回/年	-	222	210	204	195	189
確保の内容	こども家庭センター	回/年	-	222	210	204	195	189
	上記以外	回/年	-	0	0	0	0	0

(12) 産後ケア事業

産後ケア事業については、令和3年度より開始されていた事業で、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行います。

利用ニーズを把握しながら、出産期からの切れ目ない支援を実施していきます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	延人	1	2	2	2	2	2
確保の内容	延人	1	2	2	2	2	2

※利用見込み産婦数/全産婦数×平均利用日数にて算出

(13) 子育て世帯訪問支援事業

子育て世帯訪問支援事業については、令和7年度より新たに開始する事業で、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

利用ニーズを把握しながら、家庭が抱える様々な課題の解決に向け、支援を実施していきます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	延人	-	30	28	26	24	22
確保の内容	延人	-	30	28	26	24	22

(14) 児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業については、養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポートや進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。現在対応できる体制が整備されていないので、関係機関と連携して今後の対応について検討します。

(15) 親子関係形成支援事業

親子関係形成支援事業については、令和7年度より新たに開始する事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

利用ニーズを把握しながら、こどもと保護者の心身の健康に向けた支援を実施していきます。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	人	-	10	10	8	8	8
確保の内容	人	-	10	10	8	8	8

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯に対し、認定こども園等の実費徴収（保育料以外）がある場合など、補足給付が出来る事業となっています。現在、該当者はいませんが、発生した場合に対応出来るよう整備を進めていきます。

(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供を進めていく中で、民間事業者の参入や多様な事業者の能力の活用が必要となる場合に備え、整備を進めていきます。

(18) 子どもを守るための地域ネットワーク強化事業

こどもを虐待等から守るため、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関と関係機関の連携を強化し、ネットワークの体制整備や児童虐待に対応する職員の専門性の向上、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図ります。

■量の見込みに対する確保の内容（令和6年度は見込み）

	単位	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量の見込み	拠点	1	1	1	1	1	1
確保の内容	拠点	1	1	1	1	1	1

第6章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取組が必要とされ、そのためにも、本計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取組の改善や充実に反映させていくことが重要です。

1 推進の体制

(1) 家庭や関係機関等との連携

こども・子育て家庭を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関の連携・協働が必要です。そのため、家庭をはじめ、認定こども園、小・中・高等学校、その他関係団体・機関との連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整に取り組んでいきます。

また、家庭や地域、教育・保育関係機関、行政それぞれが、子育て支援やこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・子育て支援に関わる様々な施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する町民の多様なニーズに対応するため、保育士や教諭等の資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方など地域の様々な子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 町民・企業等の参加、参画の推進

社会全体でこども・子育て家庭を支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。そのため、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの拡充など、地域による取り組みを支援し、こどもの成長や子育てしやすい環境づくりに向け、町民及び企業等の参加・参画を推進します。

2 計画の進捗状況の管理・評価

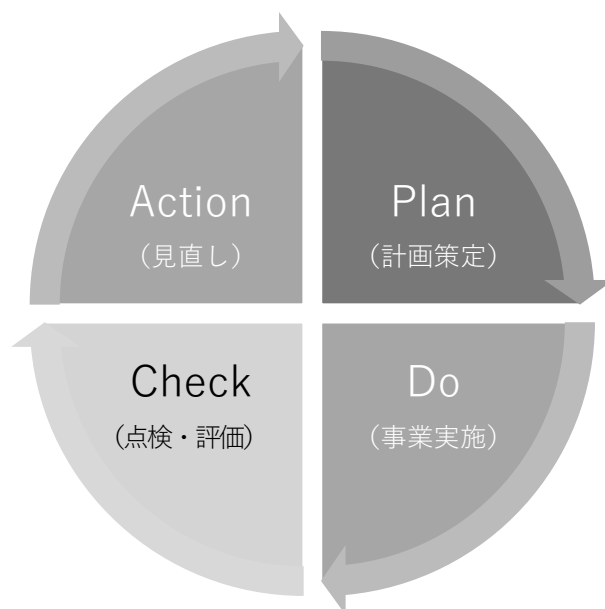
計画の実現に向け、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう管理するとともに、子ども・子育て支援事業においては需要と供給のバランスがとれているかを把握し、町が設置する子ども・子育て会議において、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価していきます。

事業の進捗状況の管理・評価にあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

また、令和8年度末に町民へのアンケート調査を実施するとともに、子ども・子育て支援事業における「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、令和9年度に本計画の中間評価・見直しを行います。ただし、計画の見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和11年度）までとします。

さらに、令和12年度以降の次期こども計画の策定にあたって、令和10年度末（あるいは令和11年度）に町民へのアンケート調査を行い、目標値の達成状況を確認します。

■PDCA サイクル



資料編

1 会津美里町子ども・子育て会議条例

平成31年3月6日条例第6号

改正

令和4年3月4日条例第1号
令和5年3月31日条例第16号
令和6年3月15日条例第14号

会津美里町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、会津美里町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策について町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関心を持つ一般公募による町民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。ただし、新たに委嘱され、最初開催される会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の支給については、会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年会津美里町条例第42号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康ふくし課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月4日条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日条例第16号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日条例第14号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 会津美里町子ども・子育て会議 委員名簿

No.	氏 名	所 属 等	備考
1	星 直子	高田地域保護者代表	
2	星 真崇	本郷地域保護者代表	
3	齋藤 優	新鶴地域保護者代表	
4	天笠 昌明	認定こども園ひかり 理事長	
5	安達 和重	社会福祉法人 会津美里町社会福祉協議会 事務局長	
6	山内 啓子	NPO法人子育てネットワーク 「ぼけっと」理事長	副会長
7	長嶺 和子	新鶴こども園長	
8	渡部 琢也	公立大学法人会津大学 会津大学短期大学部 幼児教育学科 講師	会長
9	佐藤 義雄	一般公募	

■事務局

所 属	職 名	氏 名
健康ふくし課	課長	渡部 朋宏
	こども家庭支援室 主幹	福田富美代
	こども家庭支援室 室長	小林 早苗
	こども家庭支援室 こども家庭支援係長	阿部健太郎
こども教育課	課長	大竹 淳志
	こども教育係長	榎森 正典

3 策定経過

年月日	内容	備考
令和5年6月3日	第3回 会津美里町子ども・子育て会議	(1) 第2期会津美里町子ども・子育て支援事業 計画進捗について (2) 会津美里町こども計画の進捗について (3) その他
令和6年2月29日～ 3月25日	各種アンケート調査の実施	・子ども・子育てニーズ調査 ・子どもの生活実態調査 ・子ども・若者調査
令和6年4月26日～ 5月13日	関係団体ヒアリング調査の実施	
令和6年6月3日	第1回 会津美里町子ども・子育て会議	(1) こども家庭支援室について (2) こども計画について (3) こども家庭センターの設置検討について (4) その他
令和6年7月23日	第2回 会津美里町子ども・子育て会議	(1) こども計画 骨子案について (2) 子ども・子育て支援法の改正に伴う各種事 業について (3) その他
令和6年10月17日	第3回 会津美里町子ども・子育て会議	(1) こども計画 素案について (2) その他
令和6年11月25日	全員協議会（議会）説明	・こども計画について ・パブリックコメント
令和6年12月2日～ 令和7年1月10日	パブリックコメント 実施予定	
令和7年●月●日	第4回 会津美里町子ども・子育て会議	